

# 第208回 長野県都市計画審議会

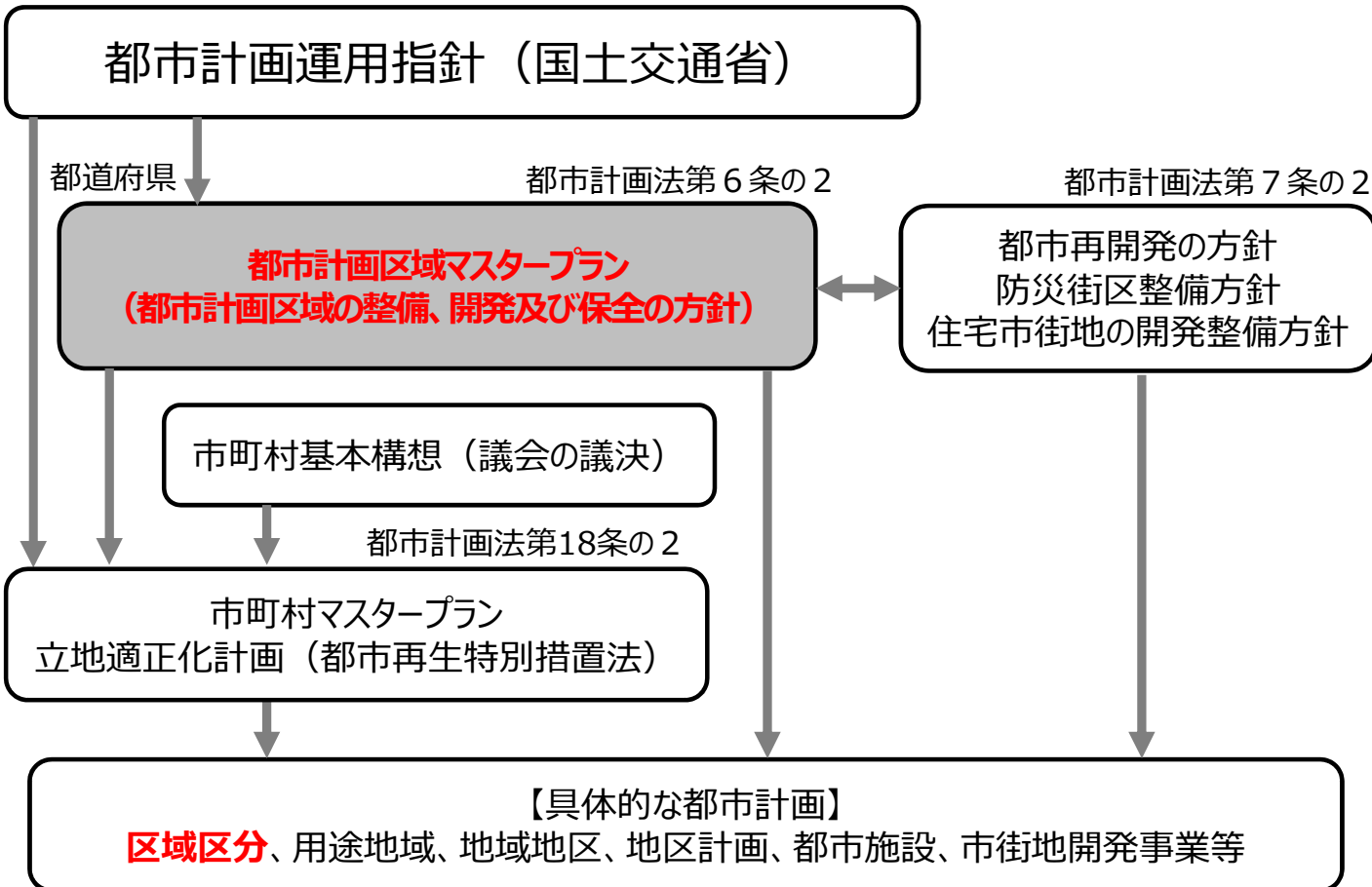
## 調査審議第2号 都市計画区域の整備、開発及び保全 の方針の見直しについて

1

### 長野県のマスタープラン



— 非線引き都市については  
一体化を検討中



3



## 位置づけ

・都市の発展の動向、人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して都市の将来像を明確にするとともに、都市計画区域における区域区分を始めとした**都市計画の基本的な方針**を定めたもの

## 作成主体

・県

## 計画の期間

・20年（20年後の都市の姿を展望した上で10年以内の整備するものを整備の目標として示す）

## 定めるもの

・区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

## 努めて定めるもの

・都市計画の目標

・土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する**主要な都市計画の決定の方針**

都市計画法第6条の2

## 都市計画区域マスタープラン (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

県が都市計画区域ごとに、一市町村を越えた広域的な見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるもの。

### 【都市計画区域マスタープランの構成】

#### 1. 都市計画の目標

- (1) 都市計画区域の範囲
- (2) 都市づくりの**基本理念**
- (3) 地域ごとの市街地像

#### 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- (1) 区域区分の決定の有無
- (2) 区域区分の方針

#### 3. 主要な都市計画の決定方針

- (1) **土地利用**に関する主要な都市計画の決定の方針
- (2) **都市施設**の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (3) **市街地開発事業**に関する主要な都市計画の決定の方針
- (4) **自然的環境**の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

都市計画区域マスタープランの変更にともなって「区域区分の変更」を行う。

## 都市計画区域マスタープランの変更理由

長野県都市計画ビジョン

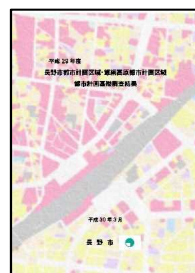
2019 (平成 31) 年 3 月  
長野県

### 【長野県都市計画ビジョン】 H31.3

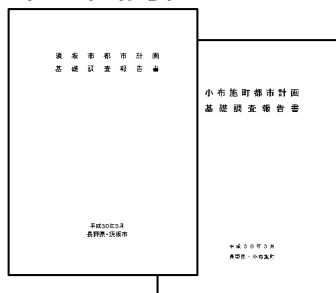
世界共通の目標であるSDG s を踏まえ、市町村合併の進展、総人口の減少、東日本大震災の発生を背景に改定

### 【都市計画基礎調査】 H29

H27年の国勢調査を基に実施 (線引き都市)



長野都市計画区域



須坂都市計画区域 (須坂市、小布施町)



松本都市計画区域



塩尻都市計画区域

人口、産業の現状や将来を見据えた主要な土地利用、都市施設等についておおむねの配置、規模等を示すことにより、都市が抱える課題への対応や今後あるべき都市のすがたに向けて整備、開発及び保全を図るため、変更するもの

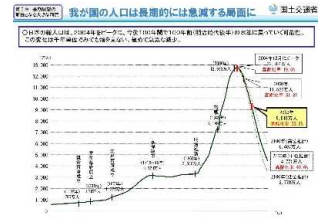
## 【世界共通の目標であるSDG s の推進】

持続可能な開発目標（SDGs）のうち、とくに長野県の都市づくりに関連する10の目標を抽出し、長野県都市計画ビジョンの改定に反映し、その推進



## 【本格的な少子高齢化・人口減少、環境問題などへの対応】

人口減少による都市機能維持の課題や環境に配慮した持続可能な社会の実現、災害に強い都市づくりのためコンパクトで魅力的なまちづくりの推進



## 【気候変動により頻発・激甚化する自然災害への対応】

東日本大震災、令和元年東日本台風、長野市における長野県神城断層地震による建物等の被害、令和元年東日本台風による千曲川等の氾濫による浸水被害を教訓として、災害に対して安全・安心な都市づくりの推進



## 【低炭素な環境へ配慮した持続可能なまちづくりの推進】

「気候非常事態宣言」を踏まえ、一層の、集約型都市構造への転換や公共交通利用の促進、エネルギーの効率的利用の推進

# 都市計画区域マスタープランの見直しの観点

### 都市計画区域マスタープランの見直しの観点

都市計画区域マスタープランの見直しについては、最上位計画である長野県都市計画ビジョンを踏まえ、以下のとおりとする。

都市計画ビジョンにおける都市づくりの方針

区域マスタープランの見直し方針と具体的な反映

#### 【ゾーンに関する方針】

1. 生き生きと自律・共存できるコンパクトなまちづくり
2. 美しい農山村集落づくり
3. 自然環境の保全と活用

#### 【施策に関する方針】

- A. 災害に強いしなやかな国土の形成
- B. 環境と調和した良好な居住地の形成
- C. 生活・産業・観光が支える交通体系の構築
- D. 地域資源を活かした魅力ある産業・観光の育成・創出

①少子高齢化や環境問題等への社会的課題へ対応するため、コンパクトで魅力的なまちづくりを推進  
→**集約型都市構造への転換、立地適正化計画制度活用による持続可能なまちづくり**

②東日本大震災や台風19号を教訓とした安全なまちづくりを推進  
→**土地利用方策と連動した防災・減災対策が検討又は実施されていない区域は市街化区域編入しない、保安林・治山治水対策を講ずる区域の保全、調整区域の災害ハザードエリアの保全**

③低炭素な環境へ配慮した持続可能なまちづくりを推進  
→**低炭素なまちづくり、公共交通機関の利用促進による環境負荷低減、梯子型道路路網による交通利便性向上、緑豊かな市街地環境の創出**

## 都市計画区域の範囲と目標年次等

### 【都市計画区域の範囲】

都市計画区域の名称 : 長野都市計画区域（約20,161ha）  
 対象市町村と範囲 : 長野市の一部

### 【目標年次】

都市計画の基本的な方向 : 令和17年  
 市街化区域の規模や都市施設等の整備目標 : 令和7年

## 都市づくりの基本理念

本区域は千曲川や犀川の合流地に広がる善光寺平を中心に、優良な農地と豊かな自然に恵まれ、国宝善光寺の門前町として、また真田十萬石の城下町松代など、自然・歴史・文化など多様な資源に恵まれた都市である。

1998年（平成10年）には第18回オリンピック冬季競技大会を開催するとともに、新幹線、高速道等の高速交通網や、市内の基盤整備を進め、国際交流都市としての基礎を築いてきた。

しかし、本格的な人口減少や少子・高齢社会の到来、経済・産業活動の広域化など本区域を巡る社会情勢は大きく変化している。さらに、平成26年11月には長野県神城断層地震による建物等の被害、令和元年10月には、令和元年東日本台風による千曲川の氾濫により大きな浸水被害を受けており、災害に強い都市づくりも求められている。

このような状況を踏まえ、災害に強く、地域が活力にあふれ、誰もが安全・安心を実感でき、住環境と自然環境が将来にわたっていつまでもいきいきと輝き続け、様々なニーズ、リスク、変化に対応できる柔軟性を備えた持続可能なまちづくりを実現するため、本区域の都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

**「災害に強く自然と共生し安全・安心な  
 歴史と文化の広域交流都市づくり」**

## 地域ごとの市街地像

### 【都市拠点】

#### a. 長野駅周辺・善光寺周辺

長野駅を中心とした地域は、多様で高次の広域的都市機能が集積していることから、市街地開発事業等を活用し、関連施設の緊密な活動に必要な機能のさらなる集積、高度化を図る。

#### b. 北長野駅周辺

北長野駅周辺は、行政機関や商業・業務集積など多様な機能の集積を活用し、公共交通の結節点との連携を強化することで、歩いて暮らせる街の拠点の形成を図る。また、市北部エリアの地域拠点として駅周辺の拠点性の強化と住宅地が主体の既存市街地としての地域特性に配慮し、地区レベルでの都市基盤、住環境の整備を進める。

#### c. 篠ノ井駅周辺

篠ノ井駅周辺は、市の南の玄関口として、地域拠点にふさわしい都市機能の充実を図るとともに、地域内に広がる住宅地を公共交通で結び、篠ノ井駅を中心とした都市機能の集約により、コンパクトなまちづくりを進める。また、都市機能の集積を図り、拠点性を高めるために篠ノ井駅周辺の低・未利用地の活用を図る。

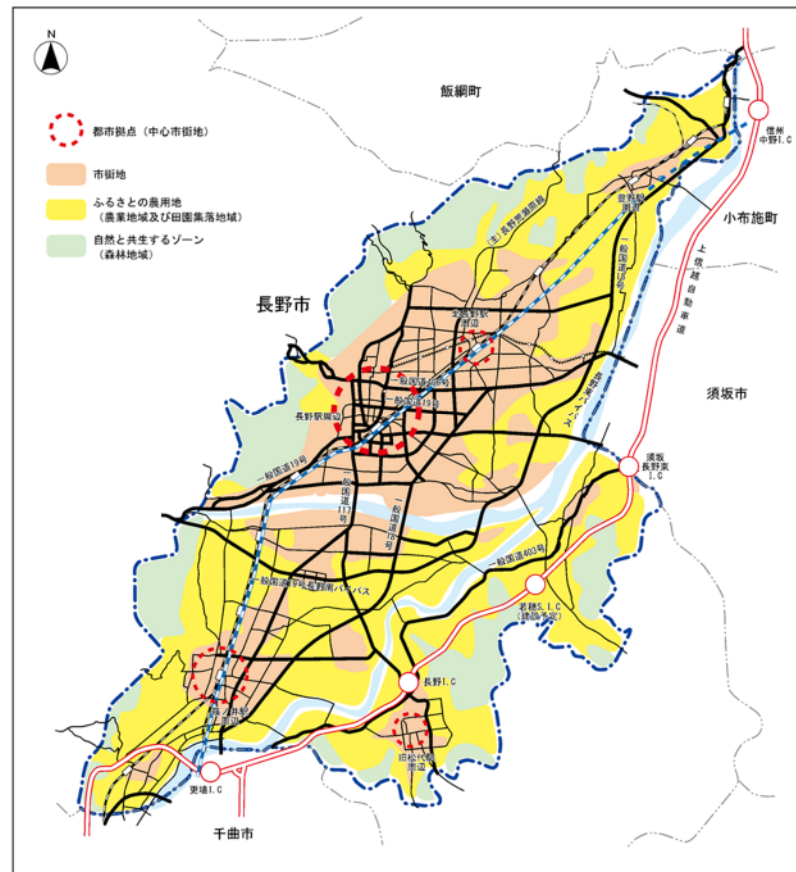
#### d. 旧松代駅周辺

旧松代駅周辺は、松代城、真田邸等の歴史的な文化資源を活かしつつ、博物館施設等の整備や、商業・観光施設等の集積を図る。また、地域拠点としての都市機能が集積していることも踏まえ、より一層の歴史・文化資源を活かした観光地としての魅力向上を図るとともに、生活拠点としての整備を進める。

### 【その他の市街地】

a. 豊野駅周辺 b. 柳原駅周辺 c. 川中島駅周辺 d. 今井駅周辺 e. 綿内地区

都市計画区域マスタープラン都市構造図  
 長野都市計画区域（長野市）



## 主要な都市計画の決定の方針等

### 【市街地の土地利用の方針】

#### 土地の高度利用に関する方針

長野駅東口地域から善光寺に至る中心市街地には、建築物の老朽化、**低未利用地の増加、生活サービス施設の不足**等住環境面での問題を抱える地区があり、全体的には**地域コミュニティーの低下や都市のスポンジ化等**、数多くの課題を抱えている。**市街地開発事業等の実施や、低・未利用地や公的不動産を有効に活用した生活サービス施設等の立地誘導により、土地の高度利用及び都市機能の更新並びに、まちなか居住及び来街者等の滞在、交流の促進を図る。**

### 【市街地調整区域の土地利用の方針】

長野市地域防災計画を基に、都市の危険性を把握し、**長期的な視点において市街化を抑制する必要がある場合には、市街化調整区域への編入や、必要な土地利用規制・誘導の制度を導入し、より安全快適な都市づくりを目指す。**

### 【市街化調整区域の土地利用の方針】

#### 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

**災害発生の恐れが高い区域において、土地利用方策と連動した防災・減災対策が検討又は実施されていない区域は保全されるべき区域とし、新たな市街化区域編入は行わない。**

### 【交通施設の都市計画の決定の方針】

#### 道路

- ・歩行者空間の連続化と居心地がよく歩きたくなる空間の創出、バリアフリー化を図る。
- ・自転車ネットワーク計画に位置付けた路線について、自転車通行空間の整備を図る。

#### 公共交通

**拠点とネットワークからなる都市構造を支援するように公共交通網の適切な設定を行うとともに、地域拠点や観光拠点を連絡する幹線道路網の整備を図る。**

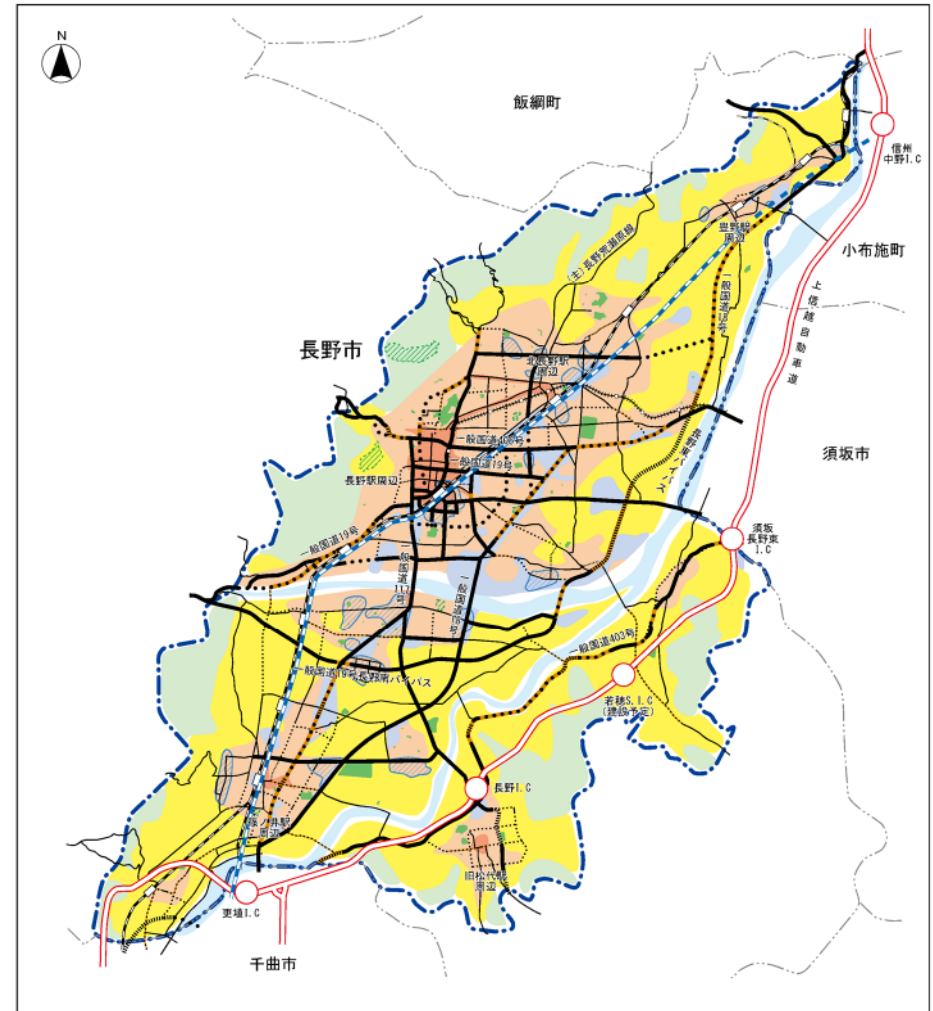
### 【市街地開発事業の決定の方針】

中心市街地は、大型店の撤退や商業機能の郊外展開により商業地としての求心力の低下が見られたが、市街地再開発事業等による新たな都市機能の形成が図られるとともに、北陸新幹線の金沢延伸により、広域拠点としての魅力が増進している。しかし、少子高齢化や商業を取り巻く環境の変化等による空洞化への対策、建築物の老朽化に伴う更新や防災対策の必要性等から、引き続き、行政と住民とのパートナーシップによる市街地再開発事業等により、商業・居住・宿泊などの都市機能の充実、歩行者空間の整備及び景観形成を図り、歩いて暮らせるまちづくりを推進するとともに、多くの人々が訪れ交流する場を創出し、中心市街地の活性化を図る。

### 長野MPの特徴

- ・逆線引き制度等を活用した、コンパクトシティに向けた土地利用規制・誘導
- ・災害リスクの高いエリアの住宅立地抑制・市街地再開発事業を活用した都市拠点の活性化

都市計画区域マスタープラン都市施設等配置図  
長野都市計画区域（長野市）



都市計画区域	交通施設 高速道路	公園・緑地 整備済み	新幹線
住宅地	主要幹線道路 国道/主要地方道(4車線以上) / 一般県道(4車線以上) 都市計画道路(2.2m以上)(4車線相当)	10年以内整備	(計画)
商業・業務地	整備済み	10年以降整備	鉄道(JR等)
工業地	10年以内整備	10年以降整備	鉄道(私鉄)
農用地	10年以内整備	市街地開発事業 土地区画整理事業	行政界
森林地域	10年以降整備	整備済み	
主要河川	幹線道路 主要地方道(2車線以上) / 一般県道(2車線以上) 上記を越く都市計画道路	整備済み	
	現道(県道以上)		

長野都市計画  
(長野市)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

長野都市計画  
(長野市)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(案)

長野県

長野県

目次	目次
<p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更</p> <p>1. 都市計画の目標</p> <p>(1) 都市計画区域の範囲と目標年次</p> <p>① 都市計画区域の範囲</p> <p>② 目標年次</p> <p>(2) 都市づくりの基本理念</p> <p>(3) 地域ごとの市街地像</p> <p>① 市街地地域</p> <p>② 農業地域</p> <p>③ 自然保全地域</p> <p>2. 区域区分の決定の有無及び区域区分の定める際の方針</p> <p>(1) 区域区分の決定の有無</p> <p>(2) 区域区分の方針</p> <p>① おおむねの人口</p> <p>② 産業の規模</p> <p>③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係</p> <p>3. 主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 主要用途の配置の方針</p> <p>② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針</p> <p>③ 市街地における住宅建設の方針</p> <p>④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針</p> <p>⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針</p> <p>(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 交通施設の都市計画の決定の方針</p> <p>② 下水道及び河川の都市計画の整備の方針</p> <p>③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針</p> <p>(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 主要な市街地開発事業の決定の方針</p> <p>② 市街地整備の目標</p> <p>(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</p> <p>① 基本方針</p> <p>② 主要な緑地の配置の方針</p> <p>③ 実現のための具体の都市計画制度の方針</p> <p>④ 主要な緑地の確保目標</p> <p>計画附图</p> <p>1 都市構造図</p> <p>2 都市施設等配置図</p>	<p><b>長野</b>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更</p> <p>1. 都市計画の目標</p> <p>(1) 都市計画区域の範囲と目標年次</p> <p>① 都市計画区域の範囲</p> <p>② 目標年次</p> <p>(2) 都市づくりの基本理念</p> <p>(3) 地域ごとの市街地像</p> <p>① 市街地地域</p> <p>② 農業地域</p> <p>③ 自然保全地域</p> <p>2. 区域区分の決定の有無及び区域区分の定める際の方針</p> <p>(1) 区域区分の決定の有無</p> <p>(2) 区域区分の方針</p> <p>① おおむねの人口</p> <p>② 産業の規模</p> <p>③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係</p> <p>3. 主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 主要用途の配置の方針</p> <p>② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針</p> <p>③ 市街地における住宅建設の方針</p> <p>④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針</p> <p>⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針</p> <p>(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 交通施設の都市計画の決定の方針</p> <p>② 下水道及び河川の都市計画の整備の方針</p> <p>③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針</p> <p>(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 主要な市街地開発事業の決定の方針</p> <p>② 市街地整備の目標</p> <p>(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</p> <p>① 基本方針</p> <p>② 主要な緑地の配置の方針</p> <p>③ 実現のための具体の都市計画制度の方針</p> <p>④ 主要な緑地の確保目標</p> <p>計画附图</p> <p>1 都市構造図</p> <p>2 都市施設等配置図</p>



## 長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

## 1. 都市計画の目標

本計画は、長野都市計画区域内の市町村や住民の意向を踏まえ、長野都市計画が目指す都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針を明確に示すことにより、計画的な都市づくりの実現を促そうとするものである。

## (1) 都市計画区域の範囲と目標年次

## ① 都市計画区域の範囲

- ◆都市計画区域の名称：長野都市計画区域
- ◆対象市町村：長野市
- ◆範囲：長野市の一部

## ② 目標年次

- ・都市計画の基本的な方向 平成37年
- ・市街化区域の規模や都市施設、市街地開発事業の整備目標 平成27年

## (2) 都市づくりの基本理念

## ① 都市づくりの基本理念

長野都市計画区域は、長野市及び豊野町によって構成されていたが、平成17年1月の合併により、豊野町が長野市に編入合併し、長野市1市による都市計画区域となった。

本区域は中部圏都市開発区域に属し、県内はもとより、隣接各県との活発な交流を深める中で、平成11年には中核市に指定され、政治・経済・観光の拠点として発展してきた。

また、本区域は千曲川や犀川の合流地に広がる善光寺平を中心に、優良な農地と豊かな自然に恵まれ、国宝善光寺の門前町として、また真田十萬石の城下町松代など、自然・歴史・文化など多様な資源に恵まれた都市である。

1998年(平成10年)には第18回オリンピック冬季競技大会(以下「冬季五輪という」)を開催するとともに、新幹線、高速道等の高速交通網や、市内の基盤整備を進め、国際交流都市としての基礎を築いてきた。

しかし、広い行政区域を有し、円滑で機能的な都市活動と快適な都市生活の実現にはいまだ不十分な状況にあり、都市機能の高度化、基盤整備の充実が必要である。

このような状況を踏まえ、豊かな自然環境を保全し、その恵みを楽しむ中で、人々の多様な価値観が尊重される快適で文化的な都市生活を実現するため、本区域の都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

**「自然と共生する歴史と文化の広域交流都市づくり」**

## 長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

## 1. 都市計画の目標

本計画は、長野都市計画区域内の市町村や住民の意向を踏まえ、長野都市計画が目指す都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針を明確に示すことにより、計画的な都市づくりの実現を促そうとするものである。

## (1) 都市計画区域の範囲と目標年次

## ① 都市計画区域の範囲

- ◆都市計画区域の名称：長野都市計画区域
- ◆対象市町村：長野市
- ◆範囲：長野市の一部

## ② 目標年次

- ・都市計画の基本的な方向 令和17年
- ・市街化区域の規模や都市施設、市街地開発事業の整備目標 令和7年

## (2) 都市づくりの基本理念

## ① 都市づくりの基本理念

長野都市計画区域は、長野市及び豊野町によって構成されていたが、平成17年1月の合併により、豊野町が長野市に編入合併し、長野市1市による都市計画区域となった。

本区域は中部圏都市開発区域に属し、県内はもとより、隣接各県との活発な交流を深める中で、平成11年には中核市に指定され、政治・経済・観光の拠点として発展してきた。

また、本区域は千曲川や犀川の合流地に広がる善光寺平を中心に、優良な農地と豊かな自然に恵まれ、国宝善光寺の門前町として、また真田十萬石の城下町松代など、自然・歴史・文化など多様な資源に恵まれた都市である。

1998年(平成10年)には第18回オリンピック冬季競技大会(以下「冬季五輪という」)を開催するとともに、新幹線、高速道等の高速交通網や、市内の基盤整備を進め、国際交流都市としての基礎を築いてきた。

しかし、本格的な人口減少や少子・高齢社会の到来、経済・産業活動の広域化など本区域を巡る社会情勢は大きく変化している。

さらに、平成26年11月には長野県神城断層地震による建物等の被害、令和元年10月には、令和元年東日本台風による千曲川の氾濫により大きな浸水被害を受けており、災害に対して安全・安心な都市づくりも求められている。

このような状況を踏まえ、災害に強く、地域が活力にあふれ、誰もが安全・安心を実感でき、住環境と自然環境が将来にわたっていつまでもいきいきと輝き続け、様々なニーズ、リスク、変化に対応できる柔軟性を備えた持続可能なまちづくりを実現するため、本区域の都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

**「災害に強く自然と共生し安全・安心な歴史と文化の広域交流都市づくり」**

② 都市づくりの目標

都市づくりの目標を次のとおり設定する。

● **自然と共生し、調和した都市づくり**

豊かな自然環境を未来へと継承しつつ、自然と共生する緑豊かな都市づくりを目指す。

自然の恵みを享受するなかで、持続可能な循環型社会を実現するために、低炭素都市づくりを目指す。

都市における社会経済活動に起因する環境への負荷を低減するため、土地を効率的に利用し、河川や身近な里山を含む多様な自然環境を保全するコンパクトでミクスユース\*の集約型都市構造の実現を目指す。

● **安全・安心できる都市づくり**

高齢者や障害者も含むすべての人が安心して社会参加ができ、まちなか居住など歩いて暮らすことができる、コンパクトで効率的な市街地整備を目指す。

自然災害の発生に備えて、密集市街地の整備や治山治水対策においては、ハードとソフトを組み合わせ、安全を主とする基盤整備により、安心して快適に暮らすことのできる都市環境の整備を目指す。

● **活力とにぎわいの持続する都市づくり**

長野が育み継承してきた歴史、伝統、文化といった資源を活かしながら、冬季五輪を開催した国際交流の拠点としてのまちづくりを進め、住む人々にとっても誇りと安らぎが感じられる活力ある都市づくりを推進する。

● **協働による個性ある都市づくり**

住民等が主体的にまちづくりに参加できる仕組みを整え、住民、NPO、事業者、地域、行政の協働による都市づくりを推進する。

\* ミクスユース：住宅をはじめ商業、業務、行政、教育等の多様な用途が集積した複合的な土地利用。(土地利用の複合化)

(3) 地域ごとの市街地像

長野都市区域を4つの地域に分け、地域の特性を活かしたまちづくりを進める。  
また、自然環境の保全や農林業の振興等に配慮するとともに、市街地においては適切な都市機能の分担と連携により、バランスのとれたコンパクトな都市づくりを目指す。

① 都市拠点

- a. 長野駅周辺商業・善光寺周辺市街地

② 都市づくりの目標

都市づくりの目標を次のとおり設定する。

● **自然と共生し、調和した都市づくり**

豊かな自然環境を未来へと継承しつつ、緑地の有する環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などのグリーンインフラとしての機能が効率的かつ有機的に発揮される都市づくりを目指す。

自然の恵みを享受するなかで、循環型社会や低炭素社会、自然共生社会の3つを統合的に進めることで、環境に負荷をかけない持続可能な社会の実現を目指す。

都市における社会経済活動に起因する環境への負荷を低減するため、土地を効率的に利用し、河川や身近な里山を含む多様な自然環境を保全しながら、地域固有の歴史・文化やコミュニティ等を再生し、人と自然、都市と農山村が持続的に共存・共生できるまちづくりを目指す。

● **安全・安心できる都市づくり**

高齢者や障がい者も含むすべての人が安心して社会参加ができ、住みやすく移動しやすい、コンパクトで効率的なまちづくりを目指す。

防災に配慮した安全なまちづくりを行う観点から、居住や都市機能を立地するエリアは災害リスクのある地域を可能な限り避けることを基本とし、災害に対して安全・安心できる都市の実現を目指す。その際、地域に存在する災害リスクの程度、防災・減災対策の取組によるリスクの軽減、地域の持続性や全体のまちづくりとの総合的なバランス等を考慮する。

また、自然災害の発生に備えて、密集市街地や治山治水対策においては、ハード、ソフト事業を連携させて一体的に推進していくことにより、安心して快適に暮らすことのできる都市環境の整備を目指す。その際、必要に応じて市町村を超えた広域の視点からの検討・調整を行う。

● **活力とにぎわいの持続する都市づくり**

長野が育み継承してきた歴史、伝統、文化といった資源を活かしながら、冬季五輪を開催した都市として、新たな資源を掘り起こし、磨き、発信することにより、住む人々にとっても誇りと安らぎが感じられる活力ある都市づくりを推進する。

● **協働による個性ある都市づくり**

住民等が主体的にまちづくりに参加できる仕組みを整え、住民、NPO、事業者、地域、行政の協働による都市づくりを推進する。

(3) 地域ごとの市街地像

長野都市計画区域を4つの地域に分け、地域の特性を活かしたまちづくりを進める。  
また、自然環境の保全や農林業及び産業の振興、防災能力の向上等に配慮するとともに、市街地においては適切な都市機能の分担と連携により、バランスのとれたコンパクトな都市づくりを目指す。

① 都市拠点

- a. 長野駅周辺・善光寺周辺

(旧) 第6回区域区分見直し 区域マスタープラン	(新) 第7回区域区分見直し 区域マスタープラン
<p><u>J R長野駅を中心とした地域は、商業・業務施設が高密度で集積していることから、関連施設の緊密な活動に必要な機能集積を、市街地開発事業等を活用して推進する。</u></p> <p>また、行政、医療、福祉、教育、文化などの各種機能を徒歩で利用できるまちなか居住を推進することにより、夜間人口の減少を防ぎ、地域コミュニティの維持を図るものとする。</p> <p>長野駅東口の若里地区は、県の文化会館や信州大学工学部、長野赤十字病院などが集積している地区であり、教育・文化・交流の拠点として位置づけ、それぞれの機能の集積を活かした地域づくりを進める。</p> <p>門前町の雰囲気は今に残す善光寺とその周辺区域は、歴史と文化資源を活かす地域として、門前町に相応しい街並みの形成を促すことにより観光機能の充実と歴史的景観の保全を図る。</p> <p><b>b. JR豊野駅周辺市街地</b></p> <p><u>J R豊野駅周辺地域は、生活拠点として位置づけ、地域の生活の利便性に資する商業機能の集積と周辺住宅地との融合を図る。</u></p> <p><b>c. JR北長野駅周辺市街地</b></p> <p><u>J R北長野駅周辺は、古くから市街地が形成された地域で、住宅、商業、工業の用途が混在し、老朽木造建築物が密集しているなど防災上の課題も抱えている。再開発事業等による都市機能の集積も進んでいることから、北長野駅周辺の歩いて暮らせるまちづくりの核として拠点機能を強化し、既存市街地の特性に配慮した基盤整備を図る。</u></p> <p><b>d. JR篠ノ井駅周辺市街地</b></p> <p><u>J R篠ノ井駅周辺は、市南部の生活・医療・文化・交流の拠点として位置づけ、商業、業務、サービス業等の機能の集積を図る。また、駅と南長野運動公園の連携を図るため、南長野運動公園を中心とする健康体育施設の機能向上を図る。</u></p> <p><u>J R篠ノ井駅西側は、土地区画整理事業による良好な住環境整備を活かし、駅に近接する田園地帯に囲まれた住環境を保全・整備していく。</u></p> <p><b>e. 長野電鉄松代駅周辺市街地</b></p> <p><u>長野電鉄松代駅周辺は、真田家十万石の城下町として発展してきた歴史的な街並みが残り、多くの文化財に恵まれていることから、これらの資源を活かした地域づくりを進める。一方で、都市基盤は立ち遅れ、朝夕の交通渋滞や観光の交通にも支障をきたしている。このため、歴史的観光拠点として位置づけ、歴史・文化資源を活かした観光地としての魅力向上を図るとともに、生活拠点としての整備を進める。</u></p> <p>② その他の市街地</p>	<p>長野駅を中心とした地域は、<u>多様で高次の広域的都市機能が集積していることから、市街地開発事業等を活用し、関連施設の緊密な活動に必要な機能のさらなる集積、高度化を図る。</u></p> <p>また、行政、医療、福祉、教育、文化などの各種機能を徒歩で利用できるまちなか居住を推進することにより、夜間人口の減少を防ぎ、地域コミュニティの維持を図る。</p> <p>長野駅東口の若里地区は、県の文化会館や信州大学工学部、長野赤十字病院などが集積している地区であり、教育・文化・交流の拠点として位置づけ、それぞれの機能の集積を活かした地域づくりを進める。</p> <p>門前町の雰囲気を今に残す善光寺とその周辺区域は、歴史と文化資源を活かす地域として、門前町に相応しい街並みの形成を促すことにより観光機能の充実と歴史的景観の保全を図る。</p> <p><b>b. 北長野駅周辺</b></p> <p><u>北長野駅周辺は、行政機関や商業・業務集積など多様な機能の集積を活用し、公共交通の結節点との連携を強化することで、歩いて暮らせる街の拠点の形成を図る。</u></p> <p><u>また、市北部エリアの地域拠点として駅周辺の拠点性の強化と住宅地が主体の既存市街地としての地域特性に配慮し、地区レベルでの都市基盤、住環境の整備を進める。</u></p> <p><b>c. 篠ノ井駅周辺</b></p> <p><u>篠ノ井駅周辺は、市の南の玄関口として、地域拠点にふさわしい都市機能の充実を図るとともに、地域内に広がる住宅地を公共交通で結び、篠ノ井駅を中心とした都市機能の集約により、コンパクトなまちづくりを進める。</u></p> <p><u>また、都市機能の集積を図り、拠点性を高めるために篠ノ井駅周辺の低・未利用地の活用を図る。</u></p> <p><b>d. 旧松代駅周辺</b></p> <p><u>旧松代駅周辺は、松代城、真田邸等の歴史的な文化資源を活かしつつ、博物館施設等の整備や、商業・観光施設等の集積を図る。</u></p> <p><u>また、地域拠点としての都市機能が集積していることも踏まえ、より一層の歴史・文化資源を活かした観光地としての魅力向上を図るとともに、生活拠点としての整備を進める。</u></p> <p>② その他の市街地</p> <p><b>a. 豊野駅周辺</b></p> <p><u>豊野駅周辺は、地域生活を支えていく生活拠点として、駅周辺の公共施設と連携した、商</u></p>

業・サービスマ機能の集積を促進し、市北部の拠点性の強化を図る。

a. 長野電鉄柳原駅周辺(市民病院周辺)

長野電鉄柳原駅周辺については、地域の生活拠点として位置づけ、近くに立地する医療・保健・福祉施設を中心として、公共交通機関等の利便性を活かした住機能の充実を図る。

b. JR川中島駅周辺

JR川中島駅周辺については、川中島、更北地域の生活拠点として位置づけ、駅前を中心として生活の利便性の向上に資する商業施設の集積を図る。

c. 今井ニュータウン周辺

今井ニュータウン周辺については、今井地域の生活拠点として位置づけ、JR今井駅の利便性を活かし、生活関連機能の充実を図る。

d. 長野電鉄綿内駅周辺

長野電鉄綿内駅周辺については、若穂地域の生活拠点として位置づけ、長野電鉄綿内駅を中心に、生活関連機能の充実を図る。

e. その他市街地

その他の用途地域内の市街地については、地域の環境と調和した良好な住宅地、あるいは職と住機能が調和した市街地として、基盤整備の充実を図る。

③ ふるさとの農用地(農業地域及び田園集落地域)

市街地の周辺に展開する農用地については、効率的な農業生産の基盤を整え、無秩序な市街化を防止する。一方、点在する集落地の生活環境の維持・充実のための基盤整備を図る。

④ 自然と共生するゾーン(森林地域)

本区域縁辺部に位置する森林地域については、森林としての機能の維持増進を図りつつ、市街地の都市活動を環境面から支える地域の財産として位置づけ、風致地区については、恵まれた風致を保全する。

b. 柳原駅周辺

柳原駅周辺については、東部文化ホールや長野市民病院、保健センター等が近接して立地していることから、文化・医療・保健・福祉施設と公共交通機関が連携した生活拠点の形成を図る。

c. 川中島駅周辺

川中島駅周辺については、川中島、更北地域の生活拠点として位置づけ、駅周辺へ生活利便施設を誘導し、駅を核として歩いて暮らせる生活拠点の形成を図る。

d. 今井駅周辺

今井駅周辺については、今井ニュータウン等の高層集合住宅による高い人口集積があることから、居住地の駅前にあふさわしい、地域に親しまれる生活拠点の形成を図る。

e. 綿内地区

綿内地区については、若穂地域の生活拠点として位置づけ、旧綿内駅前や国道403号沿いの生活利便施設などを誘導するとともに、良好な住環境の確保により生活拠点の形成を図る。

f. その他市街地

その他の用途地域内の市街地については、地域の環境と調和した良好な住宅地、あるいは職と住機能が調和した市街地として、基盤整備の充実を図る。

③ ふるさとの農用地(農業地域及び田園集落地域)

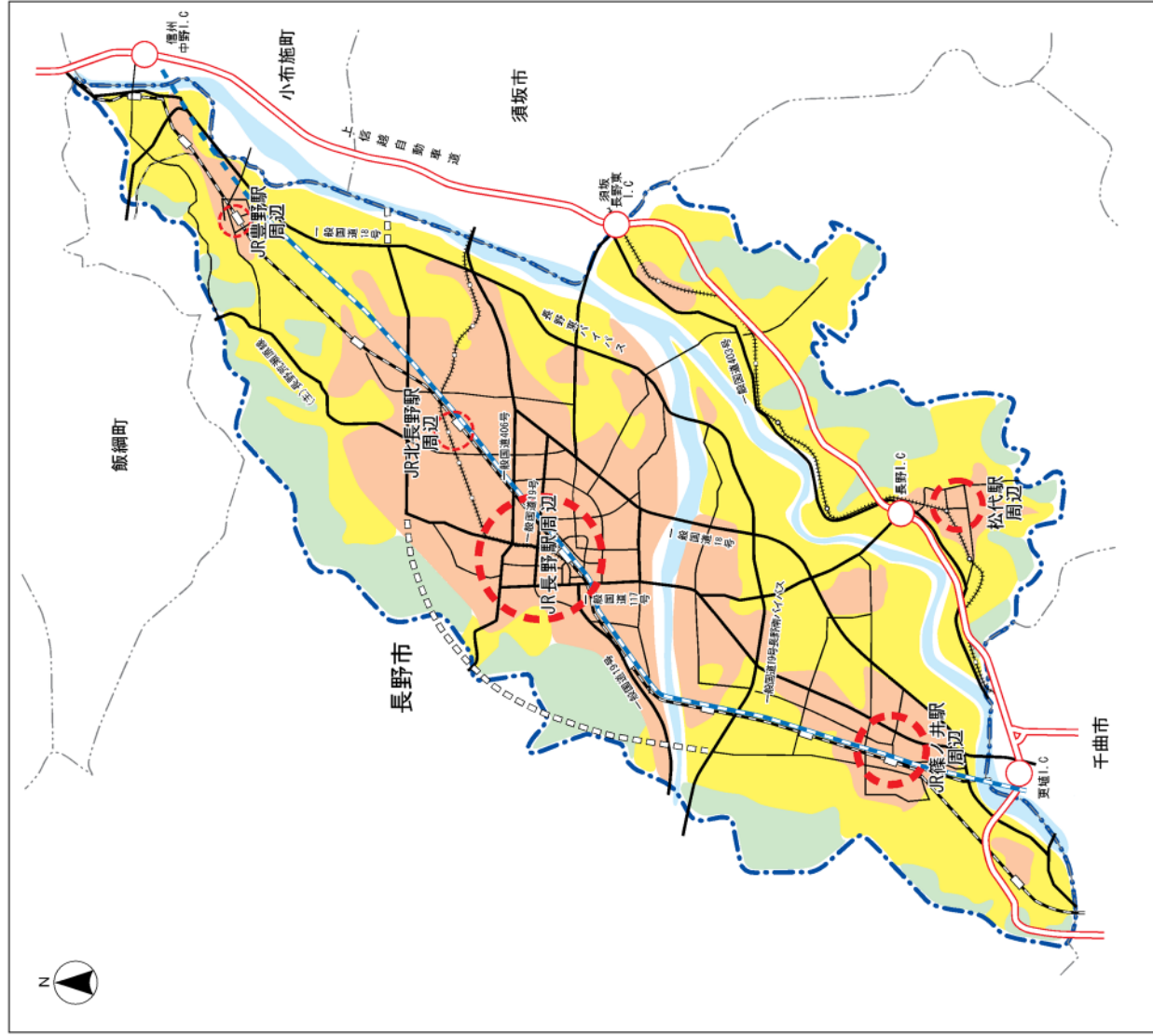
市街地の周辺に展開する農地については、効率的な農業生産の基盤を整え、無秩序な市街化を防止する。一方、点在する集落地の生活環境の維持・充実のための基盤整備を図る。

④ 自然と共生するゾーン(森林地域)

本区域縁辺部に位置する森林地域については、森林としての機能の維持増進を図りつつ、市街地の都市活動を環境面から支える地域の財産として位置づけ、風致地区については、恵まれた風致を保全する。

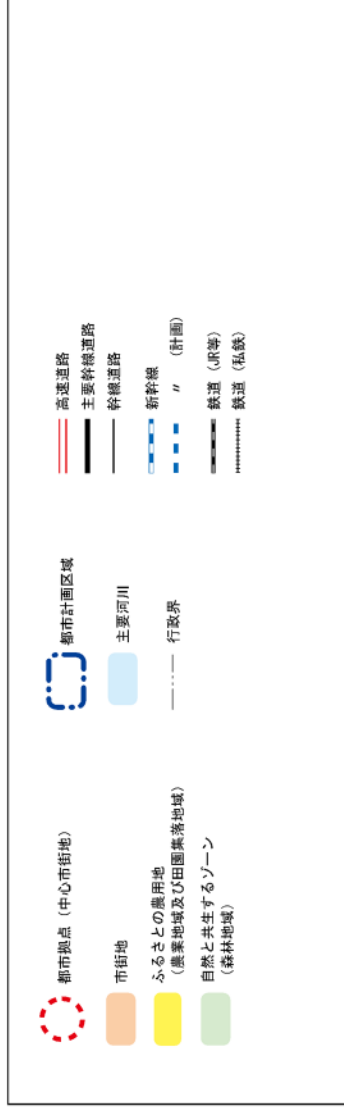
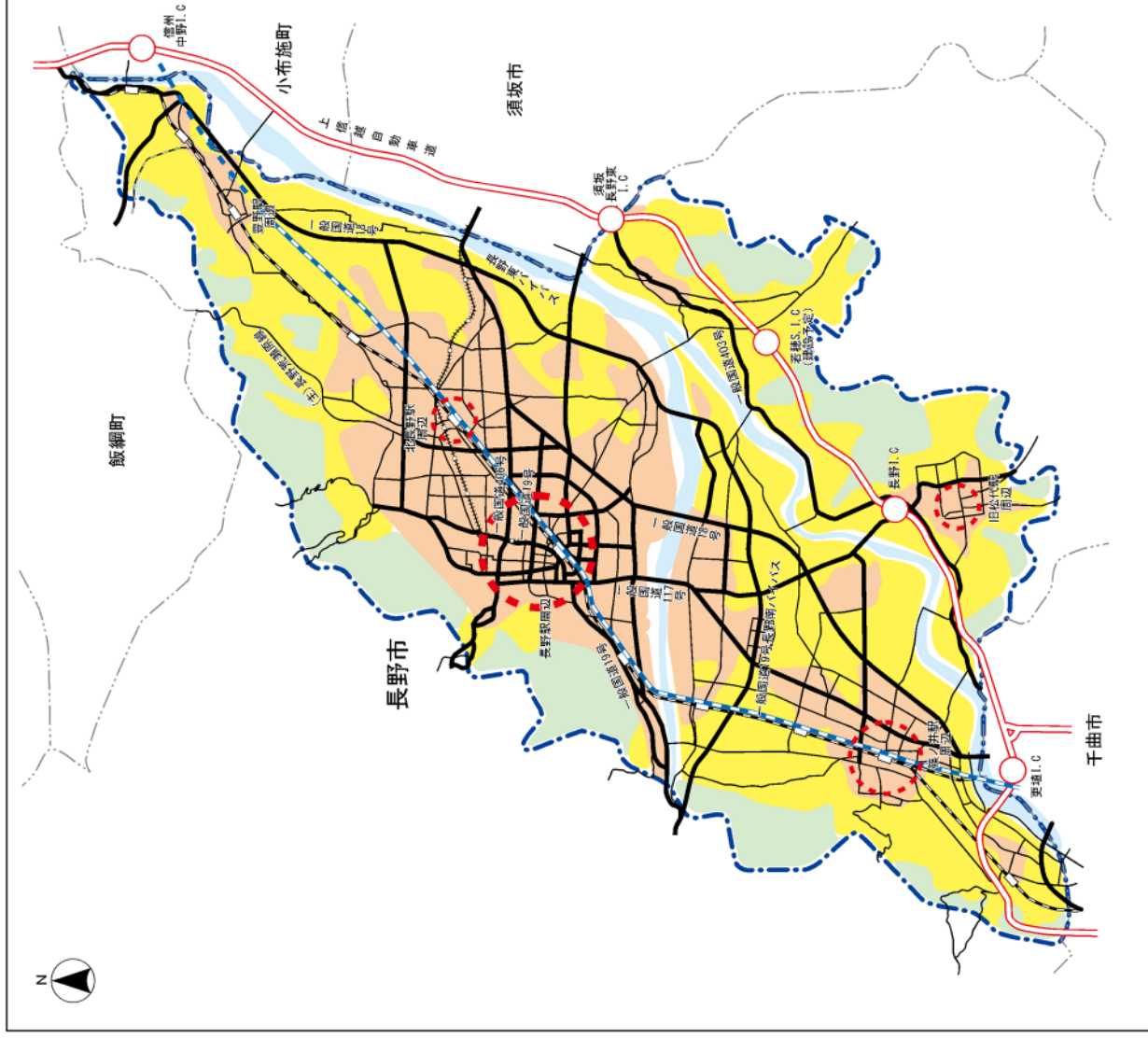
◆都市構造図

◆都市構造図(長野都市計画区域)



◆都市構造図

都市計画区域マスタープラン都市構造図  
長野都市計画区域(長野市)



2. 区域区分の決定の有無及び区域区分の定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

**本都市計画に区域区分を定める。**

なお、区域区分を定めるとした根拠は次のとおりである。

① 県下同一基準での判断結果

県では、市街地外への宅地化の傾向等に関する県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性が有ると判断した。その概要は以下のとおりである。

- ・本区域の平成17年の行政区域人口は、約37万人で平成7年から平成17年の人口増加は834人である。
- ・本区域の市街化区域内の道路面積率は15.06%（平成20年現在）であり、住宅地として望ましいとされる15%を若干上回っているが、老朽木造密集地帯など基盤整備が遅れている地区が存在することから、市街地の基盤整備を進める必要がある。

② 地域特性を踏まえた区域区分の検討

・本区域の市街化調整区域においては、生産性の高い農用地や良好な自然景観を形成している里山や森林地域などが分布している。

これらの環境の保全を図る上で、区域区分を継続して定めることが必要である。

- ・本区域は、周辺都市から多くの通勤・通学者があることから、今後も一定の開発圧力があるものと想定される。このため市街地の無秩序な拡散（スプロール）を抑制し、計画的な市街化を誘導するため、区域区分を継続して定めることが必要である。

このような状況を踏まえて以下の方針とする。

**本区域は、区域区分の設定により市街化調整区域の無秩序な開発を抑制し、農林業との良好な調整のもとに、整備開発及び保全を行ってきた。今後も計画的に良好な市街化を図る必要があるため区域区分を定める。**

(参考)

「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分すること、一般に「線引き」といわれている。

「区域区分」を「する」か「しない」かは県で判断

平成12年5月の改正以前の都市計画法では、「線引き」をするか、しないかは国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成12年5月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的な観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分の定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

**本都市計画に区域区分を定める。**

なお、区域区分を定めるとした根拠は次のとおりである。

① 県下同一基準での判断結果

県では、市街地外への宅地化の傾向等に関する県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性が有ると判断した。その概要は以下のとおりである。

- ・本区域の平成27年の行政区域人口は、約38万人で平成17年から平成27年の人口減少は8,974人である。
- ・本区域の市街化区域内の道路面積率は15.70%（平成29年時点）であり、住宅地として望ましいとされる15%を若干上回っているが、建築物が密集する地区が存在することから、市街地の基盤整備を進める必要がある。

② 地域特性を踏まえた区域区分の検討

・本区域の市街化調整区域においては、生産性の高い農地や良好な自然景観を形成している里山や森林地域などが分布している。

これらの環境の保全を図る上で、区域区分を継続して定めることが必要である。

- ・本区域は、周辺都市から多くの通勤・通学者があることから、今後も一定の開発圧力があるものと想定される。このため市街地の無秩序な拡散（スプロール）を抑制し、計画的な市街化を誘導するため、区域区分を継続して定めることが必要である。

このような状況を踏まえて以下の方針とする。

**本区域は、区域区分の設定により市街化調整区域の無秩序な開発を抑制し、農林業との良好な調整のもとに、整備開発及び保全を行ってきた。今後も計画的に良好な市街化を図る必要があるため区域区分を定める。**

(参考)

「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分すること、一般に「線引き」といわれている。

「区域区分」を「する」か「しない」かは県で判断

平成12年5月の改正以前の都市計画法では、「線引き」をするか、しないかは国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成12年5月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的な観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

(2) 区域区分の方針

① おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分	年次	平成17年 (基準年)	平成27年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		356.2千人	おおむね347.8千人
市街化区域内人口		286.7千人	おおむね285.3千人
市街化調整区域内人口		69.5千人	おおむね 62.5千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。  
平成17年基準年は「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」による統計値。  
平成17年基準年人口は総人口の実績値。  
平成27年の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所によるコーホート要因法により算出した各市町村の人口から、回帰式による都市計画区域外人口を除いて算定。  
平成27年の市街化調整区域内人口は、過去の都市計画基礎調査による市街化調整区域の人口を回帰分析により推計して算定。  
平成27年の市街化区域内人口は、算定した都市計画区域内人口、市街化調整区域内人口により、都市計画区域人口から市街化調整区域人口を除いて算定。

② 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分	年次	平成17年 (基準年)	平成27年 (基準年の10年後)
生産規模	工業出荷額	4,331億円	4,801億円
	卸小売販売額	18,627億円	18,887億円
就業構造	第1次産業	15.4千人 (8.1%)	10.3千人 (5.4%)
	第2次産業	43.6千人 (23.0%)	44.3千人 (23.1%)
	第3次産業	130.7千人 (68.9%)	137.2千人 (71.5%)

(注) 基準年の出荷額は平成17年の値とし、販売額は平成16年の値。  
平成27年の生産規模の工業出荷額は、平成14年から平成19年までの毎年の実績値（工業統計調査）を基に総務省統計局資料の消費者物価指数によるデフレーター補正値を用いて回帰分析により推計した値。  
平成27年の生産規模の卸小売販売額は、平成9年から平成16年までの3年毎の実績値（商業統計調査）を基に総務省統計局資料の消費者物価指数によるデフレーター補正値を用いて回帰分析により推計した値。  
平成17年基準年の就業構造は、平成17年国勢調査報告による実績値。  
平成27年の就業構造は、平成2年から平成17年の5年毎の実績値を基に回帰分析により推計した値。

(2) 区域区分の方針

① おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分	年次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		353.7千人	おおむね 348.6千人
市街化区域内人口		289.2千人	おおむね 290.2千人
市街化調整区域内人口		64.5千人	おおむね 58.4千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。  
平成27年基準年は「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」による統計値。  
平成27年基準年人口は総人口の実績値。  
令和7年の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所によるコーホート要因法により算出した各市町村の人口から、回帰式による都市計画区域外人口を減じて算定。  
令和7年の市街化調整区域内人口は、過去の都市計画基礎調査による市街化調整区域の人口を回帰分析により推計して算定。  
令和7年の市街化区域内人口は、算定した都市計画区域内人口、市街化調整区域人口により、都市計画区域人口から市街化調整区域人口を減じて算定。

② 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分	年次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
生産規模	工業出荷額	5,801億円	7,840億円
	卸小売販売額	16,850億円	11,154億円
就業構造	第1次産業	11.6千人 (6.3%)	6.1千人 (3.7%)
	第2次産業	41.4千人 (22.6%)	27.3千人 (16.7%)
	第3次産業	130.4千人 (71.1%)	130.5千人 (79.6%)

(注) 令和7年の生産規模の工業出荷額は、平成22年から平成27年までの毎年の実績値（工業統計調査及び経済センサス）を基に日本銀行資料の企業物価指数によるデフレーター補正値を用いて回帰分析により推計した値。  
令和7年の生産規模の卸小売販売額は、平成16年から平成27年までの3年毎の実績値（工業統計調査及び経済センサス）を基に日本銀行資料の企業物価指数によるデフレーター補正値を用いて回帰分析により推計した値。  
平成27年基準年の就業構造は、平成27年国勢調査報告による実績値。  
令和7年の就業構造は、平成7年から平成27年の5年毎の実績値を基に回帰分析により推計した値。

③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口・産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成17年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次の通り想定する。

年次	平成17年 (基準年)	平成27年 (基準年の10年後)
市街化区域面積	5,904ha	おおむね5,948ha

(注) 市街化区域面積は、平成27年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口・産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成27年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次の通り想定する。

年次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
市街化区域面積	5,948ha	おおむね5,953ha

(注) 市街化区域面積は、令和7年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。



## 3. 主要な都市計画の決定の方針

## (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

## ① 主要用途の配置の方針

## a. 業務地(官公庁施設)

南長野の県庁周辺から鶴賀の市役所周辺に至る地区に、国の機関や、県の機関、中央郵便局、NITIT信越総支社等が集積し業務地を形成している。今後この地区を業務地として位置づけ、業務機能の集積を図る。

## b. 商業地

## ア. 広域拠点商業地域

長野駅周辺から善光寺周辺に至る中央通りを中心に、善光寺、長野駅、県庁、市役所に囲まれた地域は、歴史・文化資産のなかで商業機能の集積が図られ、近隣市町村を含めた広範囲な商圏をもつ商業地域として発展している。

近年、居住者や来街者の減少、大型商業施設の撤退など、求心力の低下が見られるが、一方で、再開発事業等により新たな拠点形成の動きも進んでいる。これまでの都市機能の集積を活かしつつ、都市基盤の再構築により広域商業拠点としての強化を図り、中心商業地としての機能の集積と環境整備を推進する。特に中央通り沿線の商業地域においては、長野駅から善光寺にいたる表参道として、歴史・文化を活かした歩行者優先の賑わいのあるまちづくりを進め、景観整備や沿道商業の集積とあわせ、歩いて暮らすことのできる利便性と安全性を兼ね備えたまちなか居住を推進する。

また、JR長野駅周辺や昭和通りなどの沿線の商業地域においては、長野を象徴する通りとして、多様な機能が集積された快適で美しい商業地としての充実を図る。

さらに長野駅東口地域では長野駅周辺第二土地区画整理事業による基盤整備を促進し、善光寺口とは異なる新たな機能を持った商業集積と良質な住宅地としての整備を図る。

## イ. 地域拠点商業地域

北長野駅、篠ノ井駅前、川中島駅前、松代駅前及び豊野駅前は、各地域の拠点として、近隣住民の購買需要を賄い、地域に密着した商業機能の維持・充実を図る。

## ウ. 沿道商業地域

市北部の城北線、三輪幹線、高田若槻線、市南部の県庁篠ノ井線、更北新橋線等の道路沿線に商業集積がされた地域は日常の購買需要を賄う生活商業地域として維持を図る。

## 3. 主要な都市計画の決定の方針

## (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

## ① 主要用途の配置の方針

## a. 業務地(官公庁施設)

南長野の県庁周辺から鶴賀の市役所周辺に至る地区に、国や県の機関、中央郵便局等が集積し業務地を形成している。今後この地区を業務地として位置づけ、業務機能の集積を図り、必要に応じて都市計画の見直しを行う。

## b. 商業地

## ア. 広域拠点商業地域

長野駅周辺から善光寺周辺に至る中央通りを中心に、善光寺、長野駅、県庁、市役所に囲まれた地域は、歴史・文化資産のなかで商業機能の集積が図られ、近隣市町村を含めた広範囲な商圏をもつ商業地域として発展している。

近年、居住者や来街者の減少、大型商業施設の撤退など、求心力の低下が見られるが、一方で、再開発事業等により新たな拠点が形成されている。これまでの都市機能の集積を活かしつつ、都市基盤の再構築により広域商業拠点としての強化を図り、中心商業地としての機能の集積と環境整備を推進する。特に中央通り沿線の商業地域においては、長野駅から善光寺に至る表参道として、歴史・文化を活かした歩行者優先の賑わいのあるまちづくりを進め、景観整備や沿道商業の集積とあわせ、歩いて暮らすことのできる利便性と安全性を兼ね備えたまちなか居住を推進する。

また、長野駅周辺や中央通りなどの沿線の商業地域においては、長野を象徴する通りとして、多様な機能が集積された快適で美しい商業地としての充実を図る。

さらに長野駅東口地域では新たな商業集積と良質な住宅地としての整備を図る。

## イ. 地域拠点商業地域

北長野駅、篠ノ井駅前、川中島駅前、旧松代駅前は、各地域の拠点として、近隣住民の購買需要を賄い、地域に密着した商業機能の維持・充実を図る。

## ウ. 沿道商業地域

市北部の城北線、三輪幹線、高田若槻線、北部幹線、市南部の県庁篠ノ井線、更北新橋線、五明西寺尾線等の道路沿線に商業集積がされた地域は日常の購買需要を賄う生活商業地域として維持を図る。

## c. 工業地

## ア. 専用系工業地

現在の専用系用途地域を基本としながら、将来の工業規模を適正に収容するため、工業地としての基盤整備を図り、今後も工業立地の促進・誘導を図るとともに、住工混在による住環境への悪影響の解消や地場産業の振興に必要となる用地を確保し、工業の専用地域化を図る。

また、上信越自動車道長野 I C、須坂長野東 I C周辺については、物流団地及び工業団地の配置及び企業立地等、産業・工業の専用地域化を図る。

さらに高度情報化社会の進展に伴い、情報集約型工業立地を推進する。

## イ. 複合系工業地

現在の準工業地域を基本としながら、幹線道路沿等については複合的な土地利用を行う地区として位置づけ、住宅・商業・業務・沿道サービス施設等が共存する地域として整備を図る。

## d. 住宅地

人口減少、少子・高齢化に対処し二地域居住や U・I・J ターン、首都圏への新幹線通勤など、新たなライフスタイルにも対応した住宅用地の計画的な整備供給を図る。

用地確保にあたっては、市街化区域の住宅地については面的整備を積極的に進めるとともに、良好な住環境を有する地区はその保全に努める。特に中心市街地においては空洞化を防ぎ、定住化を促すため、まちなか居住の推進と土地の高度利用のための複合住宅施設の整備を図る。

公営住宅については、老朽化したものから順次、更新、更替・統廃合等を行い敷地の有効利用を図る。

## ② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

## a. 商業地・業務地における建築物の密度の構成に関する基本方針

長野・南長野地区(昭和通り、中央通り)、長野大通り沿線地区、長野駅周辺地域(蓋光寺口・東口地域)、篠ノ井中央地区、松代駅前地区及び北長野駅前地区の商業・業務地は、周辺の街並みや居住環境などに配慮しながら高密度な土地利用を図る。

その他、商業地は中密度な土地利用を図る。

## b. 工業地における建築物の密度の構成に関する基本方針

工業専用地区である石渡・北尾張部地区、南長池・北長池地区、篠ノ井岡田地区及び大豆島地区については、周辺地域の環境や公害防止などに配慮しながら効率的な土地利用を図る。

## c. 住宅地における建築物の密度の構成に関する基本方針

上野・三才地区、稲田・徳間地区、浅川・若槻・壺田地区、安茂里地区等については、低層住宅の良好な住環境の保持に努めながら低密度な土地利用を図る。

## c. 工業地

## ア. 専用系工業地

現在の専用系用途地域を基本としながら、将来の工業規模を適正に収容するため、工業地としての基盤整備を図り、今後も工業立地の促進・誘導を図るとともに、住工混在による住環境への悪影響の解消や地場産業の振興に必要となる用地を確保し、工業の専用地域化を図る。

また、高速道路 I C周辺については、物流団地及び工業団地の配置及び企業立地等、産業・工業の専用地域化を図る。

さらに高度情報化社会の進展に伴い、情報集約型工業立地を推進する。

## イ. 複合系工業地

現在の準工業地域を基本としながら、幹線道路沿等については複合的な土地利用を行う地区として位置づけ、住宅・商業・業務・沿道サービス施設等が共存する地域として整備を図る。

## d. 住宅地

人口減少、少子・高齢化に対処し二地域居住や U・I・J ターン、首都圏への新幹線通勤など、新たなライフスタイルにも対応した住宅用地の計画的な整備供給を図る。

用地確保にあたっては、市街化区域の住宅地については面的整備を積極的に進めるとともに、良好な住環境を有する地区はその保全に努める。特に中心市街地においては空洞化を防ぎ、定住化を促すため、まちなか居住の推進と土地の高度利用のための複合住宅施設の整備を図る。

公営住宅については、老朽化したものから必要に応じて、長寿命化、改修・統廃合等を行い敷地の有効利用を図る。

## ② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

## a. 商業地・業務地における建築物の密度の構成に関する基本方針

長野駅周辺地域、篠ノ井駅前地区、旧松代駅前地区及び北長野駅前地区の商業・業務地は、周辺の街並みや居住環境などに配慮しながら高密度な土地利用を図る。

その他、商業地は中密度な土地利用を図る。

## b. 工業地における建築物の密度の構成に関する基本方針

工業専用地区である石渡・北尾張部地区、南長池・北長池地区、篠ノ井岡田地区及び大豆島地区については、周辺地域の環境や公害防止などに配慮しながら効率的な土地利用を図る。

## c. 住宅地における建築物の密度の構成に関する基本方針

上野・三才地区、稲田・徳間地区、浅川・若槻・壺田地区、安茂里地区等については、低層住宅の良好な住環境の保持に努め、低密度な土地利用を図る。

③ 市街地における住宅建設の方針

商業店舗と住宅とが混在している既成市街地等においては、多様なライフスタイルに対応し、既存住宅のストックを世代間で有効に活用していくために、住み替え等の利便性を図るとともに、中高層の良質な都市型住宅の供給を促進していく。また、住環境向上のために、地域の軸となる幹線道路、区画道路、住区基幹公園の整備などを図り、ゆとりといるおおいのある歩行空間やたまり空間を創出する。

長野駅周辺部の住宅地においては、木造密集地区が形成されている個所も多いことから、地区施設との一体的な整備や、敷地規模の小さな宅地等の共同化の促進・共同建替の誘導等による不燃化の促進を図る。

一般住宅市街地においては、居住環境の向上を目的とした区画道路、住区基幹公園の整備や地区計画制度等の活用を図るとともに、老朽化した公営住宅の建て替えの推進を図る。

郊外部における新市街地においては、地区計画や建築協定、緑化協定等の規制・誘導策の導入により、良好な住環境の保全を図る。

④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

a. 土地の高度利用に関する方針

長野駅東口地域から善光寺に至る中心市街地には、木造建築物の老朽化、道路率の低下等住環境面での問題を抱える地区があり、全体的には交通渋滞、都市活力の低下、空洞化等、数多くの課題を抱えている。

長野駅周辺地区は、都市機能が集積した中心地区として、市街地開発事業等の面的整備事業を活用し、より高度な都市基盤整備を推進する。また長野駅から善光寺に至る中央通り沿線は、中心市街地活性化法に基づき、商業活性化施策と一体的・総合的な市街地環境の整備施策を推進し、個性と魅力ある市街地の形成と地域の活性化を図る。具体的には、土地区画整理事業、市街地再開発事業の各種事業手法を導入し、道路、公園、広場、駐車場等を一体的に整備しながら、土地の高度利用と都市機能の更新やまちなか居住の促進を図る。また、善光寺周辺は歴史的資産に配慮した街づくりを進め、まちなかより協定など行政と住民などとのパートナーシップにより、歴史的資産の保全を推進する。

b. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

現在の用途地域を基本的に保持しながら、特に居住環境の維持保全や産業の機能維持等を目的として、用途を限定することが必要な地区は用途純化に関する検討を行い、都市の発展に合わせた合理的土地利用及び地域の特性に合わせた環境を保全する土地利用等を図る。

③ 市街地における住宅建設の方針

商業店舗と住宅とが混在している既成市街地等においては、多様なライフスタイルに対応し、既存住宅のストックを世代間で有効に活用していくために、住み替えの促進等を図るとともに、中高層の良質な都市型住宅の供給を促進していく。また、住環境向上のために、地域の軸となる幹線道路、区画道路、住区基幹公園の整備などを図り、ゆとりといるおおいのある歩行空間や滞在空間を創出する。

長野駅周辺部の建築物が密集する地区では、道路などの都市基盤の整備や、建築物の不燃化や耐震化により防災機能の向上を図る。

一般住宅市街地においては、居住環境の向上を目的とした区画道路、住区基幹公園の整備や地区計画制度等の活用を図るとともに、老朽化した公営住宅の長寿命化や、建て替えの推進を図る。

④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

a. 土地の高度利用に関する方針

長野駅東口地域から善光寺に至る中心市街地には、建築物の老朽化、低未利用地の増加、生活サービスマス施設の不足等住環境面での問題を抱える地区があり、全体的には地域コミュニティの低下や都市のスポンジ化等、数多くの課題を抱えている。

長野駅周辺地区は、都市機能が集積した中心地区として、市街地開発事業等の面的整備事業を活用し、より高度な都市基盤整備を推進する。また長野駅から善光寺に至る中央通り沿線は、商業活性化施策と一体的・総合的な市街地環境の整備施策を推進し、個性と魅力ある市街地の形成と地域の活性化を図る。具体的には、市街地開発事業等の実施や、低・未利用地や公的不動産を有効に活用した生活サービスマス施設等の立地誘導により、土地の高度利用及び都市機能の更新並びに、まちなか居住及び来街者等の滞在、交流の促進を図る。善光寺周辺については、歴史的資産に配慮した街づくりを進め、まちなかより協定など行政と住民などとのパートナーシップにより、歴史的資産の保全を推進する。

b. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

現在の用途地域を基本的に保持しながら、特に居住環境の維持保全や産業の機能維持等を目的として、用途を限定することが必要な地区の用途純化に関する検討や、商業と住居の複合によるまちなかの賑わい創出の検討など、都市の発展に合わせた合理的土地利用及び地域の特性に合わせた環境を保全する土地利用等を図る。

(旧) 第6回区域区分見直し 区域マスタープラン	(新) 第7回区域区分見直し 区域マスタープラン
<p>c. 居住環境の改善又は維持に関する方針</p> <p>建物の老朽化、区画街路の不備など居住環境の改善が必要な地区については住環境整備事業、土地区画整理事業等の事業手法や地区計画等の適切な土地利用規制を導入し、居住環境の改善を図る。</p> <p>また、長野市地域防災計画を基に、都市の危険性を把握し、より安全快適な都市づくりを目指す。</p> <p>d. 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p> <p>都市環境の保全等に資する市街化区域内の農地や寺社樹林地などについては、良好な環境を形成する資源として、風致地区や生産緑地制度を活用し、積極的に保全を図る。また、地域色や郷土色が感じられる地域づくりを目指し、歴史や文化を残す施設については積極的な維持・保全を図る。</p> <p>⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針</p> <p>a. 優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <p>土地基盤整備の完了地区及び実施中の区域内農地、並びに千曲川沿いの篠ノ井塩崎地区、篠ノ井東福寺地区、松代地区、若穂地区、柳原地区、長沼地区、古里地区、豊野町の南郷地区、石地区、蟹沢地区及び大倉地区の各一部の農地は、現に良好な農地として利用されており、優良農地として保全すべき区域とする。</p> <p>b. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <p>保安林、砂防指定地、地すべり防止区域の他、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの土砂災害の恐れのある区域については、住民の生命及び財産を保護するため、建築物の立地抑制等を図る。このため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき土砂災害特別警戒区域等を指定し、警戒避難体制の整備、土砂災害ハザードマップ等を利用し市民への情報提供を推進する。</p> <p>c. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</p> <p>北・西部の山並み等の景観や、森林資源の適切な維持保全を行い、市の良好な自然景観を生物多様性にも配慮しながら保全していくものとする。</p>	<p>c. 居住環境の改善又は維持に関する方針</p> <p>建物の老朽化、区画街路の不備など居住環境の改善が必要な地区については住環境整備事業、土地区画整理事業等の事業手法や地区計画等の適切な土地利用規制を導入し、居住環境の改善を図る。</p> <p>また、長野市地域防災計画を基に、都市の危険性を把握し、<u>長期的な視点において市街化を抑制する必要がある場合には、市街化調整区域への編入や、必要な土地利用規制・誘導の制度を導入し、より安全快適な都市づくりを目指す。</u></p> <p>d. 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p> <p>都市環境の保全等に資する市街化区域内の農地や寺社樹林地などについては、良好な環境を形成する資源として、風致地区や生産緑地制度を活用し、積極的に保全を図る。また、地域色や郷土色が感じられる地域づくりを目指し、歴史や文化を残す施設については積極的な維持・保全を図る。</p> <p>⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針</p> <p>a. 優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <p>土地基盤整備の完了地区及び実施中の区域内農地、並びに千曲川沿いの篠ノ井塩崎地区、篠ノ井東福寺地区、松代地区、若穂地区、柳原地区、長沼地区、古里地区、豊野町の南郷地区、石地区、蟹沢地区及び大倉地区の各一部の農地は、現に良好な農地として利用されており、優良農地として保全すべき区域とする。</p> <p>b. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <p>保安林、砂防指定地、地すべり防止区域の他、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの土砂災害の恐れのある<u>土地の区域及び水防法による浸水想定区域等のうち、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高い区域</u>については、住民の生命及び財産を保護するため、建築物の立地抑制等を図るとともに、<u>土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップ</u>等を利用し市民への情報提供を推進する。</p> <p><u>また、災害発生の恐れが高い区域において、土地利用方策と連動した防災・減災対策が検討又は実施されていない区域は保全されるべき区域とし、新たな市街化区域編入は行わない。</u></p> <p>c. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</p> <p>北・西部の山並み等の景観や、森林資源の適切な維持保全を行い、市の良好な自然景観を生物多様性にも配慮しながら保全していくものとする。</p>

※)「長野市地域防災計画 総合編」等を参照。

(旧) 第6回区域区分見直し 区域マスタープラン	(新) 第7回区域区分見直し 区域マスタープラン
<p>d. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針</p> <p>都市整備、自然環境保全に関する各種法令を適正に適用することにより、秩序ある土地利用を図る。</p> <p>なお、建築物の形態制限については、周囲の景観や環境に配慮した適切な規制とする。集落のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域の実情に応じて、「<u>開発行為の許可等の基準に関する条例</u>」の制定及び区域の指定を検討する。</p> <p>幹線道路沿線等、今後開発圧力が高まることが予想される区域については、あらかじめ計画的な土地利用を検討する。</p> <p>現行の市街化区域に隣接した地区等で、市の上位計画に位置づけられた事業区域等においては、整備が確実になった段階で、保留された<u>人口</u>の範囲内において関係機関と調整の上で、市街化区域への編入を行い、計画的な整備を図る。</p>	<p>d. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針</p> <p>都市整備、自然環境保全に関する各種法令を適正に適用することにより、秩序ある土地利用を図る。</p> <p>なお、建築物の形態制限については、周囲の景観や環境に配慮した適切な規制とする。<u>既存集落のコミュニティの維持・活性化が必要な地域や、災害発生のおそれが高く、開発行為や建築物の立地の抑制が必要な地域等</u>、地域の実情に応じて<u>開発許可制度の運用</u>を検討する。</p> <p>幹線道路沿線等、今後開発需要が高まることが予想される区域については、あらかじめ計画的な土地利用を検討する。</p> <p>現行の市街化区域に隣接した地区等で、市の上位計画に位置づけられた事業区域等においては、整備が確実になった段階で、保留された<u>フレーム</u>の範囲内において関係機関と調整の上で、市街化区域への編入を行い、計画的な整備を図る。</p>

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

ア. 交通体系の整備の方針

本都市計画区域は長野県の北部に位置し、県庁及び国の出先機関等多くの行政機能や商業機能等が集積し発展を続けてきた。しかし、その一方で密集市街地が広く残り、都市基盤（骨格道路）の整備が立ち遅れ、様々な都市問題が発生している。

今後は、高速道路、新幹線等の高速交通網を活かし、中核市としてのその役割を十分に発揮するため、以下の方針を基に、計画的に交通体系の整備を推進するものとする。

- ・長野中心市街地ではセル環状道路の完成を受けて、次のステップである中央通りの歩行者優先化や補助幹線道路の整備、駐車場等の整備を推進し、スムーズな来街と歩いて暮らせるまちづくりを目指す。
- ・都市内の骨格幹線道路（環状道路、放射道路）の整備を図る。
- ・交差点、橋等のボトルネック<sup>1</sup>か所の解消を図る。
- ・鉄道、バス等の公共交通機関の利便性、快適性を高め、TDM<sup>2</sup>（交通需要マネージメント）に対応したパークアンドライド<sup>3</sup>等の導入などにより、自家用車に過度な依存をしない交通ネットワークの構築をめざす。
- ・自転車道、歩道等の整備、植樹帯の整備を進め、ユニバーサルデザイン<sup>4</sup>の考えに基づき、人にやさしい、環境にやさしい道路づくりを目指す。

- 1 交差点や橋など、交通の障害となっている部分。
- 2 自動車交通の適正化施策の一つで、自動車利用者の交通行動の変更を促すことにより、都市または地域レベルの道路交通混雑を緩和する手法。
- 3 都心部等での道路交通混雑を避けるために都市の郊外部において自動車を駐車し、鉄道、バス等の公共交通機関に乗り換え中心部に向かう手法。
- 4 障害の有無や年齢等に関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

イ. 整備水準の目標

都市計画道路として、都市計画決定済み延長約261.4kmのうち、現在、市街地内（用途地域内）で約99.9km（1.64 km/km<sup>2</sup>）が整備されている。基本方針に基づき、今後とも計画的に道路整備を推進するものとし、平成27年頃には概ね1.8 km/km<sup>2</sup>程度の整備を目標とする。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

ア. 交通体系の整備の方針

本都市計画区域は長野県の北部に位置し、県庁及び国の出先機関等多くの行政機能や商業機能等が集積し発展を続けてきた。しかし、その一方で密集市街地が広く残り、都市基盤（骨格道路）の整備が立ち遅れ、様々な都市問題が発生している。

今後は、高速道路、新幹線等の高速交通網を活かし、中核市としてのその役割を十分に発揮するため、以下の方針を基に、計画的に交通体系の整備を推進するものとする。

- ・長野中心市街地ではセル環状道路の完成を受けて、次のステップである中央通りの歩行者優先化や補助幹線道路の整備、駐車場等の整備を推進し、スムーズな来街と歩いて暮らせるまちづくりを目指す。
- ・都市内の骨格幹線道路（環状道路、放射道路）の整備を図る。
- ・交差点、橋等のボトルネック<sup>1</sup>箇所の解消を図る。
- ・鉄道、バス等の公共交通機関の利便性、快適性を高め、TDM<sup>2</sup>（交通需要マネージメント）に対応したパークアンドライド<sup>3</sup>等の導入などにより、自家用車に過度な依存をしない交通ネットワークの構築を目指す。
- ・自転車道、歩道等の整備、植樹帯の整備を進め、ユニバーサルデザイン<sup>4</sup>の考えに基づき、人にやさしい、環境にやさしい道路づくりを目指す。

- 1 交差点や橋など、交通の障害となっている部分。
- 2 自動車交通の適正化施策の一つで、自動車利用者の交通行動の変更を促すことにより、都市または地域レベルの道路交通混雑を緩和する手法。
- 3 都心部等での道路交通混雑を避けるために都市の郊外部において自動車を駐車し、鉄道、バス等の公共交通機関に乗り換え中心部に向かう手法。
- 4 障害の有無や年齢等に関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

イ. 整備水準の目標

都市計画道路として、都市計画決定済み延長約259.5kmのうち、現在、市街地内（用途地域内）で約105.9km（1.78 km/km<sup>2</sup>）が整備されている。基本方針に基づき、今後とも計画的に道路整備を推進するものとし、令和7年頃には概ね1.9 km/km<sup>2</sup>程度の整備を目標とする。

(旧) 第6回区域区分見直し 区域マスタープラン	(新) 第7回区域区分見直し 区域マスタープラン
<p>b. 主要な施設の配置の方針</p> <p>ア. 道路</p> <p>市道から高規格幹線道路まで体系的な整備を図るなかで、市街地の幹線道路については、既存のストックを有効活用する道路網の整備を目指し、都市計画道路を主体に効率的な整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央通りの歩行者優先化に向け、必要な道路整備を図る。</li> <li>通過交通を排除する外環状道路、中心市街地へのスムーズな流入・流出のための都心環状道路・内環状・中環状道路や都市拠点間を結ぶ道路の整備を図る。</li> <li>その他環状放射型交通体系の骨格をなす幹線道路の整備を図る。</li> <li>河川渡河断面の交通容量の強化及び主要交差点の改良を図る。</li> <li>地域の生活道路として事業効果が高い幹線道路の整備を図る。</li> <li>自転車・歩行者空間の連続化とバリアフリー化を図る。</li> <li>公共交通の走行円滑化や利便性の向上と一体化した道路交通施設の整備を図る。</li> </ul> <p>5 障害のある人や高齢者等が日常生活を送る上で、不便な障害となっているものを除去すること。</p> <p>イ. 公共交通</p> <p>北陸新幹線については、<u>関係県、市町村と連携し、長野以北の建設促進と並行在来線の存続、地域の特性に合せた生活路線の充実を図る。</u></p> <p>JR、しなの鉄道及び長野電鉄線相互の接続や、バス等への乗り継ぎの向上等により利用者の利便性の向上を促進する。</p> <p>長野駅については、<u>長野都市圏の主要な交通結節点であるとともに、県都の「顔」としてシンボル性を持った駅として整備促進を図る。</u></p> <p>ウ. 駐車場</p> <p>1) 一般駐車場</p> <p>駐車場の整備を重点的に整備すべき地区として中心商業地域を中心に、民間と行政が適切な役割分担の下に、<u>駐車場の新設や既存駐車場の有効利用を総合的、計画的に推進する。</u></p> <p>2) 観光駐車場</p> <p>観光地周辺の渋滞解消と観光の利便性、商業の活性化を図るため、民間と行政が協働して駐車場の整備を推進する。</p> <p>特に、<u>善光寺への観光客の利便性向上を図る駐車場整備を推進する。</u></p>	<p>b. 主要な施設の配置の方針</p> <p>ア. 道路</p> <p>市道から高規格幹線道路まで体系的な整備を図るなかで、市街地の幹線道路については、既存のストックを有効活用する道路網の整備を目指し、都市計画道路を主体に効率的な整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央通りの歩行者優先化に向け、必要な道路整備を図る。</li> <li>通過交通を排除する外環状道路、中心市街地へのスムーズな流入・流出のための都心環状道路・内環状・中環状道路や都市拠点間を結ぶ道路の整備を図る。</li> <li>その他環状放射型交通体系の骨格をなす幹線道路や、<u>地域間の連携を強化する幹線道路の整備を図る。</u></li> <li>河川渡河断面の交通容量の強化及び主要交差点の改良を図る。</li> <li>地域の生活道路として事業効果が高い幹線道路の整備を図る。</li> <li>歩行者空間の連続化と居心地がよく歩きたくなる空間の創出、<u>バリアフリー化を図る。</u></li> <li><u>自転車ネットワーク計画に位置付けた路線について、自転車通行空間の整備を図る。</u></li> <li>公共交通の走行円滑化や利便性の向上と一体化した道路交通施設の整備を図る。</li> </ul> <p>5 障害のある人や高齢者等が日常生活を送る上で、不便な障害となっているものを除去すること。</p> <p>イ. 公共交通</p> <p>JR、しなの鉄道及び長野電鉄線相互の接続や、バス等への乗り継ぎの向上等により利用者の利便性の向上を促進する。</p> <p><u>拠点とネットワークからなる都市構造を支援するように公共交通網の適切な設定を行うとともに、地域拠点や観光拠点を連絡する幹線道路網の整備を図る。</u></p> <p>ウ. 駐車場</p> <p>1) 一般駐車場</p> <p><u>公共交通と使いやすい駐車場整備との連携・充実を図るため、民間と行政が適切な役割分担の下、中心商業地域を中心に駐車場の新設や既存駐車場の有効利用を総合的、計画的に推進する。</u></p> <p>2) 観光駐車場</p> <p>観光地周辺の渋滞解消と観光の利便性、商業の活性化を図るため、民間と行政が協働して駐車場の整備を推進する。</p> <p>3) <u>駐輪場</u></p> <p><u>目的やニーズに応じた駐輪場の整備により、自転車の利用促進と公共交通機関の利便</u></p>

c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する施設は、次のとおりとする。

種別	路線名称
道	<u>3・3・1 長野大通り</u>
	<u>3・3・5 城北線</u>
	<u>3・6・9 北長野通り</u>
	<u>3・3・10 七瀬中御所線</u>
	<u>3・3・11 栗田屋島線</u>
	<u>3・4・12 長野駅東口線</u>
	<u>3・4・13 長野菅平線</u>
	<u>3・5・14 山王栗田線</u>
	<u>3・4・16 県庁小柴見線</u>
	<u>3・4・19 西部線</u>
	<u>3・6・20 県庁緑町線</u>
	<u>3・6・22 新町返目線</u>
	<u>3・3・25 北部幹線</u>
	<u>3・5・26 浅川若槻線</u>
	<u>3・5・27 返目浅川線</u>
	<u>3・6・28 三輪幹線</u>
	<u>3・4・29 七瀬居町</u>
	<u>3・4・32 東部幹線</u>
	<u>3・4・34 東豊線</u>
	<u>3・4・36 高田若槻線</u>
	<u>3・5・37 栗田安茂里線</u>
	<u>3・3・41 丹波島村山線</u>
	<u>3・4・42 丹波島小市線</u>
	<u>3・4・45 篠ノ井塩崎線</u>
	<u>3・4・46 川中島幹線</u>
	<u>3・3・56 真田線</u>
	<u>3・4・63 松代中央線</u>
	<u>3・5・67 西尾寺象山線</u>
	<u>3・5・70 豊野北線</u>
	<u>3・3・74 上田篠ノ井線</u>
	<u>3・5・75 塩崎東部線</u>
	<u>3・5・78 上町中央線</u>
	<u>3・2・81 東外環状線</u>
	<u>3・3・86 駅南幹線</u>
	<u>8・7・7 代官町西条線</u>
	<u>3・5・71 沖第2線</u>
	<u>豊野駅前広場</u>

c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する施設は、次のとおりとする。

種別	路線名称
道	<u>3・4・6 中央通り</u>
	<u>3・3・7 県庁篠ノ井線</u>
	<u>3・4・13 長野菅平線</u>
	<u>3・4・16 県庁小柴見線</u>
	<u>3・4・19 西部線</u>
	<u>3・6・22 新町返目線</u>
	<u>3・3・25 北部幹線</u>
	<u>3・5・26 浅川若槻線</u>
	<u>3・5・27 返目浅川線</u>
	<u>3・4・29 七瀬居町線</u>
	<u>3・4・34 東豊線</u>
	<u>3・4・35 長沼幹線</u>
	<u>3・4・36 高田若槻線</u>
	<u>3・3・41 丹波島村山線</u>
	<u>3・3・44 篠ノ井(停)線</u>
	<u>3・4・46 川中島幹線</u>
	<u>3・3・56 真田線</u>
	<u>3・5・57 更北大塚線</u>
	<u>3・5・64 岩野ニツ柳線</u>
	<u>3・5・65 西寺尾岩野線</u>
	<u>3・5・66 西寺尾綿内線</u>
	<u>3・5・70 豊野北線</u>
	<u>3・3・74 上田篠ノ井線</u>
	<u>3・2・81 東外環状線</u>
	<u>3・4・89 山王小柴見線</u>
	<u>3・5・90 豊野駅前線</u>
	<u>3・4・91 松岡大豆島線</u>



(旧) 第6回区域区分見直し 区域マスタープラン	(新) 第7回区域区分見直し 区域マスタープラン
<p>② 下水道及び河川の都市計画の決定方針</p> <p>a. 基本方針</p> <p>ア. 下水道及び河川の整備の方針</p> <p>1) 下水道</p> <p>公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、<u>公共下水道及び流域下水道の整備を促進する。</u></p> <p>また、<u>近年、各地で多発しているゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨や都市化により雨水が短時間に流れ出す、いわゆる都市型水害に対応するため、雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を図る。</u></p> <p>2) 河川</p> <p>千曲川、犀川、浅川及び岡田川を始めとする河川の改修事業を促進し、地域の安全確保と水辺空間の環境整備を図る。</p> <p>近年の都市化の進展による流域の持つ保水・遊水機能の減少等を考慮して、河川整備と流域対策を図る。</p> <p>また、河川整備に当たっては、治水対策に加えて利水、環境の観点から、うるおいのある生活環境の創出を目指した整備を図る。特に市街地内を流下する河川・水路は、良好な水辺空間の形成を図る上で貴重な資源であることから、市街地内の憩いの場やオアシススペース*としての整備を図る。</p> <p>* 敷地内の空地又は公園、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地の総称。</p> <p>イ. 整備水準の目標</p> <p>1) 下水道</p> <p>当面の整備目標としては、現在の公共下水道区域内の汚水幹線及び雨水渠の整備促進を図る。また、各戸の雨水貯留施設設置の普及促進を図る。</p>	<p>② 下水道及び河川の都市計画の決定方針</p> <p>a. 基本方針</p> <p>ア. 下水道及び河川の整備の方針</p> <p>1) 下水道</p> <p>公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、<u>下水道整備（未普及対策）を進めるとともに、老朽化した施設の改築更新、下水道施設の耐震化及び耐水化、雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を行う。</u></p> <p>また、<u>効率的で持続可能な事業運営を推進するための広域化・共同化、脱炭素社会の構築を目指した省エネ・創エネ、バイオマス利活用による資源循環の取組みを進める。</u></p> <p>2) 河川</p> <p>千曲川、犀川及び岡田川を<u>はじめとする河川の改修事業を促進し、地域の安全確保と水辺空間の環境整備を図る。</u></p> <p>近年の都市化の進展による流域の持つ保水・遊水機能の減少等を考慮して、河川整備と流域対策を図る。</p> <p>また、河川整備に当たっては、治水対策に加えて利水、環境の観点から、うるおいのある生活環境の創出を目指した整備を図る。</p> <p>イ. 整備水準の目標</p> <p>1) 下水道</p> <p><u>下水道の整備水準の目標は次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共用水域の水質保全と生活環境と改善を図るため、<u>流域別下水道整備総合計画に基づき、下水道の整備を進める。</u></li> <li><u>安定した下水道機能を確保するため、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化施設の計画的な改築更新を行う。</u></li> <li><u>地震による被害を防止するため、終末処理場の重要施設や重要な幹線等における耐震化を行う。</u></li> <li><u>洪水及び内水による被害を軽減するため、計画降雨及び照査降雨における下水道施設の耐水化を行う。</u></li> <li><u>局地的豪雨や都市化により雨水が短時間に流れ出す、いわゆる都市型水害に対応するため、下水道法事業計画に基づき、雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を行う。また、気候変動による水害の頻発化・激甚化に対応するため、グリーンインフラの持つ防災機能の活用や各戸雨水貯留施設設置の普及促進を図る。</u></li> <li><u>人口減少、施設の老朽化、担い手減少等の問題を解決するために、ハード・ソフト両面において広域化・共同化を行う。</u></li> </ul>

- ・ 脱炭素社会の構築を目指し、終末処理場における省エネ運転、改築更新時の省エネ機器導入、再生可能エネルギーの活用・拡大などの対策を行う。
- ・ 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想等に基づき、下水汚泥の利活用に取り組み。

2) 河川

治水安全度を高めるための河川整備及び流域対策を継続していく。

b. 主要な施設の配置の方針

ア. 下水道

○公共下水道東部処理区

汚水管渠及び雨水渠整備の促進を図る。

○千曲川流域下水道及び流域関連公共下水道下流・上流処理区

汚水管渠及び雨水渠整備の促進を図る。

イ. 河川

千曲川、犀川、浅川及び岡田川を始めとする河川整備を実施し、安全の向上を図る。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設は以下のとおりである。

種別	施設名
流域下水道	千曲川流域下水道下流処理区
	千曲川流域下水道上流処理区
公共下水道	公共下水道東部処理区
	流域関連公共下水道上流処理区
	流域関連公共下水道下流処理区
河川	千曲川、犀川、浅川、神田川、岡田川等

③ その他の都市施設

a. 基本方針

市街地への人口の集中、高齢社会への移行等により、生活行動が多様化しているため、これらに対応して健康で文化的な都市生活に必要な施設整備を進める。

b. 主要な施設の配置及び整備の方針

ア. ごみ処理施設

焼却施設は 450 t/日 (150t/日×3 炉) の能力があるが、ごみ処理の効率性や施設の老朽化等を考慮し、長野広域連合によるエネルギーの効率的な利用促進に配慮した施設整備を進め、ごみの広域処理を図る。

また、循環型社会の構築を目指すため、プラスチック製容器包装圧縮梱包施設等を活

2) 河川

治水安全度を高めるための河川整備及び流域対策を継続していく。

b. 主要な施設の配置の方針

ア. 下水道

○公共下水道東部処理区

汚水管渠及び雨水渠整備の促進を図る。

○千曲川流域下水道及び流域関連公共下水道下流・上流処理区

汚水管渠及び雨水渠整備の促進を図る。

イ. 河川

千曲川、犀川、浅川及び岡田川を**はじめ**とする河川整備を実施し、治水安全度の向上を図る。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設は以下のとおりである。

種別	施設名
流域下水道	千曲川流域下水道下流処理区
	千曲川流域下水道上流処理区
公共下水道	公共下水道東部処理区
	流域関連公共下水道上流処理区
	流域関連公共下水道下流処理区
河川	千曲川、犀川、浅川、岡田川等

③ その他の都市施設

a. 基本方針

市街地への人口の集中、本格的な人口減少、少子高齢社会への移行等により、生活行動が多様化しているため、これらに対応して健康で文化的な都市生活に必要な施設整備を進める。

b. 主要な施設の配置及び整備の方針

ア. ごみ処理施設

焼却施設については、エネルギーの効率的な利用促進を図るとともに、循環型社会の構築を目指し、ごみの資源化を進め、廃棄物の抑制を図る。

用した資源化を進め、廃棄物の発生抑制を図る。

最終処分場は天狗沢埋立地(埋立容量約285,000m<sup>3</sup>)が稼動しているが、平成24年度で終了する予定であるため、外部搬出による処分を行なうとともに、長野広域連合による新たな施設確保を図る。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。

種別	名称
ごみ処理施設 火葬場	長野広域連合 ごみ焼却施設 (仮) 長野市斎場

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

a. 基本方針

良好な都市環境を備えた市街地の整備を効果的に進めることを基本として、土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、計画的な市街地整備を行う。

そのほか、開発指導要綱等により、乱開発を防ぎながら、良好な宅地供給の促進を図る。

善光寺門前町として発展した長野の中心市街地は、大型店の郊外進出の影響による商業機能の低下や、ライフスタイルの変化等により空洞化が生じている。このため、行政と住民とのパートナーシップによる、市街地再開発事業等により、歩いて暮らせるまちなか居住を推進し、中心市街地の活性化を図る。

対象地区として、善光寺から長野駅を結ぶ中央通りを軸として発達してきた中心市街地を多様な機能が集積する広域拠点商業地域、また北長野駅前地区、篠ノ井駅前地区及び松代駅前地区を地域拠点商業地域として位置づける。

具体的な整備手法としては、中心市街地活性化のために、長野駅前地区、長野銀座地区、東後町権堂町地区等を、また地域拠点活性化のため北長野駅前地区等を再開発し、合理的かつ効率的な土地利用を図るための土地の高度利用と都市機能の更新を図る。

なお、長野中心市街地では、長野市総合都市交通施設整備事業基本計画、中心市街地活性化基本計画に基づき、中央通りの歩行者優先化や駐車場整備を各市街地再開発事業と併せて推進し、松代地区では歴史的道筋の整備や街なみ環境整備事業による建物等の修

1. 一団地の官公庁施設

一団地の官公庁施設については、官公庁の集約による公務の効率化と公衆の利便の増進、土地の高度利用、建物の不燃化の促進を図る。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。

種別	名称
一団地の官公庁施設	長野一団地の官公庁施設

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

a. 基本方針

良好な都市環境を備えた市街地の整備を効果的に進めることを基本として、土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、計画的な市街地整備を行う。

そのほか、開発許可制度により、秩序ある市街地の形成を図る。

善光寺門前町として発展した長野の中心市街地は、大型店の撤退や商業機能の郊外展開により商業地としての求心力の低下が見られたが、市街地再開発事業等による新たな都市機能の形成が図られるとともに、北陸新幹線の金沢延伸により、広域拠点としての魅力が増進している。しかし、少子高齢化や商業を取り巻く環境の変化等による空洞化への対策、建築物の老朽化に伴う更新や防災対策の必要性等から、引き続き、行政と住民とのパートナーシップによる市街地再開発事業等により、商業・居住・宿泊などの都市機能の充実、歩行者空間の整備及び景観形成を図り、歩いて暮らせるまちなかづくりを推進するとともに、多くの人が訪れ交流する場を創出し、中心市街地の活性化を図る。

また、市街地開発事業の対象地域として、善光寺から長野駅を結ぶ中央通りを軸として発達してきた中心市街地と、北長野駅前地区、篠ノ井駅前地区を位置づける。

具体的な整備手法としては、中心市街地活性化のために、長野駅前地区、長野銀座地区、権堂町地区等において、また地域拠点活性化のため北長野駅前地区等において市街地再開発事業や土地区画整理事業を実施し、合理的かつ効率的な土地利用を図るための土地の高度利用と都市機能の更新を図る。

景整備により、中心市街地の活性化を図る。

b. 整備方針

地区名	整備方針
長野駅周辺地区	善光寺口は既存集積を活かし、落ち着いた雰囲気の歴史的なたたずまいを持った都心として、街なみの連続性などの環境に配慮しつつ、再開発等により再編、高度化を図る。また、長野駅東口は「都市拠点総合整備計画」に基づき、広域高速交通網の結節点として位置づけ、商業、業務機能のほか、生活、文化レクリエーション機能等の拠点形成を図るため、土地区画整理事業による面的整備を進める。
北長野駅前地区	「北長野駅前市街地再開発事業基本計画」に基づき、東北部の拠点として、再開発事業等により建物の更新、土地の高度利用を図るとともに、北長野駅前広場、幹線街路等の公共施設の整備を進める。

② 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施を予定する市街地開発事業は、次のとおりとする。

a. 土地区画整理事業

種別	地区名	面積
土地区画整理事業	長野駅周辺第二土地区画整理事業	58.2ha
〃	瀬原田一丁田土地区画整理事業	45.2ha
〃	水沢上庭土地区画整理事業	20.3ha
〃	古牧中部土地区画整理事業	8.5ha

b. 市街地再開発事業

種別	地区名	面積
市街地再開発事業	長野駅前A-3地区	0.2ha
〃	長野駅前地区	1.5ha
〃	権堂B-1地区	0.6ha

b. 整備方針

地区名	整備方針
長野駅周辺地区	善光寺口は既存集積を活かし、落ち着いた雰囲気の歴史的なたたずまいを持った都心として、街なみの連続性などの環境に配慮しつつ、市街地再開発事業等により再編、高度化を図る。また、長野駅東口は土地区画整理事業による基盤整備の完了により、交通結節点機能が強化され、都市機能も集積が進んでいるため、今後、都市拠点としてのさらなる機能集積を図る。
北長野駅前地区	生活の利便性や街の魅力を高める機能の集積を図るため、再開発事業等により建物の更新、土地の高度利用を図る。

② 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施を予定する市街地開発事業は、次のとおりとする。

a. 土地区画整理事業

種別	地区名	面積
土地区画整理事業	長野駅周辺第二土地区画整理事業	58.2ha

b. 市街地再開発事業

種別	地区名	面積
市街地再開発事業	長野駅前地区	4.0ha
〃	長野銀座地区	3.0ha
〃	権堂地区	2.0ha
〃	北長野駅前地区	0.7ha

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

a. 自然環境の特徴と現況、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は長野県の北部に位置し、上信越高原国立公園から連なる山地・丘陵地に囲まれ、千曲川、犀川によって形成された善光寺平が拓け、両河川の外に、裾花川、浅川、岡田川、聖川、神田川、赤野田川、保科川、鳥居川等が流れている。犀川以北の善光寺を中心に発達した長野地区、しなの鉄道とJR篠ノ井線の分岐点にあたる篠ノ井駅を拠点とした篠ノ井地区、真田十万石の城下町として発展した松代地区、果樹集荷基地としての豊野地区などの市街地が発達する一方、善光寺平には水田に加えて国内有数の果樹栽培地帯が広がっている。

また、国宝の善光寺、文化財指定の松代城跡、上杉・武田合戦で有名な川中島古戦場などの歴史的・文化的資産も多い。

1998年の冬季五輪の開催により、国際的な情報発信も優位となり、これを契機とした長野自動車道、上信越自動車道及び北陸新幹線などの高速交通網の整備により、首都圏等と時間短縮が図られ、中核市として、住宅地はもとより、情報関連、流通業務施設等の都市的な土地利用の拡大が見込まれている。

「長野市緑を豊かにする計画」(平成21年4月改定)では、緑の将来像「心かよう美しい緑のまち ながの」の実現を目指し、『緑豊かなまちを創ります(緑の創出)』、『受け継がれてきた緑を守ります(緑の保全)』、『緑と親しむ文化や人を育みます(緑育の推進)』の3つを本市の緑化施策の基本方針として掲げている。この方針に基づき、生物の多様性の保全にも配慮しながら、自然環境の保全とともに、都市公園の計画的な整備や、公共施設・民有地の緑化などにより「身近な緑」を増やし、市街地の緑と周辺に広がる森林等を、河川や水路などの連続性を持った緑でつなぐことで緑のネットワークを形成し、緑を身近に感じることができ緑豊かなまちを目指すものとする。

b. 緑地の確保目標水準

平成27年における緑地確保目標量	都市計画区域に対する割合
約12,096ha	約60.0%

※本表での緑地とは、長野都市計画区域20,161haの60%とする。(「長野市緑を豊かにする計画」)現況数値。

c. 都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準

年次	平成17年	平成27年
都市計画区域 人口1人当たりの	約7.56㎡/人	8.54㎡/人

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

a. 自然環境の特徴と現況、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は長野県の北部に位置し、上信越高原国立公園から連なる山地・丘陵地に囲まれ、千曲川、犀川によって形成された善光寺平が拓け、両河川の外に、裾花川、浅川、岡田川、聖川、神田川、赤野田川、保科川、鳥居川等が流れている。犀川以北の善光寺を中心に発達した長野地区、しなの鉄道とJR篠ノ井線の分岐点にあたる篠ノ井駅を拠点とした篠ノ井地区、真田十万石の城下町として発展した松代地区、果樹集荷基地としての豊野地区などの市街地が発達する一方、善光寺平には水田に加えて国内有数の果樹栽培地帯が広がっている。

また、国宝の善光寺、文化財指定の松代城跡、上杉・武田合戦で有名な川中島古戦場などの歴史的・文化的資産も多い。

1998年の冬季五輪の開催により、国際的な情報発信も優位となり、これを契機とした長野自動車道、上信越自動車道及び北陸新幹線などの高速交通網の整備により、首都圏等と時間短縮が図られ、中核市として、住宅地はもとより、情報関連、流通業務施設等の都市的な土地利用の拡大が見込まれている。

国においては、平成27年後に閣議決定した国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画では、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等」に「対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとしてグリーンインフラの取組みを推進することが挙げられている。

また、「長野市緑を豊かにする計画」(平成31年4月改定)では、緑の将来像「心かよう美しい緑のまち ながの」の実現を目指し、『緑豊かなまちを創ります(緑の創出)』、『受け継がれてきた緑を守ります(緑の保全)』、『緑と親しむ文化や人を育みます(緑育の推進)』の3つを本市の緑化施策の基本方針として掲げている。この方針に基づき、生物の多様性の保全にも配慮しながら、自然環境の保全とともに、都市公園の計画的な整備や、公共施設・民有地の緑化などにより「身近な緑」を増やし、市街地の緑と周辺に広がる森林等を、河川や水路などの連続性を持った緑でつなぐことで緑のネットワークを形成し、緑を身近に感じることができ緑豊かなまちを目指すものとする。

b. 緑地の確保目標水準

令和7年における緑地確保目標量	都市計画区域に対する割合
約11,693ha	約58%

※本表での緑地とは、長野都市計画区域20,161haの58%とする。(「長野市緑を豊かにする計画」)現況数値。

c. 都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準

年次	平成27年	令和7年
都市計画区域 人口1人当たりの	約8.12㎡/人	8.34㎡/人

(旧) 第6回区域区分見直し 区域マスタープラン	(新) 第7回区域区分見直し 区域マスタープラン
<p>目標水準</p> <p>※ (都市公園等の面積/都市計画区域人口) で求められた数値。</p> <p>② 主要な緑地の配置の方針</p> <p>a. 自然環境の保全と活用の方針</p> <p>豊かな生態系を育む森林や河川・農地は、都市の景観を支える重要な緑で、歴史や文化や人々の生活と一体となった緑として受け継がれている。これらを保全・活用し、豊かな自然環境を維持していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的環境を形成する緑や文化財周辺の緑を保全する。</li> <li>希少な動植物の生息地などの貴重な自然を保全する。</li> <li>河川や緑地などがもつ機能を保全する。</li> <li>森林の保全のための治山事業を推進する。</li> <li>良好な田園風景を形成する農地の機能を保全する。</li> </ul> <p>b. 市街地内の緑化の方針</p> <p>市街地内の公共施設は緑を豊かにする役割を担っており、また住宅地、工場・事業所等の身近な緑の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の敷地の緑化、屋上緑化、壁面緑化を推進する。</li> <li>地区計画、建築協定などの活用や支援施策により住宅地の緑化を図る。</li> </ul> <p>c. 公園配置の方針</p> <p>都市公園の配置の考え方により、全体と地域の配置バランスを見ながら計画的に公園を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園は幅広い市民が多目的に利用しており、憩いや癒しの空間づくりや子供の健全育成に資するものなど、より多様なニーズに対応した公園づくりを進める。</li> <li>阪神大震災等を契機として、公園等の植栽帯が持つ延焼防止効果や災害時の避難場所としての空間機能など、防災機能を備えた公園配置を行う。</li> <li>近年の環境や自然への関心の高まりを受け、緑の豊かさが実感できる多様な植栽の配置や鳥や昆虫など小動物とのふれあいの場（ビオトープ）の整備、環境学習に役立つ施設の整備等都市公園での自然とのふれあいや環境学習ができる公園づくりを進める。</li> </ul>	<p>目標水準</p> <p>※ (都市公園等の面積/都市計画区域人口) で求められた数値。</p> <p>② 主要な緑地の配置の方針</p> <p>a. 自然環境の保全と活用の方針</p> <p><u>主要な緑地はグリーンインフラとして多様な機能を有するものであり都市計画において保全を図る必要があることから、風致地区、緑地保全地域、緑化地域、生産緑地等の都市計画の活用を検討を行う。また、豊かな生態系を育む森林や河川・農地等は、都市の景観を支える重要な緑で、歴史や文化や人々の生活と一体となった緑として受け継がれている。これらを保全・活用し、豊かな自然環境を維持していく。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的環境を形成する緑や文化財周辺の緑を保全する。</li> <li>希少な動植物の生息地などの貴重な自然を保全する。</li> <li>河川や緑地などがもつ機能を保全する。</li> <li>森林の保全のための治山事業を推進する。</li> <li>良好な田園風景を形成する農地の機能を保全する。</li> </ul> <p>b. 市街地内の緑化の方針</p> <p>市街地内の公共施設は緑を豊かにする役割を担っていることから、住宅地、工場・事業所等の身近な緑の充実を図るとともに、<u>公園、緑地、都市農地などまちに存在する様々な緑を柔軟に活用し都市空間へのゆとりを創出する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設、工場・事業所等の敷地の緑化、屋上緑化、壁面緑化を推進する。</li> <li>地区計画、建築協定などの活用や<u>条例に基づく緑化施策により住宅地の緑化を図る。</u></li> <li><u>民間団体等が空き地等の低未利用地を有効活用して緑地等を整備し、住民に公開する取り組みを促進する。</u> また、人口減少や高齢化の進展に伴う都市農地に対する開発圧力の低下や、都市農業に対する評価の高まり、東日本大震災を契機とした防災の観点から、<u>都市農地の保全が求められている。このような状況を踏まえ、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成を図る。</u></li> </ul> <p>c. 公園配置の方針</p> <p>都市公園の配置の考え方により、全体と地域の配置バランスを見ながら計画的に公園を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園は幅広い市民が多目的に利用しており、憩いや癒しの空間づくりや子供の健全育成、<u>健康づくり</u>に資するものなど、より多様なニーズに対応した公園づくりを進める。</li> <li><u>災害発生時の初期被害の低減とその後の円滑な応急活動に寄与する機能など、都市公園が持つ防災機能を向上させ、市民の安全・安心を確保する公園づくりを進める。</u></li> <li><u>環境や自然への関心が高まるなか、街路樹や河川・河畔林などとともに「緑のネットワーク」を形成し、自然とのふれあいや環境学習ができる生物多様性に配慮した公園づくりを進める。</u></li> </ul>

(旧) 第6回区域区分見直し 区域マスタープラン	(新) 第7回区域区分見直し 区域マスタープラン																																																												
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観と調和し、都市景観に潤いと彩りを与える樹木の植栽等、シンボルとなる公園づくりを進める。</li> <li>周囲からの見通しが良く、見えにくい場所がないなど、防犯面に配慮した安心・安全な公園づくりを進める。</li> <li>段差のない園路や車いすでも利用しやすい施設配置、幅広い世代が利用し、交流できる施設の整備など誰もが使いやすいユニバーサルデザインを導入した公園づくりを進める。</li> <li>宅地開発で整備される遊園地や公園事業以外で設置される広場については既存の都市公園の機能に配慮した配置とする。</li> </ul> <p><b>d. 緑のネットワークの形成</b></p> <p>市街地周辺まで広がる森林や農地と市街地に点在する水辺や緑地を水路や街路樹などの連続性のある緑で結び、緑や生物の生息環境をつなぐネットワークを形成する。</p> <p><b>e. 緑化重点地区の指定</b></p> <p><u>中心市街地では建物等が密集していることから、公園などの緑被地の確保が難しく緑が不足していることや、市街化区域内は全体的に緑が少なく、今後の人口減少により空き地の増加が予測され、低未利用地の緑化が必要となることから、市街化区域全域を緑化重点地区に指定し、都市公園事業やその他の公共事業による緑化、民有地の緑化を一体的に推進する。</u></p> <p><b>③ 実現のための具体の都市計画制度の方針</b></p> <p><b>a. 公園緑地等の整備目標及び配置方針</b></p> <p>都市公園等施設として整備すべき緑地については、平成27年において約8.54m<sup>2</sup>/人となるよう以下のように整備する。</p> <table border="1" data-bbox="1312 1617 1795 2745"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公園緑地等の種類</th> <th rowspan="2">配置方針</th> <th colspan="2">整備目標 (m<sup>2</sup>)</th> </tr> <tr> <th>平成27年</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園</td> <td>各住区に4か所設置することを目標とする。</td> <td>0.96</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>各住区に1か所設置することを目標とする。</td> <td>1.02</td> <td>0.94</td> </tr> <tr> <td>地区公園</td> <td>4～5住区に1か所設置することを目標とする。</td> <td>0.73</td> <td>0.73</td> </tr> <tr> <td>総合公園</td> <td>城山公園、八幡原史跡公園、昭和の森公園を拡充して約44.3haの整備を図る</td> <td>1.02</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>運動公園</td> <td>長野運動公園と南長野運動公園、北部レクリエーションパークを配置し、3か所約59haの整備を図る</td> <td>1.70</td> <td>1.49</td> </tr> <tr> <td>その他の公園緑地等</td> <td>特殊公園として茶臼山公園、茶臼山自然植物園が開設済みであり、風致公園のほか千曲川、犀川、裾花川、浅川、鳥居川等の河川緑地など約159.9haの整備を図る。</td> <td>3.11</td> <td>3.14</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「長野市緑を豊かにする計画」の一人あたりの公園面積を都市計画区域区内人口で除した数値を参考に目標年度に修正処理した数値。</p>	公園緑地等の種類	配置方針	整備目標 (m <sup>2</sup> )		平成27年	令和7年	街区公園	各住区に4か所設置することを目標とする。	0.96	1.01	近隣公園	各住区に1か所設置することを目標とする。	1.02	0.94	地区公園	4～5住区に1か所設置することを目標とする。	0.73	0.73	総合公園	城山公園、八幡原史跡公園、昭和の森公園を拡充して約44.3haの整備を図る	1.02	1.03	運動公園	長野運動公園と南長野運動公園、北部レクリエーションパークを配置し、3か所約59haの整備を図る	1.70	1.49	その他の公園緑地等	特殊公園として茶臼山公園、茶臼山自然植物園が開設済みであり、風致公園のほか千曲川、犀川、裾花川、浅川、鳥居川等の河川緑地など約159.9haの整備を図る。	3.11	3.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観と調和し、都市景観に潤いと彩りを与える樹木の植栽等、シンボルとなる公園づくりを進める。</li> <li>周囲からの見通しが良く、見えにくい場所がないなど、防犯面に配慮した安心・安全な公園づくりを進める。</li> <li>段差のない園路や車いすでも利用しやすい施設配置、幅広い世代が利用し、交流できる施設の整備など誰もが使いやすいユニバーサルデザインを導入した公園づくりを進める。</li> <li>宅地開発で整備される遊園地や公園事業以外で設置される広場については既存の都市公園の機能に配慮した配置とする。</li> </ul> <p><b>d. 緑のネットワークの形成</b></p> <p>市街地周辺まで広がる森林や農地と市街地に点在する水辺や緑地を水路や街路樹などの連続性のある緑で結び、緑や生物の生息環境をつなぐネットワークを形成するとともに<u>生物多様性の確保を図る。</u></p> <p><b>e. 緑化重点地区の指定</b></p> <p><u>中心市街地では建物等が密集していることから、公園などの緑被地の確保が難しく緑が不足していることや、市街化区域内は全体的に緑が少なく、今後の人口減少により空き地の増加が予測され、低未利用地の緑化が必要となることから、市街化区域全域を緑化重点地区に指定し、都市公園事業やその他の公共事業による緑化、民有地の緑化を一体的に推進する。</u></p> <p><b>③ 実現のための具体の都市計画制度の方針</b></p> <p><b>a. 公園緑地等の整備目標及び配置方針</b></p> <p>都市公園等施設として整備すべき緑地については、令和7年において約8.34m<sup>2</sup>/人となるよう以下のように整備する。</p> <table border="1" data-bbox="1312 400 1795 1528"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公園緑地等の種類</th> <th rowspan="2">配置方針</th> <th colspan="2">整備目標 (m<sup>2</sup>)</th> </tr> <tr> <th>令和7年</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園</td> <td>各住区に4か所設置することを目標とする。</td> <td>1.01</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>各住区に1か所設置することを目標とする。</td> <td>0.94</td> <td>0.94</td> </tr> <tr> <td>地区公園</td> <td>4～5住区に1か所設置することを目標とする。</td> <td>0.73</td> <td>0.73</td> </tr> <tr> <td>総合公園</td> <td>城山公園、川中島古戦場史跡公園、昭和の森公園を拡充して約44.3haの整備を図る</td> <td>1.03</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>運動公園</td> <td>長野運動公園と南長野運動公園、北部レクリエーションパークを配置し、3か所約59haの整備を図る</td> <td>1.49</td> <td>1.49</td> </tr> <tr> <td>その他の公園緑地等</td> <td>特殊公園として茶臼山公園、茶臼山自然植物園が開設済みであり、風致公園のほか千曲川、犀川、裾花川、浅川、鳥居川等の河川緑地など約159.9haの整備を図る。</td> <td>3.14</td> <td>3.14</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「長野市緑を豊かにする計画」の一人あたりの公園面積を都市計画区域区内人口で除した数値を参考に目標年度に修正処理した数値。</p>	公園緑地等の種類	配置方針	整備目標 (m <sup>2</sup> )		令和7年	令和7年	街区公園	各住区に4か所設置することを目標とする。	1.01	1.01	近隣公園	各住区に1か所設置することを目標とする。	0.94	0.94	地区公園	4～5住区に1か所設置することを目標とする。	0.73	0.73	総合公園	城山公園、川中島古戦場史跡公園、昭和の森公園を拡充して約44.3haの整備を図る	1.03	1.03	運動公園	長野運動公園と南長野運動公園、北部レクリエーションパークを配置し、3か所約59haの整備を図る	1.49	1.49	その他の公園緑地等	特殊公園として茶臼山公園、茶臼山自然植物園が開設済みであり、風致公園のほか千曲川、犀川、裾花川、浅川、鳥居川等の河川緑地など約159.9haの整備を図る。	3.14	3.14
公園緑地等の種類			配置方針	整備目標 (m <sup>2</sup> )																																																									
	平成27年	令和7年																																																											
街区公園	各住区に4か所設置することを目標とする。	0.96	1.01																																																										
近隣公園	各住区に1か所設置することを目標とする。	1.02	0.94																																																										
地区公園	4～5住区に1か所設置することを目標とする。	0.73	0.73																																																										
総合公園	城山公園、八幡原史跡公園、昭和の森公園を拡充して約44.3haの整備を図る	1.02	1.03																																																										
運動公園	長野運動公園と南長野運動公園、北部レクリエーションパークを配置し、3か所約59haの整備を図る	1.70	1.49																																																										
その他の公園緑地等	特殊公園として茶臼山公園、茶臼山自然植物園が開設済みであり、風致公園のほか千曲川、犀川、裾花川、浅川、鳥居川等の河川緑地など約159.9haの整備を図る。	3.11	3.14																																																										
公園緑地等の種類	配置方針	整備目標 (m <sup>2</sup> )																																																											
		令和7年	令和7年																																																										
街区公園	各住区に4か所設置することを目標とする。	1.01	1.01																																																										
近隣公園	各住区に1か所設置することを目標とする。	0.94	0.94																																																										
地区公園	4～5住区に1か所設置することを目標とする。	0.73	0.73																																																										
総合公園	城山公園、川中島古戦場史跡公園、昭和の森公園を拡充して約44.3haの整備を図る	1.03	1.03																																																										
運動公園	長野運動公園と南長野運動公園、北部レクリエーションパークを配置し、3か所約59haの整備を図る	1.49	1.49																																																										
その他の公園緑地等	特殊公園として茶臼山公園、茶臼山自然植物園が開設済みであり、風致公園のほか千曲川、犀川、裾花川、浅川、鳥居川等の河川緑地など約159.9haの整備を図る。	3.14	3.14																																																										

b. 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

良好な自然環境の保全等を図るため、風致地区等の指定を以下のように進めるものとする。

地区の種別	指定方針	指定目標
風致地区	善光寺城山風致地区、裾花風致地区及び大峯山風致地区として保全するとともに新たに長野地区西部及び北部並びに松代地区東部の丘陵地一体を加え、合計6か所の指定を図る。	約667ha
生産緑地地区	市街化区域内の農地のうち、長期にわたっての営農が見込まれ、緑地として機能に優れた農地を計画的に保全するため、生産緑地地区の指定を図る。	約40ha
条例等によるもの	自然景観の保全を図るため、千曲川、犀川等の河川及び、善光寺背後地、長野、篠ノ井地区西部、松代地区東部のほか、新たに長野地区北部、若穂地区東部、松代地区北部、及び東部山地の樹林地等の指定を図る。	約4,223ha

④ 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主要な公園等の公共空地は、篠ノ井中央公園、南向公園、弁天公園、松岡公園、駅東口1号公園とする。

b. 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

良好な自然環境の保全等を図るため、風致地区等の指定を以下のように進めるものとする。

地区の種別	指定方針
風致地区	善光寺城山風致地区、裾花風致地区及び大峯山風致地区として保全するとともに、 <u>貴重な自然を残す重要な森林について指定の検討を図る。</u>
生産緑地地区	市街化区域内の農地のうち、長期にわたっての営農が見込まれ、緑地として機能に優れた農地を計画的に保全するため、生産緑地地区の指定を図る。

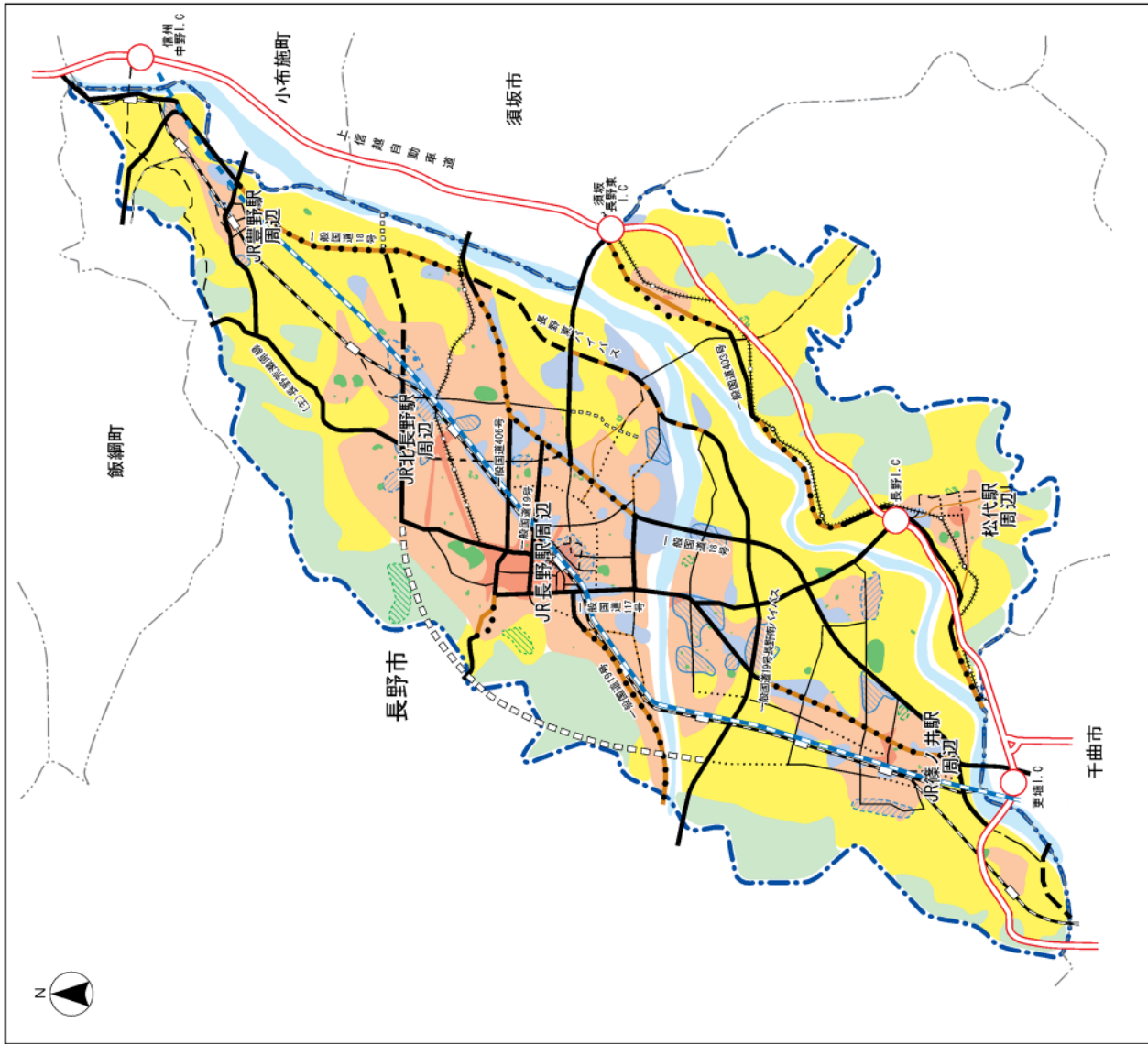
④ 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主要な公園等の公共空地は、南向公園、弁天公園とする。



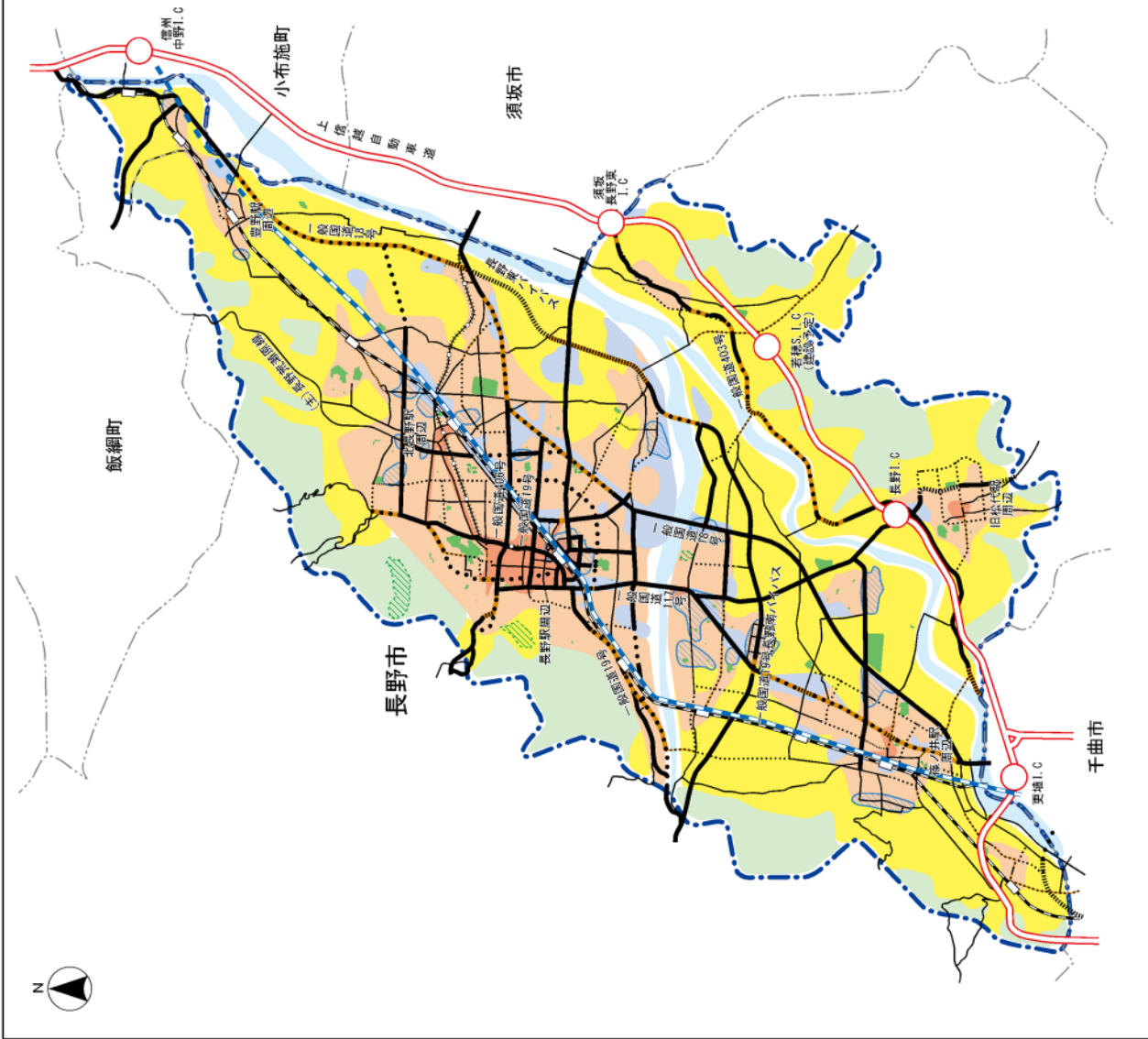
◆都市計画区域マスタープラン附図

都市計画区域マスタープラン附図  
長野都市計画区域(長野市)



◆都市計画区域マスタープラン附図

都市計画区域マスタープラン都市施設等配置図  
長野都市計画区域(長野市)



長野都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

令和3年 月 発行

○長野県 長野建設事務所計画調査課

〒390-0836 長野県長野市大字南長野南県町686-1

TEL 026-234-9540

FAX 026-233-3245

○長野県 建設部都市・まちづくり課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL 026-235-7297

FAX 026-252-7315

この印刷物は環境保全のため、再生紙を使用します。

## 都市計画区域の範囲と目標年次等

### 【都市計画区域の範囲】

都市計画区域の名称：須坂都市計画区域（約5,495ha）

対象市町村と範囲：須坂市と小布施町の一部

### 【目標年次】

都市計画の基本的な方向：令和17年

市街化区域の規模や都市施設等の整備目標：令和7年

## 都市づくりの基本理念

須坂都市計画区域は、須坂市、小布施町からなり、古くから街道が交差する地の利を活かした交通の要衝として、また物資流通の拠点として発展してきた。

本区域は、長野広域市町村圏の副都心的な役割を担い、工業、商業の集積が進む中で都市機能が高まり、また、一面では住宅地区としての役割を担い発展してきた。

一方で、本区域は稲作と共にりんご、ぶどう、栗などの果樹農園が発展し、美しい田園景観を有し、また、須坂市の蔵の町並みや小布施町の風土や歴史・文化が感じられる町並みなど自然や歴史文化資源も有している。

**本区域の特徴として**、上信越自動車道の須坂長野東インターチェンジが平成5年3月に供用開始されたことで、交通機能が拡充され、物流の中継地としての役割が担われている。さらに、小布施スマートインターチェンジも平成18年10月に本格運用され、周辺都市との交流地としての機能が充実されると共に、住宅地としての役割の拡大が期待されている。**令和元年10月には、令和元年東日本台風により千曲川が氾濫し、大規模な浸水被害が発生し、大きな被害を受けている。**

このような状況を踏まえ、本区域の優れた自然的、歴史的資源を活かしながら、活力ある地域産業が調和し**様々なニーズ、リスク、変化に対応できる柔軟性を備え、災害に対して安全・安心な都市を形成するため**、本区域の都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

**「歴史・文化・自然・産業が調和した安全・安心な都市づくり」**

## 地域ごとの市街地像

### 【都市拠点】

須坂駅周辺市街地

須坂駅周辺市街地は、今後とも区域の中心的な商業・業務機能を担う拠点として位置づけ、中心市街地活性化の施策や歴史的町並み整備による観光商業系土地利用の誘導とあわせ、都市機能の向上を図る。

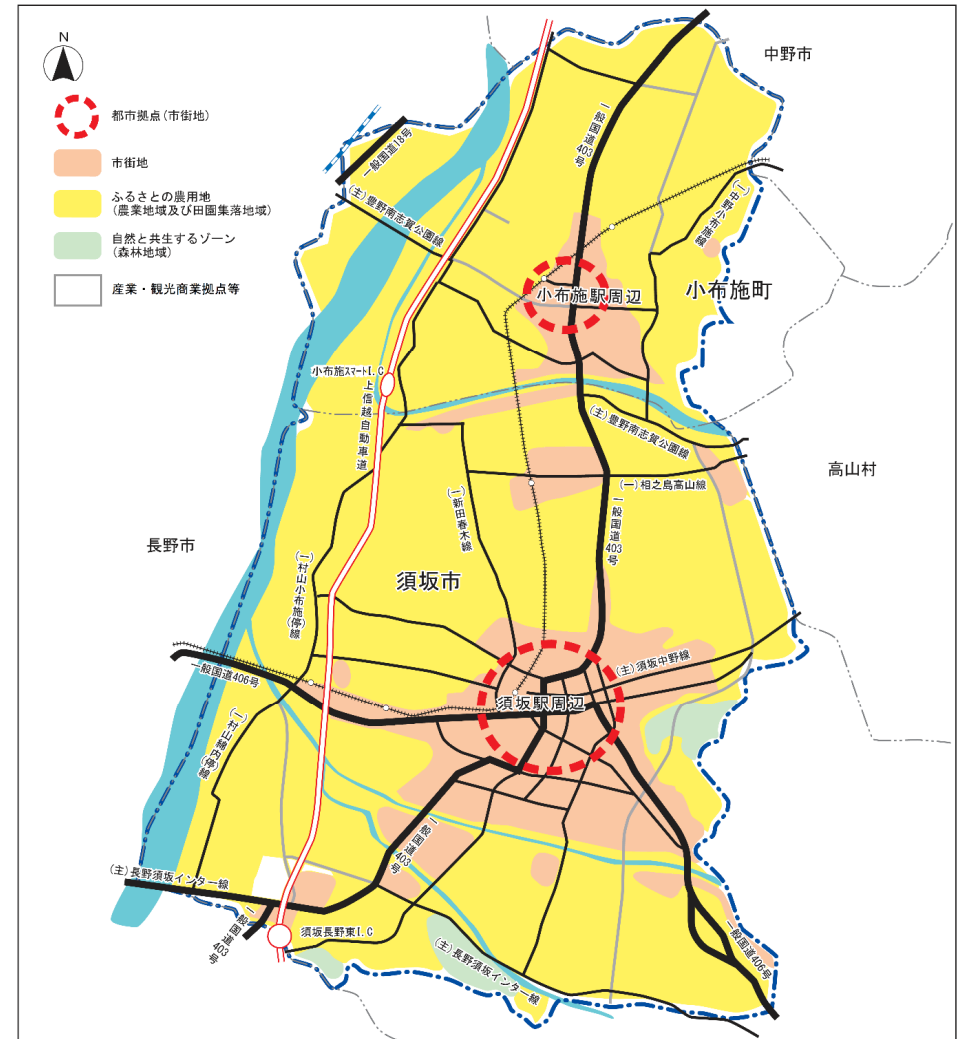
小布施駅周辺市街地

小布施駅周辺市街地は、今後とも本区域の副次的な商業拠点及び主要な観光拠点として位置づけ、歴史的町並み景観整備などにより魅力ある市街地形成を図る。

### 【その他の市街地】

その他用途地域内の市街地では、住居系市街地においては自然環境と調和した良好な住宅地の形成を、幹線道路沿道の商業系市街地においては、周辺の住宅地と共存した商業機能の維持改善を、工業系市街地においては周辺環境に配慮した生産環境の向上を、それぞれ図る。

**また、須坂長野東インターチェンジ周辺においては、その立地を生かし必要に応じて、工業・物流拠点等の強化を図る。**



# 主要な都市計画の決定の方針等

## 【主要用途の配置の方針】

### 住宅地

既成市街地内の住宅地については、老朽化した木造建築物の密集地の解消などの居住環境整備を進めるとともに、これに隣接する新市街地及び低未利用地については良好な住宅地として整備を図る。

また、土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域等の災害の発生の恐れのある区域は、住宅地としての整備を避けるものとする。

## 【市街地の土地利用の方針】

### 都市の風致の維持に関する方針

市街地内に点在する寺社樹林地などについては、良好な環境を形成する要素として積極的に保全を図る。また、歴史や文化を残す景観の維持・保全に努める。

特に、須坂市の旧街道沿い地区については蔵の町並みを整備し、併せて道路、公園等公共施設の一体的整備により、市街地の活性化と伝統的な建造物群の保存を図る。

## 【市街化調整区域の土地利用の方針】

### a. 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域の市街化調整区域の大部分は農業振興地域である。

これら区域のうち、土地基盤整備の完了地区及び実施中の区域内は良好な農地として耕作されており、今後も優良農地として適切に保全する。

### b. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

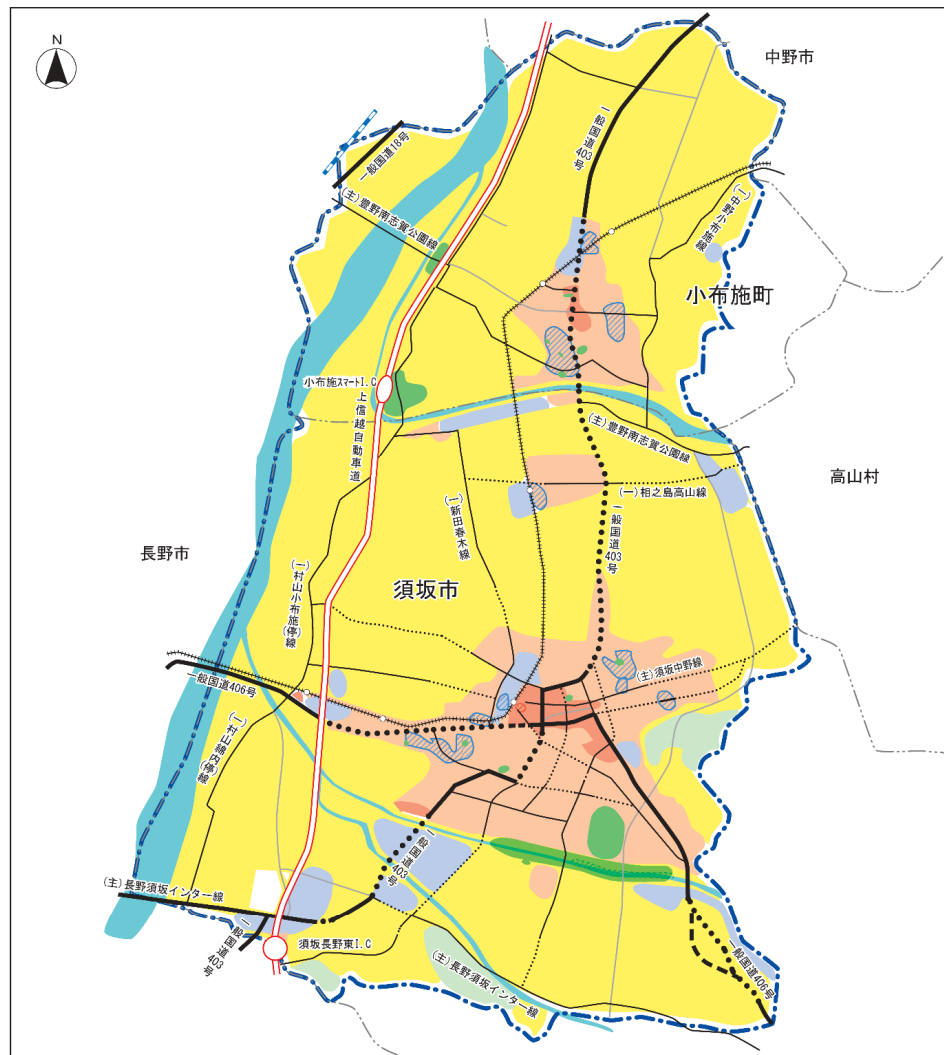
水防法による浸水想定区域等の内、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高い区域についても、洪水ハザードマップ等を利用し、市民への情報提供を行うとともに必要に応じて建築物の立地抑制を図る。

特に、災害発生の恐れが高い区域において、土地利用方策と連動した防災、減災対策が検討又は実施されていない区域は保全すべき区域とする。

## 【市街地開発事業の決定の方針】

既成市街地における狭隘道路や老朽建物の更新を図るため、土地区画整理事業を主体とし市街地整備を図る。現在の市街化区域内農地等の低未利用地については、土地区画整理事業、地区計画の導入を図り、宅地利用の推進を図る。

なお、須坂市の蔵の町並みや小布施町の風土や歴史・文化が感じられる町並みなど自然や歴史文化資源は、市街地開発事業地に含めず、保存を図るものとする。



都市計画区域	高速道路	公園・緑地	市街地開発事業 土地区画整理事業	主要河川
住宅地	主要幹線道路	整備済み	整備済み	新幹線
商業・業務地	国道	10年以内整備	10年以内整備	鉄道 (JR等)
工業地	主要地方道 (4車線以上)	10年以降整備	10年以降整備	鉄道 (私鉄)
農用地	一般県道 (4車線以上)	整備済み	10年以内整備	行政界
森林地域	都市計画道路 (幅員22m未満) (4車線相当)	10年以内整備	10年以内整備	
産業・観光商業拠点等	整備済み	10年以降整備	10年以降整備	
	10年以内整備	整備済み	10年以内整備	
	10年以降整備	10年以内整備	10年以内整備	
	その他の道路	10年以降整備	10年以降整備	

## 須坂MP の特徴

- ・歴史的なまちなみを保存し、歴史・文化が感じられるまちづくり
- ・災害リスクの高いエリアの住宅立地抑制
- ・良好な農地の適切な保全

須坂都市計画（須坂市・小布施町） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案） 新旧対照表

変更理由書…1

1. 都市計画の目標…2

(1) 都市計画区域の範囲と目標年次…2

① 都市計画区域の範囲…2

② 目標年次…2

(2) 都市づくりの基本理念…2

① 都市づくりの基本理念…2

② 都市づくりの目標…4

(3) 地域ごとの市街地像…5

① 都市拠点…5

② その他の市街地…5

③ 農業地域（ふるさとの農用地）…5

④ 森林地域…5

◆ 都市構造図（須坂都市計画区域）…6

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分の定める際の方針…7

(1) 区域区分の決定の有無…7

① 県下同一基準での判断結果…7

② 地域特性を踏まえた区域区分の検討…7

(2) 区域区分の方針…9

① おおむねの人口…9

② 産業の規模…9

③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係…10

3. 主要な都市計画の決定の方針…10

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針…10

① 主要用途の配置の方針…10

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針…12

③ 市街地における住宅建設の方針…12

④ 市街地において特に配慮すべき問題を有する市街地の土地利用の方針…12

⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針…13

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針…15

① 交通施設の都市計画の決定の方針…15

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針…17

③ その他の都市施設…19

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針…19

① 主要な市街地開発事業の決定の方針…19

② 市街地整備の目標…19

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針…20

① 基本方針…20

② 主要な緑地の配置の方針…21

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針…22

④ 主要な緑地の確保目標…22

◆ 都市施設等配置図（須坂都市計画区域）…23

令和3年4月

須坂都市計画（須坂市・小布施町） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案） 新旧対照表

現 行	今 回
<p>須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更</p> <p>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。</p>	<p>須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更</p> <p>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。</p>
<p><b>1. 都市計画の目標</b></p> <p>本計画は、須坂都市計画区域内の市町や住民の意向を踏まえ、須坂都市計画が目指す都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針を明確に示すことにより、都市づくりの合意形成を促そうとするものである。</p>	<p><b>1. 都市計画の目標</b></p> <p>本計画は、須坂都市計画区域内の市町や住民の意向を踏まえ、須坂都市計画が目指す都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針を明確に示すことにより、都市づくりの合意形成を促そうとするものである。</p>
<p><b>(1) 都市計画区域の範囲と目標年次</b></p> <p>① <b>都市計画区域の範囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆都市計画区域の名称：須坂都市計画区域</li> <li>◆対象市町村：須坂市、小布施町</li> <li>◆範囲：須坂市の一部、小布施町の一部</li> </ul> <p>② <b>目標年次</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画の基本的な方向 <u>平成37年</u></li> <li>・市街化区域の規模や都市施設、市街地開発事業の整備目標 <u>平成27年</u></li> </ul>	<p><b>(1) 都市計画区域の範囲と目標年次</b></p> <p>① <b>都市計画区域の範囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆都市計画区域の名称：須坂都市計画区域</li> <li>◆対象市町村：須坂市、小布施町</li> <li>◆範囲：須坂市の一部、小布施町の一部</li> </ul> <p>② <b>目標年次</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画の基本的な方向 <u>令和17年</u></li> <li>・市街化区域の規模や都市施設、市街地開発事業の整備目標 <u>令和7年</u></li> </ul>
<p><b>(2) 都市づくりの基本理念</b></p> <p>① <b>都市づくりの基本理念</b></p> <p>須坂都市計画区域は、須坂市、小布施町からなり、古くから街道が交差する地の利を活かした交通の要衝として、また物資流通の拠点として発展してきた。<u>近年では、長野広域市町村圏の副都心的な役割を担い、工業、商業の集積が進む中で都市機能が高まり、また、一面では住宅地区としての役割を担い発展してきた。</u>一方、本区域では稲作と共におり、ぶどう、栗などの果樹農園が発展したことで、美しい田園景観を有しており、また、須坂市の蔵の町並みや小布施町の風土や歴史・文化が感じられる町並みなど自然や歴史文化資源も有している。<u>近年の大きな動きとしては、高速交通網の整備があるが、上信越自動車道の須坂長野インターチェンジが平成5年3月に供用開始されたことで、交通機能が拡充され、物流の中継地としての役割が担われている。</u></p> <p>更に、小布施スマートインターチェンジも平成18年10月に本格運用され、周辺都市との交流地としての機能が充実されると共に、住宅地としての役割の拡大が期待される。</p>	<p><b>(2) 都市づくりの基本理念</b></p> <p>① <b>都市づくりの基本理念</b></p> <p>須坂都市計画区域は、須坂市、小布施町からなり、古くから街道が交差する地の利を活かした交通の要衝として、また物資流通の拠点として発展してきた。<u>本区域は、長野広域市町村圏の副都心的な役割を担い、工業、商業の集積が進む中で都市機能が高まり、また、一面では住宅地区としての役割を担い発展してきた。</u>一方で、本区域は稲作と共によりんご、ぶどう、栗などの果樹農園が発展し、美しい田園景観を有し、また、須坂市の蔵の町並みや小布施町の風土や歴史・文化が感じられる町並みなど自然や歴史文化資源も有している。<u>本区域の特徴として、上信越自動車道の須坂長野インターチェンジが平成5年3月に供用開始されたことで、交通機能が拡充され、物流の中継地としての役割が担われている。</u></p> <p>さらに、小布施スマートインターチェンジも平成18年10月に本格運用され、周辺都市との交流地としての機能が充実されると共に、住宅地としての役割の拡大が期待されている。</p>

須坂都市計画（須坂市・小布施町） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案） 新旧対照表

現 行	今 回
<p>このような状況を踏まえ、本区域の優れた自然的、歴史的資源を活かしながら、活力ある地域産業が調和した都市を形成するため、本区域の都市づくりの基本理念を以下のように設定する。</p> <p style="text-align: center;"><b>「歴史・文化・自然・産業が調和する都市づくり」</b></p>	<p><u>令和元年10月には、令和元年東日本台風により千曲川が氾濫し、大規模な浸水被害が発生し、大きな被害を受けている。</u></p> <p>このような状況を踏まえ、本区域の優れた自然的、歴史的資源を活かしながら、活力ある地域産業が調和し<u>様々なニーズ、リスク、変化に対応できる柔軟性を備え、災害に対して安全・安心な都市</u>を形成するため、本区域の都市づくりの基本理念を以下のように設定する。</p> <p style="text-align: center;"><b>「歴史・文化・自然・産業が調和した安全・安心な都市づくり」</b></p>

現 行	今 回
<p>② 都市づくりの目標 都市づくりの目標を次のとおり設定し、前記に示した基本理念の実現を目指す。</p> <p>●豊かな自然と歴史的遺産を活かした交流・文化都市づくり 歴史と文化を活かしたまちづくりを今後進めるとともに、優良農地や豊富な自然資源を保全及び活用しながら、多くの人々が訪れる、魅力ある交流・文化都市を目指す。 市街地の景観整備や公園等の都市基盤施設の整備を図り、住民や観光客がともに憩いとやすらぎを感じることのできる町並みづくりを行う。 豊かな自然を保全し、環境の恵みを楽しみつつ、持続可能な循環型社会を実現するために、循環型社会に向けた取り組みと併せて、都市における社会経済活動に起因する環境への負荷を低減するため、都市機能の適切な配置や既存ストックの有効活用を促進することにより、集約型都市構造への転換を進め、多様な都市機能がコンパクトに集約し、環境への負荷の小さな低炭素都市づくり*を目指す。</p> <p>●地域産業と連携した先端技術産業都市づくり 地域資源、産業と連携しながら、時代のニーズに対応する先端技術の発展、商業地域の活力再生を推進する都市を目指す。 衰退している中心市街地の再整備を行うとともに、農林業との健全な調和を図りながら、秩序ある市街地整備を効率的に実施する。</p> <p>●人にやさしい、安全、安心な都市づくり だれもが安全・安心して暮らせる地域社会、市街地空間を実現するため、ノーマライゼーション*の視点にたった都市づくりを目指す。 安全、快適に都市活動が出来るよう、自動車交通の円滑化やユニバーサルデザイン*の考えに基づいた歩道等の整備などを進め、人にやさしい都市基盤整備を実施する。 また、地震や風水害などの自然災害に対応できる、災害に強い都市の実現をめざす。</p> <p>●公民協働による個性ある都市づくり 住民等が主体的に街づくりに参加できる仕組みを構築し、住民、NPO、事業者、行政の協働による都市づくりを実施する。</p>	<p>② 都市づくりの目標 都市づくりの目標を次のとおり設定し、前記に示した基本理念の実現を目指す。</p> <p>●豊かな自然と歴史的遺産を活かした交流・文化都市づくり 歴史と文化を活かしたまちづくりを今後進めるとともに、優良農地や豊富な自然資源を保全及び活用するとともに、緑地の有する環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などのグリーンインフラとしての機能が効率的かつ有機的に発揮され、多くの人々が訪れる、魅力ある交流・文化都市を目指す。 市街地の景観整備や公園等の都市基盤施設の整備を図り、住民や観光客がともに憩いとやすらぎを感じることのできる町並みづくりを行う。 豊かな自然を保全し、環境の恵みを楽しみつつ、持続可能な循環型社会を実現するために、取り組みと併せて、都市における社会経済活動に起因する環境への負荷を低減するため、都市機能の適切な配置や既存ストックの有効活用を促進することにより、集約型都市構造への転換を進め、多様な都市機能がコンパクトに集約し、環境への負荷の小さな低炭素都市づくり*を目指す。</p> <p>●地域産業と連携した先端技術産業都市づくり 地域資源、産業と連携しながら、時代のニーズに対応する先端技術の発展、商業地域の活力再生を推進する都市を目指す。 衰退している中心市街地の再整備を行うとともに、農林業との健全な調和を図りながら、秩序ある市街地整備を効率的に実施する。</p> <p>●人にやさしい、安全・安心な都市づくり だれもが安全・安心して暮らせる地域社会、市街地空間を実現するため、ノーマライゼーション*の視点にたった都市づくりを目指す。 安全、快適に都市活動が出来るよう、自動車交通の円滑化やユニバーサルデザイン*の考えに基づいた歩道等の整備などを進め、人にやさしい都市基盤整備を実施する。 また、雨水の流出抑制機能を有する緑地の活用や近年の災害の経験を生かし、地震や風水害などの自然災害に対応できる、災害に強い都市の実現を目指す。</p> <p>●公民協働による個性ある都市づくり 住民等が主体的に街づくりに参加できる仕組みを構築し、住民、NPO、事業者、行政の協働による都市づくりを実施する。</p>

\* 低炭素都市づくり

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を削減する「低炭素社会」を実現させる都市のこと。低炭素都市の実現を目指す。省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用、さらに都市をコンパクト化するなど、CO2排出量などの環境負荷の小さな都市構造にしていこうなどという。

\* ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方を指す。

\* ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）」という意味。年齢、性別、身体、国籍など、ひとびとが持つ様々な特性や違いを超えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物、施設、製品などのデザインをしていこうとする考え方。



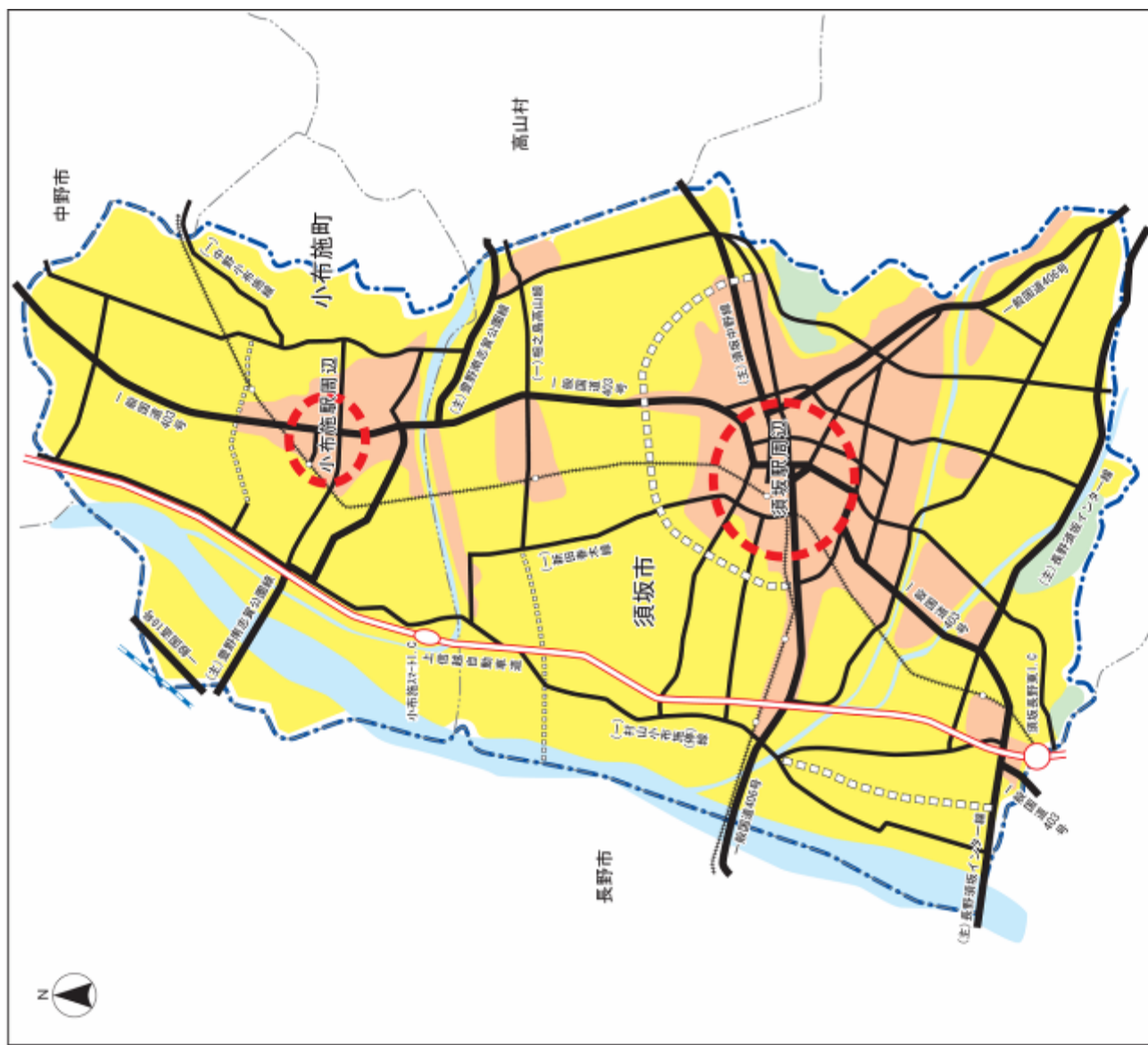
現 行	今 回
<p>(3) 地域ごとの市街地像</p> <p>本区域は、次の4つの地域に分けた市街地像の形成に向けまちづくりを進める。また、豊かな自然環境や美しい農地の保全に努めるとともに、歴史文化を活かした個性ある都市空間の実現を目指す。</p> <p>① 都市拠点</p> <p>a. 須坂駅周辺市街地</p> <p>須坂駅周辺市街地は、東口駅前及び都市計画道路駅前線沿道等を中心として商業、業務機能等の都市的土地利用が進んでいる本区域の中心市街地である。須坂駅周辺市街地は、今後とも区域の中心的な商業・業務機能を担う拠点として位置づけ、中心市街地活性化の施策や歴史的町並み整備による観光商業系土地利用の誘導とあわせ、都市機能の向上を図る。</p> <p>b. 小布施駅周辺市街地</p> <p>小布施駅から一般国道403号にかけての市街地は、地域の商業機能を担うとともに、広域から集客する観光地でもある。小布施駅周辺市街地は、今後とも本区域の副次的な商業拠点及び主要な観光拠点として位置づけ、歴史的町並み景観整備などにより魅力ある市街地形成を図る。</p> <p>② その他の市街地</p> <p>その他用途地域内の市街地では、住居系市街地においては自然環境と調和した良好な住宅地の形成を、幹線道路沿道の商業系市街地においては、周辺の住宅地と共存した商業機能の維持改善を、工業系市街地においては周辺環境に配慮した生産環境の向上を、それぞれ図る。</p> <p>③ 農業地域（ふるさとの農用地※）</p> <p>市街地の周辺に展開する農用地及びその集落一帯については、本区域の農業生産を担う基盤として位置づけ、その保全に努めるとともに集落のコミュニティの維持・活性化を図る。</p> <p>④ 森林地域</p> <p>上記の①～③を取り巻く地域については、基本的に現在の良好な自然環境や農業環境などを維持・保全・活用する保全地域として位置づける。</p>	<p>(3) 地域ごとの市街地像</p> <p>本区域は、次の4つの地域に分けた市街地像の形成に向けまちづくりを進める。また、豊かな自然環境や美しい農地の保全に努めるとともに、歴史文化を活かした個性ある都市空間の実現を目指す。</p> <p>① 都市拠点</p> <p>a. 須坂駅周辺市街地</p> <p>須坂駅周辺市街地は、東口駅前及び都市計画道路駅前線沿道等を中心として商業、業務機能等の都市的土地利用が進んでいる本区域の中心市街地である。須坂駅周辺市街地は、今後とも区域の中心的な商業・業務機能を担う拠点として位置づけ、中心市街地活性化の施策や歴史的町並み整備による観光商業系土地利用の誘導とあわせ、都市機能の向上を図る。</p> <p>b. 小布施駅周辺市街地</p> <p>小布施駅から一般国道403号にかけての市街地は、地域の商業機能を担うとともに、広域から集客する観光地でもある。小布施駅周辺市街地は、今後とも本区域の副次的な商業拠点及び主要な観光拠点として位置づけ、歴史的町並み景観整備などにより魅力ある市街地形成を図る。</p> <p>② その他の市街地</p> <p>その他用途地域内の市街地では、住居系市街地においては自然環境と調和した良好な住宅地の形成を、幹線道路沿道の商業系市街地においては、周辺の住宅地と共存した商業機能の維持改善を、工業系市街地においては周辺環境に配慮した生産環境の向上を、それぞれ図る。</p> <p><u>また、須坂長野東インターチェンジ周辺においては、その立地を生かし必要に応じて、工業・物流拠点等の強化を図る。</u></p> <p>③ 農業地域（ふるさとの農用地※）</p> <p>市街地の周辺に展開する農用地及びその集落一帯については、本区域の農業生産を担う基盤として位置づけ、その保全に努めるとともに集落のコミュニティの維持・活性化を図る。</p> <p>④ 森林地域</p> <p>上記の①～③を取り巻く地域については、基本的に現在の良好な自然環境や農業環境などを維持・保全・活用する保全地域として位置づける。</p>

\* ふるさとの農用地  
農業の営みにより形成された美しい農村景観は、やすらぎや懐かしさを感じさせるものであり、このような状況を指す（造語）

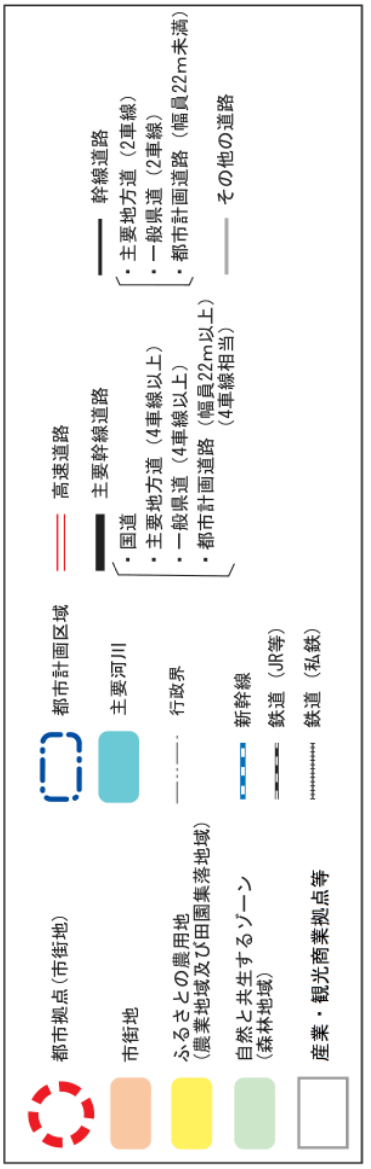
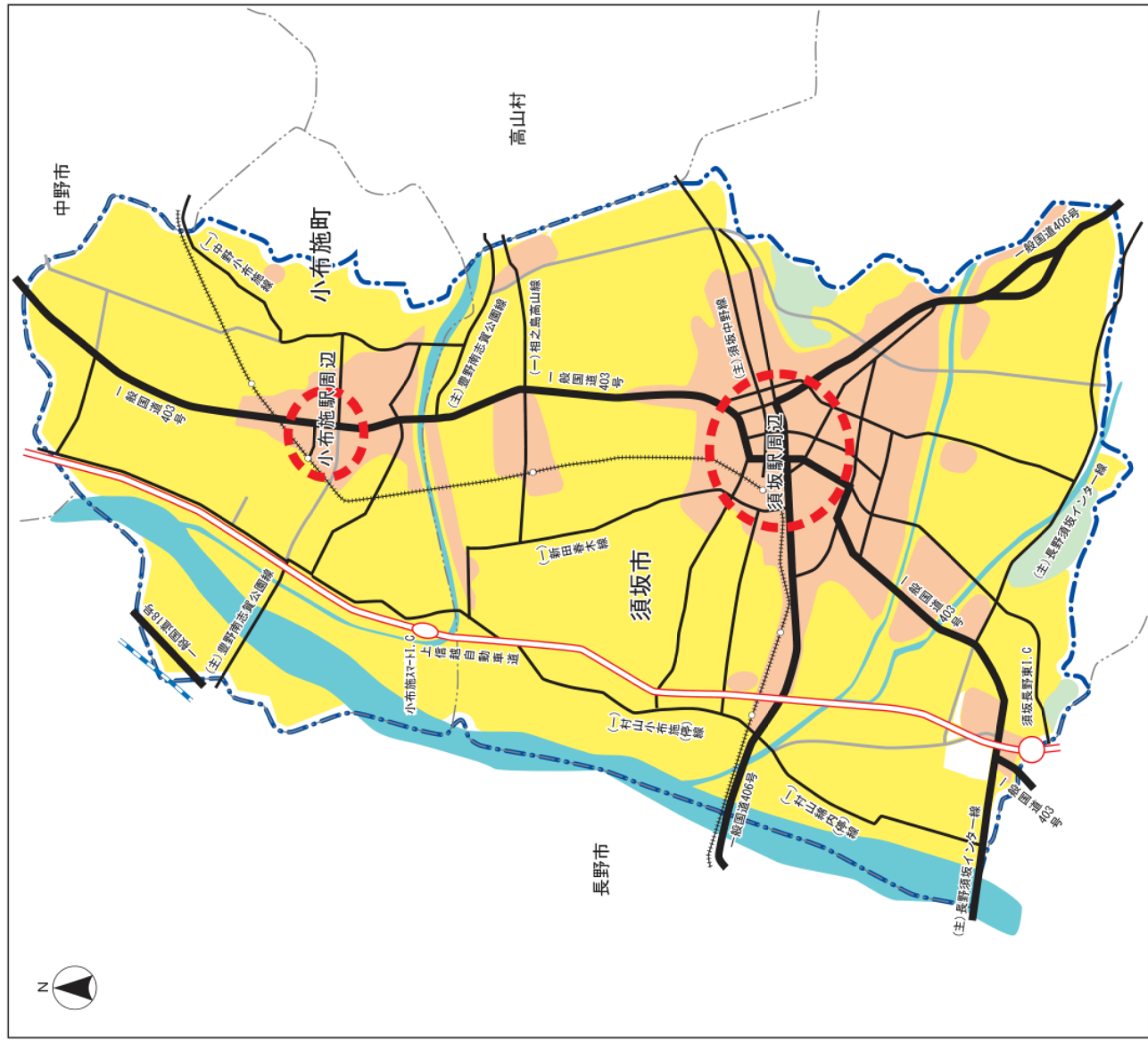
現 行

今 回

◆ 都市構造図（須坂都市計画区域）



◆ 都市構造図（須坂都市計画区域）



現 行	今 回
<p>2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</p> <p>(1) 区域区分の決定の有無</p> <p><b>本都市計画に区域区分を定める。</b></p> <p>なお、区域区分を定めるとした根拠は次のとおりである。</p> <p>① 県下同一基準での判断結果</p> <p>県では、人口の動向及び土地利用の状況に鑑み、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性があると判断した。その概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本区域（須坂市、小布施町）における、平成12年から平成17年の市街化区域内の人口はほぼ横ばいであり、一方、市街化調整区域内では、2.6%の減少となっており。このことから、本区域では、<u>区域区分の設定により市街地外への宅地化の拡散抑制効果があったもの</u>と判断できる。</li> <li>・平成7年から平成17年の人口減少は、133人である。近年、少子高齢化や産業構造が変化している状況であるが、世帯数については増加の傾向を示しており、郊外の住宅地需要、産業地需要も示しており、郊外の住宅地需要、産業地需要も、<u>なお根強い状況にある。また、須坂長野東インターチェンジ周辺の開発といった市街地拡大に影響を及ぼす大規模プロジェクトがあり、今後とも市街地拡大の可能性があるもの</u>と考えられるため、区域区分の設定により、拡大需要の計画的な誘導が必要であると判断できる。</li> <li>・本区域の市街化区域内の道路面積率は13.03%（平成20年現在）であり、住宅地として望ましいとされる15%を下回っており、さらに、老朽化した木造建築物の密集地など基盤整備が遅れている地区が存在することから、今後とも計画的な市街地整備の必要があると判断できる。</li> </ul> <p>② 地域特性を踏まえた区域区分の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本区域の市街化調整区域においては広大な農用地が展開しており、豊かな自然にはぐくまれた美しい田園風景を形成している。これら自然的環境の保全を図る上で、区域区分を継続して定めることが必要である。</li> </ul> <p>このような本区域の状況と考え方をふまえて、以下のような方針とする。</p> <p>本区域はこれまで、区域区分の設定により市街化区域外への無秩序な拡散を抑制しており、さらに、今後も良好な自然的環境の整備・保全を図り、計画的な規制・誘導が必要であるため、これらのことから区域区分を定める。</p>	<p>2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</p> <p>(1) 区域区分の決定の有無</p> <p><b>本都市計画に区域区分を定める。</b></p> <p>なお、区域区分を定めるとした根拠は次のとおりである。</p> <p>① 県下同一基準での判断結果</p> <p>県では、人口の動向及び土地利用の状況に鑑み、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性があると判断した。その概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本区域の平成17年から平成27年の行政区域内人口は、<u>3,718人減少している</u>。近年、少子高齢化や産業構造が変化している状況であるが、世帯数については増加の傾向を示しており、郊外の住宅地需要、産業地需要も、<u>なお根強い状況にある。また、須坂長野東インターチェンジ周辺の開発といった市街地拡大に影響を及ぼす大規模プロジェクトがあり、今後とも市街地拡大の可能性があるもの</u>と考えられるため、区域区分の設定により、拡大需要の計画的な誘導が必要であると判断できる。</li> <li>・本区域の市街化区域内の道路面積率は14.1%（平成29年現在）である。住宅地として望ましいとされる15.0%を下回っており、さらに、老朽化した木造建築物の密集地など基盤整備が遅れている地区が存在することから、今後とも計画的な市街地整備の必要があると判断できる。</li> </ul> <p>② 地域特性を踏まえた区域区分の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本区域の市街化調整区域においては広大な農地が展開しており、豊かな自然にはぐくまれた美しい田園風景を形成している。これら自然的環境の保全を図る上で、区域区分を継続して定めることが必要である。</li> </ul> <p>このような本区域の状況と考え方をふまえて、以下のような方針とする。</p> <p>本区域はこれまで、区域区分の設定により市街化区域外への無秩序な拡散を抑制しており、さらに、今後も良好な自然的環境の整備・保全を図り、計画的な規制・誘導が必要であるため、これらのことから区域区分を定める。</p>
<p>2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</p> <p>(1) 区域区分の決定の有無</p> <p><b>本都市計画に区域区分を定める。</b></p> <p>なお、区域区分を定めるとした根拠は次のとおりである。</p> <p>① 県下同一基準での判断結果</p> <p>県では、人口の動向及び土地利用の状況に鑑み、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性があると判断した。その概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本区域（須坂市、小布施町）における、平成12年から平成17年の市街化区域内の人口はほぼ横ばいであり、一方、市街化調整区域内では、2.6%の減少となっており。このことから、本区域では、<u>区域区分の設定により市街地外への宅地化の拡散抑制効果があったもの</u>と判断できる。</li> <li>・平成7年から平成17年の人口減少は、133人である。近年、少子高齢化や産業構造が変化している状況であるが、世帯数については増加の傾向を示しており、郊外の住宅地需要、産業地需要もなお根強い状況にあり、今後とも市街地拡大の可能性があるものと考えられるため、区域区分の設定により、拡大需要の計画的な誘導が必要であると判断できる。</li> <li>・本区域の市街化区域内の道路面積率は13.03%（平成20年現在）であり、住宅地として望ましいとされる15%を下回っており、さらに、老朽化した木造建築物の密集地など基盤整備が遅れている地区が存在することから、今後とも計画的な市街地整備の必要があると判断できる。</li> </ul> <p>② 地域特性を踏まえた区域区分の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本区域の市街化調整区域においては広大な農用地が展開しており、豊かな自然にはぐくまれた美しい田園風景を形成している。これら自然的環境の保全を図る上で、区域区分を継続して定めることが必要である。</li> </ul> <p>このような本区域の状況と考え方をふまえて、以下のような方針とする。</p> <p>本区域はこれまで、区域区分の設定により市街化区域外への無秩序な拡散を抑制しており、さらに、今後も良好な自然的環境の整備・保全を図り、計画的な規制・誘導が必要であるため、これらのことから区域区分を定める。</p>	<p>2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</p> <p>(1) 区域区分の決定の有無</p> <p><b>本都市計画に区域区分を定める。</b></p> <p>なお、区域区分を定めるとした根拠は次のとおりである。</p> <p>① 県下同一基準での判断結果</p> <p>県では、人口の動向及び土地利用の状況に鑑み、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性があると判断した。その概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本区域の平成17年から平成27年の行政区域内人口は、<u>3,718人減少している</u>。近年、少子高齢化や産業構造が変化している状況であるが、世帯数については増加の傾向を示しており、郊外の住宅地需要、産業地需要も、<u>なお根強い状況にある。また、須坂長野東インターチェンジ周辺の開発といった市街地拡大に影響を及ぼす大規模プロジェクトがあり、今後とも市街地拡大の可能性があるもの</u>と考えられるため、区域区分の設定により、拡大需要の計画的な誘導が必要であると判断できる。</li> <li>・本区域の市街化区域内の道路面積率は14.1%（平成29年現在）である。住宅地として望ましいとされる15.0%を下回っており、さらに、老朽化した木造建築物の密集地など基盤整備が遅れている地区が存在することから、今後とも計画的な市街地整備の必要があると判断できる。</li> </ul> <p>② 地域特性を踏まえた区域区分の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本区域の市街化調整区域においては広大な農地が展開しており、豊かな自然にはぐくまれた美しい田園風景を形成している。これら自然的環境の保全を図る上で、区域区分を継続して定めることが必要である。</li> </ul> <p>このような本区域の状況と考え方をふまえて、以下のような方針とする。</p> <p>本区域はこれまで、区域区分の設定により市街化区域外への無秩序な拡散を抑制しており、さらに、今後も良好な自然的環境の整備・保全を図り、計画的な規制・誘導が必要であるため、これらのことから区域区分を定める。</p>

（参考）

「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」といわれている。

「区域区分」を「する」か「しない」かは県で判断

平成 12 年 5 月の改正以前の都市計画法では、「線引き」をするか、しないかは国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成 12 年 5 月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的な観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった

（参考）

「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分する都市計画で、一般に「線引き」といわれている。

「区域区分」を「する」か「しない」かは県で判断

平成 12 年 5 月の改正以前の都市計画法では、「線引き」をするか、しないかは国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成 12 年 5 月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的な観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

現 行

今 回

(2) 区域区分の方針

① おおむねの人口  
本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分	年次	平成17年 (基準年)	平成27年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	須坂市	45.9千人	おおむね43.0千人
	小布施町	11.5千人	おおむね11.1千人
	計	57.4千人	おおむね54.1千人
市街化区域内人口	須坂市	32.5千人	おおむね31.7千人
	小布施町	6.2千人	おおむね6.4千人
	計	38.7千人	おおむね38.1千人
市街化調整区域内人口	須坂市	13.4千人	おおむね11.3千人
	小布施町	5.3千人	おおむね4.7千人
	計	18.7千人	おおむね16.0千人

(注) 本都市計画区域には、平成27年時点における市街化区域内人口に、保留された人口はない。

平成17年基準年は「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」による統計値。  
平成17年基準年人口は総人口の実績値。  
平成27年の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所による都市計画区域外人口を除外して算定。  
平成27年の市街化調整区域内人口は、過去の都市計画基礎調査による市街化調整区域の人口を回帰分析により推計して算定。  
平成27年の市街化区域内人口は、算定した都市計画区域内人口、市街化調整区域内人口により、都市計画区域から市街化調整区域内人口を除いて算定。

(2) 区域区分の方針

① おおむねの人口  
本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分	年次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	須坂市	43.9千人	おおむね41.0千人
	小布施町	10.7千人	おおむね9.7千人
	計	54.6千人	おおむね50.7千人
市街化区域内人口	須坂市	32.0千人	おおむね30.2千人
	小布施町	5.8千人	おおむね5.4千人
	計	37.8千人	おおむね35.6千人
市街化調整区域内人口	須坂市	11.9千人	おおむね10.8千人
	小布施町	4.9千人	おおむね4.3千人
	計	16.8千人	おおむね15.1千人

(注) 本都市計画区域には、令和7年時点における市街化区域内人口に、保留された人口はない。

平成27年基準年は「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」による統計値。  
平成27年基準年人口は総人口の実績値。  
令和7年の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所による都市計画区域外人口を減じて算定。  
令和7年の市街化調整区域内人口は、過去の都市計画基礎調査による市街化調整区域の人口を回帰分析により推計して算定。  
令和7年の市街化区域内人口は、算定した都市計画区域内人口、市街化調整区域内人口により、都市計画区域から市街化調整区域内人口を除いて算定。

(2) 産業の規模  
本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分	年次	平成17年 (基準年)	平成27年 (基準年の10年後)
生産規模	工業出荷額	1,284億円	1,567億円
	卸小売販売額	770億円	645億円
就業構造	第1次産業	5.3千人 (15.3%)	4.4千人 (12.6%)
	第2次産業	11.1千人 (32.1%)	11.1千人 (31.8%)
	第3次産業	18.2千人 (52.6%)	19.4千人 (55.5%)

(注) 平成17年基準年及び平成27年の生産規模の工業出荷額は、平成14年から平成19年までの毎年の実績値（工業統計調査）を基に総務省統計局資料の消費者物価指数によるデフレーター補正値を用いて回帰分析により推計した値。  
平成17年基準年及び平成27年の生産規模の卸小売販売額は、平成6年から平成19年までの3年毎の実績値（商業統計調査）を基に総務省統計局資料の消費者物価指数によるデフレーター補正値を用いて回帰分析により推計した値。  
平成17年基準年の就業構造は、平成17年国勢調査による実績値。  
平成27年の就業構造は、平成2年から平成17年の5年毎の実績値を基に回帰分析により推計した値。

(2) 産業の規模  
本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分	年次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
生産規模	工業出荷額	1,389億円	1,860億円
	卸小売販売額	960億円	1,074億円
就業構造	第1次産業	4.4千人 (14.1%)	3.4千人 (12.4%)
	第2次産業	8.8千人 (28.3%)	5.4千人 (19.5%)
	第3次産業	17.9千人 (57.6%)	18.8千人 (68.1%)

(注) 平成27年基準年及び令和7年の生産規模の工業出荷額は、平成22年から平成27年までの毎年の実績値（工業統計調査）を基に日本銀行時系列統計データの企業物価指数によるデフレーター補正値を用いて回帰分析により推計した値。  
平成27年基準年及び令和7年の生産規模の卸小売販売額は、平成14年、平成16年、平成19年、平成24年、平成26年の実績値（商業統計調査）を基に総務省統計局資料の消費者物価指数によるデフレーター補正値を用いて回帰分析により推計した値。  
平成27年基準年の就業構造は、平成27年国勢調査による実績値。  
平成27年の就業構造は、平成7年から平成27年の5年毎の実績値を基に回帰分析により推計した値。

現 行	今 回												
<p>③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係 本区域における人口・産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成17年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次の通り想定する。</p> <table border="1" data-bbox="457 1849 590 2748"> <tr> <td>年 次</td> <td>平成17年 (基準年)</td> <td>平成27年 (基準年の10年後)</td> </tr> <tr> <td>市街化区域面積</td> <td>1,094ha</td> <td>おおむね1,094ha</td> </tr> </table>	年 次	平成17年 (基準年)	平成27年 (基準年の10年後)	市街化区域面積	1,094ha	おおむね1,094ha	<p>③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係 本区域における人口・産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成27年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次の通り想定する。</p> <table border="1" data-bbox="457 647 590 1546"> <tr> <td>年 次</td> <td>平成27年 (基準年)</td> <td>令和7年 (基準年の10年後)</td> </tr> <tr> <td>市街化区域面積</td> <td>1,094ha</td> <td>おおむね1,094ha</td> </tr> </table>	年 次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)	市街化区域面積	1,094ha	おおむね1,094ha
年 次	平成17年 (基準年)	平成27年 (基準年の10年後)											
市街化区域面積	1,094ha	おおむね1,094ha											
年 次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)											
市街化区域面積	1,094ha	おおむね1,094ha											
<p>3. 主要な都市計画の決定の方針 (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 主要用途の配置の方針 a. 業務地（官公庁施設） 既存の官公庁施設等の集中している須坂市東横町及び小布施駅前地区を今後とも業務地として環境の整備に努める。 b. 商業地 須坂駅前から都市計画道路駅前線及び都市計画道路馬場線の沿線地区は、須坂市をはじめとする近隣市町村の商業の中心地として銀行、商業ビル、専門店等が集積している。 これらの地区については、中心商業地として位置づけ今後ともさらに機能の充実と環境整備に努める。 また、須坂市市街地の主要地方法道須坂中野線及び一般県道大前須坂線、市道銀座通り線、市道新町高橋線の旧街道沿いは蔵造りの家が並び、これら沿道景観を活かした商店街の活性化を図る。 また、小布施町市街地の一般国道403号沿いの既存商店街は、近隣住民の日常生活の購買需要を賄い、さらに「栗と北斎と花のまち」のイメージにあった商業施設の集積を図る。 c. 工業地 既存の工業地については、公害防止に配慮するなど環境の保全に努めながら、今後の工業生産規模に応じた基盤整備を図るとともに、整備済みの工業団地への誘致を図り、既存工業用途周辺において、更なる業務施設の集積を図る。</p>	<p>3. 主要な都市計画の決定の方針 (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 主要用途の配置の方針 a. 業務地（官公庁施設） 既存の官公庁施設等の集中している須坂市東横町及び小布施駅前地区を今後とも業務地として環境の整備に努める。 b. 商業地 須坂駅前から都市計画道路駅前線及び都市計画道路馬場線の沿線地区は、須坂市をはじめとする近隣市町村の商業の中心地として銀行、商業ビル、専門店等が集積している。 これらの地区については、中心商業地として位置づけ今後ともさらに機能の充実と環境整備に努める。 また、須坂市市街地の主要地方法道須坂中野線及び一般県道大前須坂線、市道銀座通り線、市道新町高橋線の旧街道沿いは蔵造りの家が並び、これら沿道景観を活かした商店街の活性化を図る。 また、小布施町市街地の一般国道403号沿いの既存商店街は、近隣住民の日常生活の購買需要を賄い、さらに「栗と北斎と花のまち」のイメージにあった商業施設の集積を図る。 c. 工業地 既存の工業地については、公害防止に配慮するなど環境の保全に努めながら、今後の工業生産規模に応じた基盤整備を図る。また、工業施設の転出や廃業による低・未利用地化を防ぐため、整備済みの工業団地への誘致を図り、整備済みの工業団地で不足する場合は、既存の工業用途周辺へ集積を図る。</p>												

須坂都市計画（須坂市・小布施町） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案） 新旧対照表

現 行	今 回
<p>d. 住宅地 既成市街地内の住宅地については、老朽化した木造建築物の密集地の解消などの居住環境整備を進めるとともに、これに隣接する新市街地及び低未利用地については良好な住宅地として整備を図る。</p>	<p>d. 住宅地 既成市街地内の住宅地については、老朽化した木造建築物の密集地の解消などの居住環境整備を進めるとともに、これに隣接する新市街地及び低未利用地については良好な住宅地として整備を図る。 <u>また、土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域等の災害の発生の恐れのある区域は、住宅地としての整備を避けるものとする。</u></p>

現 行	今 回
<p>② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針</p> <p>a. 商業地・業務地における建築物の密度の構成に関する基本方針</p> <p>須坂駅周辺地区の商業・業務地は、本区域の中心的な商業業務拠点として、高密度な土地利用を図る。</p> <p>村山地区、小布施駅周辺地区の商業地は、既存の生活利便施設を中心に、周囲の環境に合わせた中密度の土地利用を図る。</p> <p>b. 工業地における建築物の密度の構成に関する基本方針</p> <p>工業地においては、周辺の環境や公害防止などに配慮しながら効率的な土地利用を図る。</p> <p>c. 住宅地における建築物の密度の構成に関する基本方針</p> <p>須坂市の坂田地区、小山地区、臥竜地区、墨坂地区、墨坂南地区、高梨地区、塩川地区、田の神地区、八木沢地区、日滝高橋町地区、日滝大谷町地区、旭ヶ丘地区、光ヶ丘ニュータウン地区、豊島地区など、また小布施町におけるおおむね東町、上町、中町、中央、横町、福原、栗ガ丘、松村、松の実、水上、松川、クリトピアの各地域の戸建て住宅地については低密度な土地利用を図る。</p> <p>その他の住宅地については、中密度な土地利用を図る。</p> <p>③ 市街地における住宅建設の方針</p> <p>市街地に残る農地や低未利用地のうち、住宅地として適した地区については、地区計画制度や土地区画整理事業を活用し、道路や公園などの都市基盤施設の整備に併せて良好な住宅地の供給に努める。</p> <p>また、既に土地区画整理事業が完了した地区においては、必要に応じ地区計画制度や建築協定等の規制・誘導策を導入するなど、地域特性を活かした良好な居住環境の維持・保全を図るとともに、住宅建設の推進、分譲の推進を図る。</p> <p>須坂駅周辺の中心市街地においては、中心市街地活性化の諸施策を展開するとともに、商業・業務などの都市機能が集積した利便性を活かし、中層程度のゆとりのある良好な都市型住宅の供給を推進する。</p> <p>一般住宅市街地においては、居住環境の向上を目的とした区画道路、住区基幹公園の整備や地区計画制度等により、安全性・快適性・環境に配慮した良好な住環境の形成を図るとともに、老朽化した公営住宅のリフォームや統廃合等を図る。</p> <p>④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針</p> <p>a. 土地の高度利用に関する方針</p> <p>須坂駅前地区から一般県道須坂停車場線（3.5.3 駅前線）沿線地区、一般国道406号沿線の中心市街地を結ぶ軸を本区域の中心市街地として位置づけ、中心市街地として複合的な都市機能の集積を図るための総合的な整備を進める。特に市街地再開発事業が行われた須坂駅前の高度利用地区を中心に商業の活性化を図る。</p>	<p>② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針</p> <p>a. 商業地・業務地における建築物の密度の構成に関する基本方針</p> <p>須坂駅周辺地区の商業・業務地は、本区域の中心的な商業業務拠点として、高密度な土地利用を図る。</p> <p>村山地区、小布施駅周辺地区の商業地は、既存の生活利便施設を中心に、周囲の環境に合わせた中密度の土地利用を図る。</p> <p>b. 工業地における建築物の密度の構成に関する基本方針</p> <p>工業地においては、周辺の環境や公害防止などに配慮しながら効率的な土地利用を図る。</p> <p>c. 住宅地における建築物の密度の構成に関する基本方針</p> <p>須坂市の坂田地区、小山地区、臥竜地区、墨坂地区、墨坂南地区、高梨地区、塩川地区、田の神地区、八木沢地区、日滝高橋町地区、日滝大谷町地区、旭ヶ丘地区、光ヶ丘ニュータウン地区、豊島地区など、また小布施町におけるおおむね東町、上町、中町、中央、横町、福原、栗ガ丘、松村、松の実、水上、松川、クリトピアの戸建て住宅地については低密度な土地利用を図る。</p> <p>その他の住宅地については、中密度な土地利用を図る。</p> <p>③ 市街地における住宅建設の方針</p> <p>市街地に残る農地や低未利用地のうち、住宅地として適した地区については、地区計画や土地区画整理事業を活用し、道路や公園などの都市基盤施設の整備に併せて良好な住宅地の供給に努める。</p> <p>また、既に土地区画整理事業が完了した地区においては、必要に応じ地区計画や建築協定等の規制・誘導策を導入するなど、地域特性を活かした良好な居住環境の維持・保全を図るとともに、住宅建設の推進、分譲の推進を図る。</p> <p>須坂駅周辺の中心市街地においては、中心市街地活性化の諸施策を展開するとともに、商業・業務などの都市機能が集積した利便性を活かし、中層程度のゆとりのある良好な都市型住宅の供給を推進する。</p> <p>一般住宅市街地においては、居住環境の向上を目的とした区画道路、住区基幹公園の整備や地区計画等により、安全性・快適性・環境に配慮した良好な住環境の形成を図るとともに、老朽化した公営住宅のリフォームや統廃合等を図る。</p> <p>④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針</p> <p>a. 土地の高度利用に関する方針</p> <p>須坂駅前地区から一般県道須坂停車場線（3.5.3 駅前線）沿線地区、一般国道406号沿線の中心市街地を結ぶ軸を本区域の中心市街地として位置づけ、中心市街地として複合的な都市機能の集積を図るための総合的な整備を進める。特に市街地再開発事業が行われた須坂駅前の高度利用地区を中心に商業の活性化を図る。</p>



現 行	今 回
<p>b. <b>用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</b> 工業施設と住宅等が混在する地区、工業系用途に住宅等が立地する地区においては、適切な用途地域の見直しを図る。また、工業団地などにおいては、産業構造の変化に対応した土地利用を図る。</p> <p>c. <b>居住環境の改善又は維持に関する方針</b> 建物の老朽化や区画街路の未整備など居住環境の改善を図るべき地区については住宅市街地総合整備事業、土地区画整理事業等の事業手法や、地区計画等の適切な土地利用規制を取り入れるなどにより居住環境の改善を図る。</p> <p>d. <b>市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</b> 市街地内に点在する寺社樹林地などについては、良好な環境を形成する要素として積極的に保全を図る。また、歴史や文化を残す景観の維持・保全に努める。</p>	<p>b. <b>用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</b> 工業施設と住宅等が混在する地区、工業系用途に住宅等が立地する地区においては、適切な用途地域の見直しを図る。また、工業団地などにおいては、産業構造の変化に対応した土地利用を図る。<u>商業と住居の複合がまちの賑わい創出につながる地区については複合した用途による合理的土地利用を図る。</u></p> <p>c. <b>居住環境の改善又は維持に関する方針</b> 建物の老朽化や区画街路の未整備など居住環境の改善を図るべき地区については住宅市街地総合整備事業、土地区画整理事業等の事業手法や、地区計画等の適切な土地利用規制を取り入れるなどにより居住環境の改善を図る。</p> <p>d. <b>市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</b> 市街地内に点在する寺社樹林地などについては、良好な環境を形成する要素として積極的に保全を図る。また、歴史や文化を残す景観の維持・保全に努める。<u>特に、須坂市の旧街道沿い地区については蔵の町並みを整備し、併せて道路、公園等公共施設の一体的整備により、市街地の活性化と伝統的な建造物群の保存を図る。</u></p>
<p>⑤ <b>市街化調整区域の土地利用の方針</b></p> <p>a. <b>優良な農地との健全な調和に関する方針</b> 本区域の市街化調整区域の大部分は農業振興地域である。 これら区域のうち、土地基盤整備の完了地区及び実施中の区域内は良好な農地として耕作されており、<u>今後とも適切に優良農地として保全する。</u></p> <p>b. <b>災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</b> 保安林、砂防指定地、治山・治水対策を講ずべき区域は、保全すべき区域とする。 急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの土砂災害の恐れのある区域において、住民の生命及び身体を保護するため、建築物の立地抑制等を図る区域を「土砂災害警戒計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域等として指定し、警戒避難体制の整備、ハザードマップ等を利用し市民への情報提供を推進する。</p>	<p>⑤ <b>市街化調整区域の土地利用の方針</b></p> <p>a. <b>優良な農地との健全な調和に関する方針</b> 本区域の市街化調整区域の大部分は農業振興地域である。 これら区域のうち、土地基盤整備の完了地区及び実施中の区域内は良好な農地として耕作されており、<u>今後も優良農地として適切に保全する。</u></p> <p>b. <b>災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</b> 保安林、砂防指定地、治山・治水対策を講ずべき区域は、保全すべき区域とする。 急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの土砂災害の恐れのある区域、住民の生命及び身体を保護するため、建築物の立地抑制等を図る区域を「土砂災害警戒計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域等として指定し、警戒避難体制の整備、ハザードマップ等を利用し市民への情報提供を推進する。 <u>併せて、水防法による浸水想定区域等の内、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高い区域についても、洪水ハザードマップ等を利用し、市民への情報提供を行うとともに必要に応じて建築物の立地抑制を図る。</u> <u>特に、災害発生の恐れが高い区域において、土地利用方策と連動した防災、減災対策が検討又は実施されていない区域は保全すべき区域とする。</u></p>

須坂都市計画（須坂市・小布施町） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案） 新旧対照表

現 行	今 回
<p>c. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 東部、南部の山地、丘陵部は、生物多様性にも配慮しながら自然環境及び自然景観の保全に努める。</p> <p>d. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 都市整備、自然環境保全に関する各種法令の適正な運用を図ることにより、秩序ある土地利用を図る。 なお、建築物の形態制限については、周囲の景観や環境に配慮した適切な規制値とする。 集落のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域の実状に応じて、<u>地区計画の適用や、「都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（県条例）」による区域の指定を検討する。</u> 幹線道路沿線等の今後開発圧力が高まることが予想される区域については、<u>あらかじめ計画的な土地利用を検討する。</u> 既存市街地に隣接する地区のうち、<u>土地区画整理事業等の計画的な市街地整備の見通しがある場合においては、整備が確実になった段階で、関係機関と調整の上、計画的な整備を図る。</u></p>	<p>c. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 東部、南部の山地、丘陵部は、生物多様性にも配慮しながら自然環境及び自然景観の保全に努める。</p> <p>d. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 都市整備、自然環境保全に関する各種法令の適正な運用を図ることにより、秩序ある土地利用を図る。 なお、建築物の形態制限については、周囲の景観や環境に配慮した適切な規制値とする。 集落のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域の実状に応じて、<u>災害発生の高い区域を除き、</u>地区計画の適用や、「都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（県条例）」による区域の指定を検討する。 幹線道路沿線等の今後開発圧力が高まることが予想される区域については、計画的な土地利用を検討する。 既存市街地に隣接する地区のうち、<u>土地区画整理事業や開発許可等による計画</u>的な市街地整備の見通しがある場合においては、整備が確実になった段階で、関係機関と調整の上、計画的な整備を図る。</p>

現 行	今 回
<p>(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 交通施設の都市計画の決定の方針</p> <p>a. 基本方針</p> <p>ア. 交通体系の整備の方針</p> <p>本区域は、県都長野市と千曲川を隔てて接する千曲川河東地域における交通の要衝の地である。</p> <p>主要幹線道路は中野市から小布施町、須坂市を通過し、長野市、そして松本市方面に通ずる一般国道403号と、長野市から須坂市を通過し、上田市、そして高崎市方面に通ずる一般国道406号がある。</p> <p>他に長野市と結ぶ主要地方道長野須坂インター線、主要地方道豊野南志賀公園線がある。</p> <p>一般国道403号及び一般国道406号は、須坂市、小布施町の中心市街地を通過するため交通混雑が発生している。河東地域の中心都市として役割を十分に発揮するため、以下の方針を基に計画的かつ効果的に交通体系の整備を推進する。</p> <p>i 既存の道路ネットワークを活かしつつ、ネック箇所を中心に必要な整備を行うことにより、交通渋滞の解消と地域間の連携強化に努める。</p> <p>ii 市街地内への通過交通を排除する道路ネットワークの構築を図る。</p> <p>iii 鉄道、バスなど公共交通機関への転換を図り、道路交通混雑の緩和を図る。</p> <p>iv 都市内骨格道路の整備と併せ、旧街道を中心に歴史的な道すじ等の整備を図る。</p> <p>v 街なかや観光地などで、駐車場及び歩行者空間を整備し交通の円滑化と利用者の視点に立った道路づくりを目指す。</p> <p>vi ユニバーサルデザインの考え方に基づく人によさしい道路づくり、環境にやさしい道路づくりを目指す。</p> <p>なお、総合的な交通体系の構築を図るため、長野都市圏パーソントリップ調査結果、都市計画道路の見直し指針を踏まえ、都市計画道路の見直しを行う。</p> <p>イ. 整備水準の目標</p> <p>都市計画道路として、都市計画決定済み延長約58.02kmのうち、現在、市街地内（用途地域内）で約23.28km（2.13km/km<sup>2</sup>）が整備されている。基本方針に基づき、今後とも計画的に道路整備の推進を図るものとし、平成27年頃には概ね3.6km/km<sup>2</sup>程度になることを目標として整備を進める。</p> <p>また、道路環境の向上、公共交通の利用の推進を図る。</p>	<p>(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 交通施設の都市計画の決定の方針</p> <p>a. 基本方針</p> <p>ア. 交通体系の整備の方針</p> <p>本区域は、県都長野市と千曲川を隔てて接する千曲川河東地域における交通の要衝の地である。</p> <p>主要幹線道路は中野市から小布施町、須坂市を通過し、長野市、そして松本市方面に通ずる一般国道403号と、長野市から須坂市を通過し、上田市、そして高崎市方面に通ずる一般国道406号がある。</p> <p>他に長野市と結ぶ主要地方道長野須坂インター線、主要地方道豊野南志賀公園線がある。</p> <p>一般国道403号及び一般国道406号は、須坂市、小布施町の中心市街地を通過するため交通混雑が発生している。河東地域の中心都市として役割を十分に発揮するため、以下の方針を基に計画的かつ効果的に交通体系の整備を推進する。</p> <p>i 既存の道路ネットワークを活かしつつ、ネック箇所を中心に必要な整備を行うことにより、交通渋滞の解消と地域間の連携強化に努める。</p> <p>ii 市街地内への通過交通を排除する道路ネットワークの構築を図る。</p> <p>iii 鉄道、バスなど公共交通機関への転換を図り、道路交通混雑の緩和を図る。</p> <p>iv 都市内骨格道路の整備と併せ、旧街道を中心に歴史的な道すじ等の整備を図る。</p> <p>v 街なかや観光地などで、駐車場及び歩行者空間を整備し交通の円滑化と利用者の視点に立った道路づくりを目指す。</p> <p>vi ユニバーサルデザインの考え方に基づく人によさしい道路づくり、環境にやさしい道路づくりを目指す。</p> <p>なお、総合的な交通体系の構築を図るため、長野都市圏パーソントリップ調査結果、都市計画道路の見直し指針を踏まえ、都市計画道路の見直しを行う。</p> <p>イ. 整備水準の目標</p> <p>都市計画道路として、都市計画決定済み延長約51.26kmのうち、現在、市街地内（用途地域内）で約13.96km（1.28km/km<sup>2</sup>）が整備されている。基本方針に基づき、今後とも計画的に道路整備の推進を図るものとし、令和7年には概ね1.36km/km<sup>2</sup>になることを目標として整備を進める。</p> <p>また、道路環境の向上、公共交通の利用の推進を図る。</p>

現 行	今 回																												
<p>b. 主要な施設の配置の方針</p> <p>ア. 道路</p> <p>一般国道 403 号、一般国道 406 号を、本区域と周辺都市及び区域内の拠点間を結ぶ道路を主要幹線道路と位置づけ、国道・主要地方道等を配置し、整備を進める。</p> <p>主要幹線道路を補完し、区域内の各地域及び隣接市町村間を結ぶ道路を幹線道路と位置づけ、都市計画道路を主体に骨格的な道路体系の構築を図り、効率的な整備を進める。</p> <p>その他、上記を補完する道路として補助幹線道路を位置づけ、街区形成機能を担う道路として必要な整備を進める。</p> <p>イ. 鉄道</p> <p>長野電鉄須坂駅や小布施駅を本区域の玄関口、交通結節点としてより利便性の向上を図る。</p> <p>c. 主要な施設の整備目標</p> <p>おおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1087 1789 1646 2694"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>路線名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道 路</td> <td>3. 4. 8 臥竜線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 4. 16 村山線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 5. 2 飯山線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 5. 4 山田線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 5. 6 八町線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 5. 9 井上線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 5. 21 日滝原線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 3. 17 須坂インター線</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	路線名称	道 路	3. 4. 8 臥竜線		3. 4. 16 村山線		3. 5. 2 飯山線		3. 5. 4 山田線		3. 5. 6 八町線		3. 5. 9 井上線		3. 5. 21 日滝原線		3. 3. 17 須坂インター線	<p>b. 主要な施設の配置の方針</p> <p>ア. 道路</p> <p>一般国道 403 号、一般国道 406 号を、本区域と周辺都市及び区域内の拠点間を結ぶ主要幹線道路と位置づけ、国道・主要地方道等を配置し、整備を進める。</p> <p>主要幹線道路を補完し、区域内の各地域及び隣接市町村間を結ぶ道路を幹線道路と位置づけ、都市計画道路を主体に骨格的な道路体系の構築を図り、効率的な整備を進める。</p> <p>その他、上記を補完する道路として補助幹線道路を位置づけ、街区形成機能を担う道路として必要な整備を進める。</p> <p><u>また、都市内の環状ネットワークや隣接市との連携を強化する道路の検討を進める。</u></p> <p>イ. 鉄道</p> <p>長野電鉄須坂駅や小布施駅を本区域の玄関口、交通結節点としてより利便性の向上を図る。</p> <p>c. 主要な施設の整備目標</p> <p>おおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1087 593 1646 1498"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>路線名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道 路</td> <td>3. 4. 8 臥竜線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 5. 2 飯山線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 4. 4 山田線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 5. 6 八町線</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	路線名称	道 路	3. 4. 8 臥竜線		3. 5. 2 飯山線		3. 4. 4 山田線		3. 5. 6 八町線
種 別	路線名称																												
道 路	3. 4. 8 臥竜線																												
	3. 4. 16 村山線																												
	3. 5. 2 飯山線																												
	3. 5. 4 山田線																												
	3. 5. 6 八町線																												
	3. 5. 9 井上線																												
	3. 5. 21 日滝原線																												
	3. 3. 17 須坂インター線																												
種 別	路線名称																												
道 路	3. 4. 8 臥竜線																												
	3. 5. 2 飯山線																												
	3. 4. 4 山田線																												
	3. 5. 6 八町線																												

現 行	今 回
<p>② 下水道及び河川の都市計画の決定方針</p> <p>a. 基本方針</p> <p>ア. 下水道及び河川の整備の方針</p> <p>1) 下水道 公共用水域の水質保全と生活環境の整備を図る。</p> <p>2) 河川 総合的な治水・利水の観点から、八木沢川をはじめとする河川の改修事業を促進し、市街地の安全確保、水辺空間を利用した景観とうるおいのある河川環境の整備を図る。</p> <p>イ. 整備水準の目標</p> <p>1) 下水道 現在の公共下水道区域の整備促進を図る。</p>	<p>② 下水道及び河川の都市計画の決定方針</p> <p>a. 基本方針</p> <p>ア. 下水道及び河川の整備の方針</p> <p>1) 下水道 <u>公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備（未普及対策）を進めるとともに、老朽化した施設の改築更新、下水道施設の耐震化及び耐水化、雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を行う。</u> <u>また、脱炭素社会の構築を目指した省エネ・創エネ、バイオマス利活用による資源循環の取組みを進める。</u></p> <p>2) 河川 総合的な治水・利水の観点から、八木沢川をはじめとする河川の改修事業を促進し、市街地の安全確保、水辺空間を利用した景観とうるおいのある河川環境の整備を図る。</p> <p>イ. 整備水準の目標</p> <p>1) 下水道 <u>下水道の整備水準の目標は次のとおりとする。</u></p> <p>i <u>公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域別下水道整備総合計画に基づき、下水道の整備を進める。</u></p> <p>ii <u>安定した下水道機能を確保するため、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化施設の計画的な改築更新を行う。</u></p> <p>iii <u>地震による被害を防止するため、終末処理場の重要施設や重要な幹線等における耐震化を行う。</u></p> <p>iv <u>洪水及び内水による被害を軽減するため、計画降雨及び照査降雨における下水道施設の耐水化を行う。</u></p> <p>v <u>局地的豪雨や都市化により雨水が短時間に流れ出す、いわゆる都市型水害に対応するため、下水道法事業計画に基づき、雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を行う。また、気候変動による水害の頻発化・激甚化に対応するため、グリーンインフラの持つ防災機能の活用や各戸雨水貯留施設設置の普及促進を図る。</u></p> <p>vi <u>脱炭素社会の構築を目指し、終末処理場における省エネ運転、改築更新時の省エネ機器導入、再生可能エネルギーの活用・拡大などの対策を行う。</u></p> <p>vii <u>持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想等に基づき、下水道泥の利活用に取り組み。</u></p>

現 行	今 回																
<p>2) 河川 一級河川八木沢川の改修促進など今後とも計画的な改修促進を図る。</p> <p>b. 主要な施設の配置の方針 ア. 下水道 千曲川流域下水道下流処理区の整備を促進する。</p> <p>イ. 河川 現在の河川流域を基本とし進められている治水対策の促進や河川整備計画に基づいた整備を進める。</p> <p>c. 主要な施設の整備目標 おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="989 1641 1283 2843"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流域下水道</td> <td>千曲川流域下水道下流処理区</td> </tr> <tr> <td>公共下水道</td> <td>須坂市公共下水道下流処理区（千曲川流域下水道関連） 須坂市特定環境保全公共下水道下流処理区（千曲川流域下水道関連）</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>千曲川、八木沢川、<u>松川</u> 等</td> </tr> </tbody> </table>	種別	施設名	流域下水道	千曲川流域下水道下流処理区	公共下水道	須坂市公共下水道下流処理区（千曲川流域下水道関連） 須坂市特定環境保全公共下水道下流処理区（千曲川流域下水道関連）	河川	千曲川、八木沢川、 <u>松川</u> 等	<p>2) 河川 一級河川千曲川の改修促進など今後とも計画的な改修促進を図る。</p> <p>b. 主要な施設の配置の方針 ア. 下水道 千曲川流域下水道下流処理区の整備を促進する。</p> <p>イ. 河川 現在の河川流域を基本とし進められている治水対策の促進や河川整備計画に基づいた整備を進める。</p> <p>c. 主要な施設の整備目標 おおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="989 445 1283 1641"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流域下水道</td> <td>千曲川流域下水道下流処理区</td> </tr> <tr> <td>公共下水道</td> <td>須坂市公共下水道下流処理区（千曲川流域下水道関連） 須坂市特定環境保全公共下水道下流処理区（千曲川流域下水道関連）</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>千曲川、八木沢川等</td> </tr> </tbody> </table>	種別	施設名	流域下水道	千曲川流域下水道下流処理区	公共下水道	須坂市公共下水道下流処理区（千曲川流域下水道関連） 須坂市特定環境保全公共下水道下流処理区（千曲川流域下水道関連）	河川	千曲川、八木沢川等
種別	施設名																
流域下水道	千曲川流域下水道下流処理区																
公共下水道	須坂市公共下水道下流処理区（千曲川流域下水道関連） 須坂市特定環境保全公共下水道下流処理区（千曲川流域下水道関連）																
河川	千曲川、八木沢川、 <u>松川</u> 等																
種別	施設名																
流域下水道	千曲川流域下水道下流処理区																
公共下水道	須坂市公共下水道下流処理区（千曲川流域下水道関連） 須坂市特定環境保全公共下水道下流処理区（千曲川流域下水道関連）																
河川	千曲川、八木沢川等																

現 行	今 回						
<p>③ その他の都市施設</p> <p>a. 基本方針</p> <p>年々進む高齢化や多様化する生活様式に対応し、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保することを目標とする。</p> <p>b. 主要な施設の配置及び整備の方針</p> <p>ア. し尿処理施設</p> <p>し尿処理施設（須高衛生センター須坂汚物処理場）について、平成2年度末から公共下水道、農業集落排水施設等が整備され、処理量が減少したため、処理施設を休止し、希釈して公共下水道へ排除する。</p> <p>イ. 火葬場</p> <p>火葬場として松川苑が整備されている。</p> <p>c. 主要な施設の整備目標</p> <p>おおむね10年以内に重点的に整備すべき公共施設は、現在のところ特になし。</p>	<p>③ その他の都市施設</p> <p>a. 基本方針</p> <p>年々進む高齢化や多様化する生活様式に対応し、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保することを目標とする。</p> <p>b. 主要な施設の配置及び整備の方針</p> <p>ア. し尿処理施設</p> <p>し尿処理施設（須高衛生センター須坂汚物処理場）について、平成2年度末から公共下水道、農業集落排水施設等が整備され、処理量が減少したため、処理施設を休止し、希釈して公共下水道へ排除する。</p> <p>イ. 火葬場</p> <p>火葬場として松川苑が整備されている。</p> <p>c. 主要な施設の整備目標</p> <p>おおむね10年以内に重点的に整備すべき<u>その他の都市施設はない。</u></p>						
<p>(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 主要な市街地開発事業の決定の方針</p> <p>既成市街地における狭隘道路や老朽建物の更新を図るため、土地区画整理事業を主体とした市街地整備を図る。</p> <p>現在の市街化区域内農地等の低未利用地については、土地区画整理事業、地区計画の導入を図り、宅地利用の推進を図る。</p> <p>須坂市の旧街道沿い地区については蔵の町並みを整備し、併せて道路、公園等公共施設の一体的整備により、市街地の活性化の促進と伝統的な建造物群の保存を図る。</p>	<p>(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 主要な市街地開発事業の決定の方針</p> <p>既成市街地における狭隘道路や老朽建物の更新を図るため、土地区画整理事業を主体とし市街地整備を図る。</p> <p>現在の市街化区域内農地等の低未利用地については、土地区画整理事業、地区計画の導入を図り、宅地利用の推進を図る。</p> <p><u>なお、須坂市の蔵の町並みや小布施町の風土や歴史・文化が感じられる町並みなど自然や歴史文化資源は、市街地開発事業地に含めず、保存を図るものとする。</u></p>						
<p>② 市街地整備の目標</p> <p>おおむね10年以内実施を予定する市街地開発事業は、次のとおりとする。</p> <p>a. 土地区画整理事業</p> <table border="1" data-bbox="1486 1780 1600 2706"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>地区名</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td>須坂市 郷原土地区画整理事業</td> <td>3.1ha</td> </tr> </tbody> </table>	種別	地区名	面積	土地区画整理事業	須坂市 郷原土地区画整理事業	3.1ha	<p>② 市街地整備の目標</p> <p>おおむね10年以内実施を予定する市街地開発事業は、次のとおりとする。</p> <p>a. <u>土地区画整理事業</u></p> <p>おおむね10年以内実施を予定している<u>土地区画整理事業はない。</u></p> <p>b. <u>市街地再開発事業</u></p> <p>おおむね10年以内実施を予定している<u>市街地再開発事業はない。</u></p>
種別	地区名	面積					
土地区画整理事業	須坂市 郷原土地区画整理事業	3.1ha					

現 行

今 回

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

a. 自然環境の特徴と現況、整備又は保全の必要性

本区域東部は上信越高原国立公園の山麓にあり、志賀高原、峰の原高原、破風高原、菅平高原など上信火山帯から千曲川に注ぐ松川、八木沢川、百々川、鮎川等によって形成された扇状地であり、市街地の多くは、これらの河川の扇状地上にある。扇端部と千曲川氾濫源により形成された西部は果樹園を中心とする優良農地と農村集落によって構成される。

こうした優れた自然環境を有する河川緑地や樹林地等の維持・保全を図るとともに、優良農地や周辺の集落地については、田園景観の保全を図るための農業活動の振興や集落環境の保全を図り、また、生物多様性にも配慮した都市づくりを行う。公園整備にあたっては、環境資源を活かした特色ある公園の整備を進め、優れた緑地環境を活かした拠点整備と拠点のネットワーク化を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

a. 自然環境の特徴と現況、整備又は保全の必要性

本区域東部は上信越高原国立公園の山麓にあり、志賀高原、峰の原高原、破風高原、菅平高原など上信火山帯から千曲川に注ぐ松川、八木沢川、百々川、鮎川等によって形成された扇状地であり、市街地の多くは、これらの河川の扇状地上にある。扇端部と千曲川氾濫源により形成された西部は果樹園を中心とする優良農地と農村集落によって構成される。

こうした優れた自然環境を有する河川緑地や樹林地等の維持・保全を図るとともに、優良農地や周辺の集落地については、田園景観の保全を図るための農業活動の振興や集落環境の保全を図り、また、生物多様性にも配慮した都市づくりを行う。公園整備にあたっては、環境資源を活かした特色ある公園の整備を進め、優れた緑地環境を活かした拠点整備と拠点のネットワーク化を図る。

また、主要な緑地はグリーンインフラとして多様な機能を有するものであり都市計画において保全を図る必要があることから、風致地区、緑地保全地域、緑化地域、生産緑地等の都市計画の活用を検討を行う。

b. 緑地の確保目標水準

	平成17年における 緑地量 (ha)	平成27年における 緑地確保目標量 (ha)	都市計画区域に 対する割合 (%)
須坂市	2,357	2,552	66.8
小布施町	1,257	1,284	76.6
計	3,614	3,836	69.8

b. 緑地の確保目標水準

	平成27年における 緑地量 (ha)	令和7年における 緑地確保目標量 (ha)	都市計画区域に 対する割合 (%)
須坂市	2,312	2,312	60.6
小布施町	1,224	1,224	73.0
計	3,536	3,536	64.3

c. 都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準

年次	平成17年	平成27年
都市計画区域 人口1人当たりの 目標水準 (m <sup>2</sup> /人)	13.8	約17

c. 都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準

年次	平成27年	令和7年
都市計画区域 人口1人当たりの 目標水準 (m <sup>2</sup> /人)	12.4	13.3



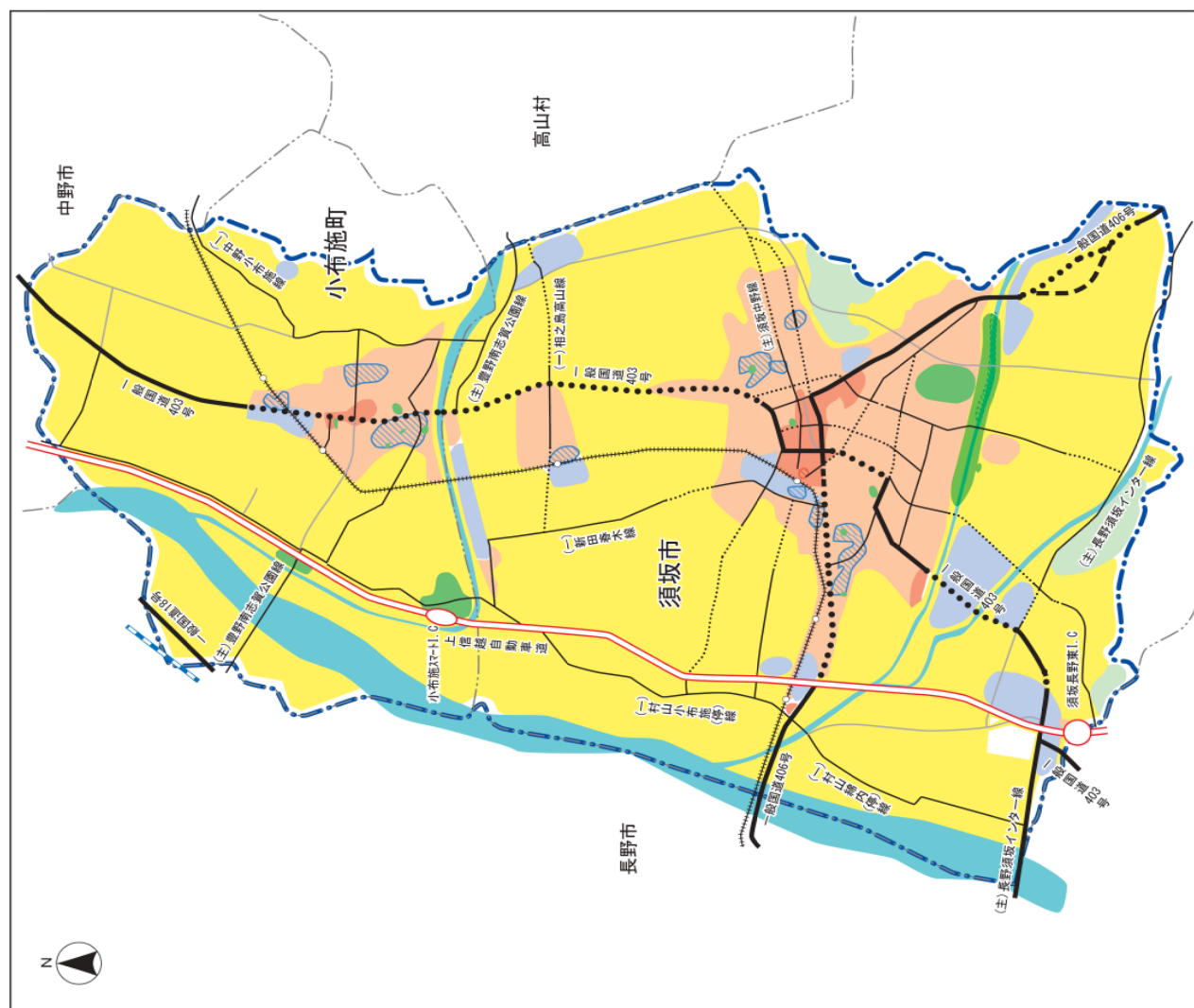
現 行	今 回
<p>② 主要な緑地の配置の方針</p> <p>本区域においては、現況の豊かな緑と水の保全を図り、併せて歴史、文化性を織り込んだ安全で快適なまちづくりを進めるため、以下の配置方針により緑とオープンスペースの整備・保全を行う。</p> <p>a. 環境保全系統</p> <p>千曲川は、小布施町地籍において一部リバーサイドパークとして整備されており、水に親しめる緑の空間として保全し、松川、八木沢川、百々川、鮎川は緑地として保全を図る。</p> <p>鎌田山一帯、雁田山の一部は、良好な樹林地として保全を図る。</p> <p>寺社、学校、その他永続性を有する緑地、農業試験場などの公的農地は環境保全を図る。</p> <p>遺跡、天然記念物等と一体となった樹林地については、その保全を図る。</p> <p>その他の樹林地及び果樹園は、緑地として保全を図る。</p> <p>b. レクリエーション系統</p> <p>市街化区域を中心として、住区単位毎に近隣公園、街区公園等の整備を計画的に図る。</p> <p>既設の総合公園である臥竜公園と小布施総合公園の地域住民のレクリエーション施設としての充実と、須坂市北部における公園の整備促進を図る。</p> <p>c. 防災系統</p> <p>地震、火災時の避難地として、都市公園、都市緑地及び学校グラウンドを利用する。</p> <p>中心市街地は、市街地再開発事業等によって避難路、広場を確保する。</p> <p>工業系用途地域は、施設緑化を行い周辺地域の住環境に配慮する。</p> <p>d. 景観構成系統</p> <p>鎌田山、坂田山は、市街地から望むことのできる自然景観であることから、これらの保全を図る。</p> <p>市街地に散在する寺社林等の郷土景観を構成する樹林群の保全を図る。</p> <p>市街地の幹線道路及び公園等の施設は、緑化に努め都市景観の向上を図る。</p> <p>千曲川などの水辺景観を保全するとともに、緑地や親水公園の整備を図る。</p>	<p>② 主要な緑地の配置の方針</p> <p>本区域においては、現況の豊かな緑と水の保全を図り、併せて歴史、文化性を織り込んだ安全で快適なまちづくりを進めるため、以下の配置方針により緑とオープンスペースの整備・保全を行うとともに公園、緑地、都市農地などまことに存在する様々な緑を柔軟に活用し都市空間へのゆとりを創出する。</p> <p>a. 環境保全系統</p> <p>千曲川は、小布施町地籍において一部リバーサイドパークとして整備されており、水に親しめる緑の空間として保全し、松川、八木沢川、百々川、鮎川は緑地として保全を図る。</p> <p>鎌田山一帯、雁田山の一部は、良好な樹林地として保全を図る。</p> <p>寺社、学校、その他永続性を有する緑地、農業試験場などの公的農地は環境保全を図る。</p> <p>遺跡、天然記念物等と一体となった樹林地については、その保全を図る。</p> <p>その他の樹林地及び果樹園は、緑地として保全を図る。</p> <p>b. レクリエーション系統</p> <p>市街化区域を中心として、住区単位毎に近隣公園、街区公園等の整備を計画的に図る。</p> <p>既設の総合公園である臥竜公園と小布施総合公園は、地域住民のレクリエーション施設としての充実を図る。</p> <p>c. 防災系統</p> <p>地震、火災時の避難地として、都市公園、都市緑地及び学校グラウンドを利用する。</p> <p>中心市街地は、市街地再開発事業等によって避難路、広場を確保する。</p> <p>工業系用途地域は、施設緑化を行い周辺地域の住環境に配慮する。</p> <p>d. 景観構成系統</p> <p>鎌田山、坂田山は、市街地から望むことのできる自然景観であることから、これらの保全を図る。</p> <p>市街地に散在する寺社林等の郷土景観を構成する樹林群の保全を図る。</p> <p>市街地の幹線道路及び公園等の施設は、緑化に努め都市景観の向上を図る。</p> <p>千曲川などの水辺景観を保全するとともに、緑地や親水公園の整備を図る。</p>

現 行	今 回																														
<p>③ 実現のための具体の都市計画制度の方針</p> <p>a. 公園緑地等の整備目標及び配置方針</p> <p>都市公園等施設として整備すべき緑地については、以下に示す配置方針に基づき平成27年において約17m<sup>2</sup>/人となるよう<u>以下のとおり効率的に整備を図る。</u></p> <table border="1" data-bbox="457 1676 814 2804"> <thead> <tr> <th>公園緑地等の種類</th> <th>配置方針</th> <th>整備目標 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園</td> <td>各住区に4か所設置することを目標とする。</td> <td>平成27年 6.6</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>各住区に1か所設置することを目標とする。</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>総合公園</td> <td>臥竜公園の整備を段階的に進める。</td> <td>55.5</td> </tr> <tr> <td>その他の公園緑地等</td> <td>新たに松川緑地の整備を図る。</td> <td>25.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針</p> <p>当面は、新規指定は行わず、これまでの規制等による効果や課題を検証しつつ、良好な環境の保全に努め、必要に応じて地区の指定を行う。</p>	公園緑地等の種類	配置方針	整備目標 (ha)	街区公園	各住区に4か所設置することを目標とする。	平成27年 6.6	近隣公園	各住区に1か所設置することを目標とする。	3.0	総合公園	臥竜公園の整備を段階的に進める。	55.5	その他の公園緑地等	新たに松川緑地の整備を図る。	25.6	<p>③ 実現のための具体の都市計画制度の方針</p> <p>a. 公園緑地等の整備目標及び配置方針</p> <p>都市公園等施設として整備すべき緑地については、以下に示す配置方針に基づき令和7年において約15.8m<sup>2</sup>/人となるよう<u>以下のとおり効率的に整備を図る。</u></p> <table border="1" data-bbox="457 483 814 1608"> <thead> <tr> <th>公園緑地等の種類</th> <th>配置方針</th> <th>整備目標 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園</td> <td>各住区に4か所設置することを目標とする。</td> <td>令和7年 6.6</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>各住区に1か所設置することを目標とする。</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>総合公園</td> <td>臥竜公園の整備を段階的に進める。</td> <td>55.5</td> </tr> <tr> <td>その他の公園緑地等</td> <td>新たに松川緑地の整備を図る。</td> <td>25.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針</p> <p>当面は、新規指定は行わず、これまでの規制等による効果や課題を検証しつつ、良好な環境の保全に努め、必要に応じて地区の指定を行う。</p>	公園緑地等の種類	配置方針	整備目標 (ha)	街区公園	各住区に4か所設置することを目標とする。	令和7年 6.6	近隣公園	各住区に1か所設置することを目標とする。	3.0	総合公園	臥竜公園の整備を段階的に進める。	55.5	その他の公園緑地等	新たに松川緑地の整備を図る。	25.6
公園緑地等の種類	配置方針	整備目標 (ha)																													
街区公園	各住区に4か所設置することを目標とする。	平成27年 6.6																													
近隣公園	各住区に1か所設置することを目標とする。	3.0																													
総合公園	臥竜公園の整備を段階的に進める。	55.5																													
その他の公園緑地等	新たに松川緑地の整備を図る。	25.6																													
公園緑地等の種類	配置方針	整備目標 (ha)																													
街区公園	各住区に4か所設置することを目標とする。	令和7年 6.6																													
近隣公園	各住区に1か所設置することを目標とする。	3.0																													
総合公園	臥竜公園の整備を段階的に進める。	55.5																													
その他の公園緑地等	新たに松川緑地の整備を図る。	25.6																													
<p>④ 主要な緑地の確保目標</p> <p>おおむね10年以内に整備することを予定する主要な公園等の公共空地は<u>以下のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="1264 1926 1362 2555"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合公園</td> <td>臥竜公園</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	名 称	総合公園	臥竜公園	<p>④ 主要な緑地の確保目標</p> <p>おおむね10年以内に整備することを予定する主要な公園等の公共空地は<u>ない。</u></p>																										
種 別	名 称																														
総合公園	臥竜公園																														

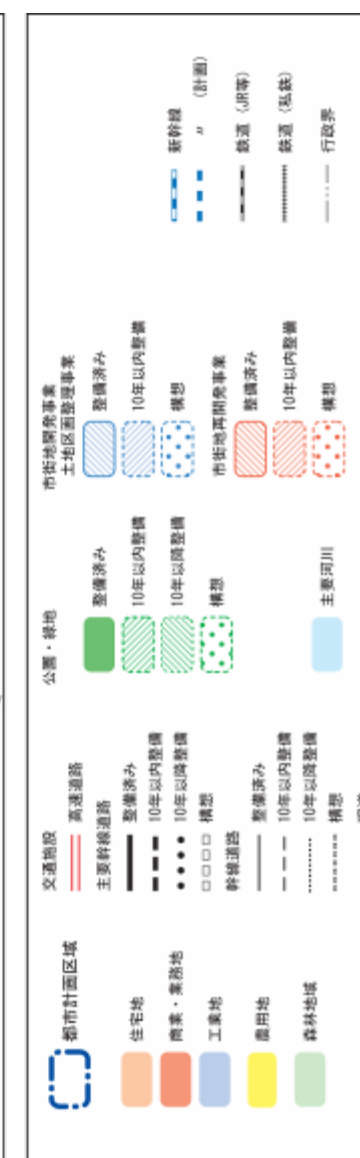
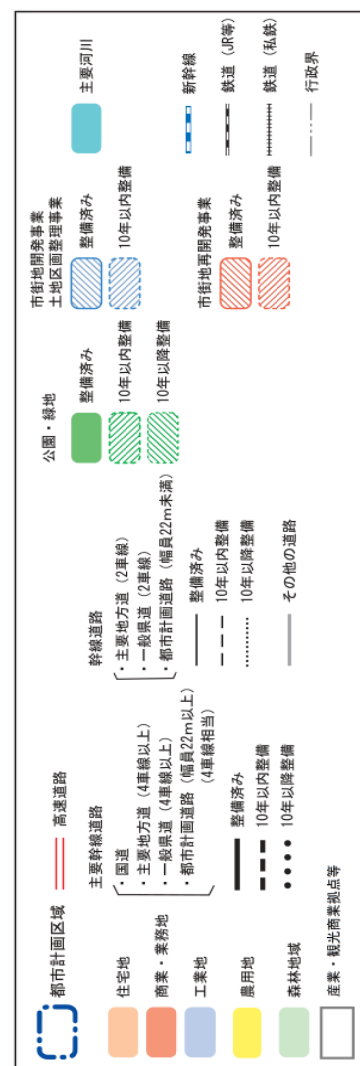
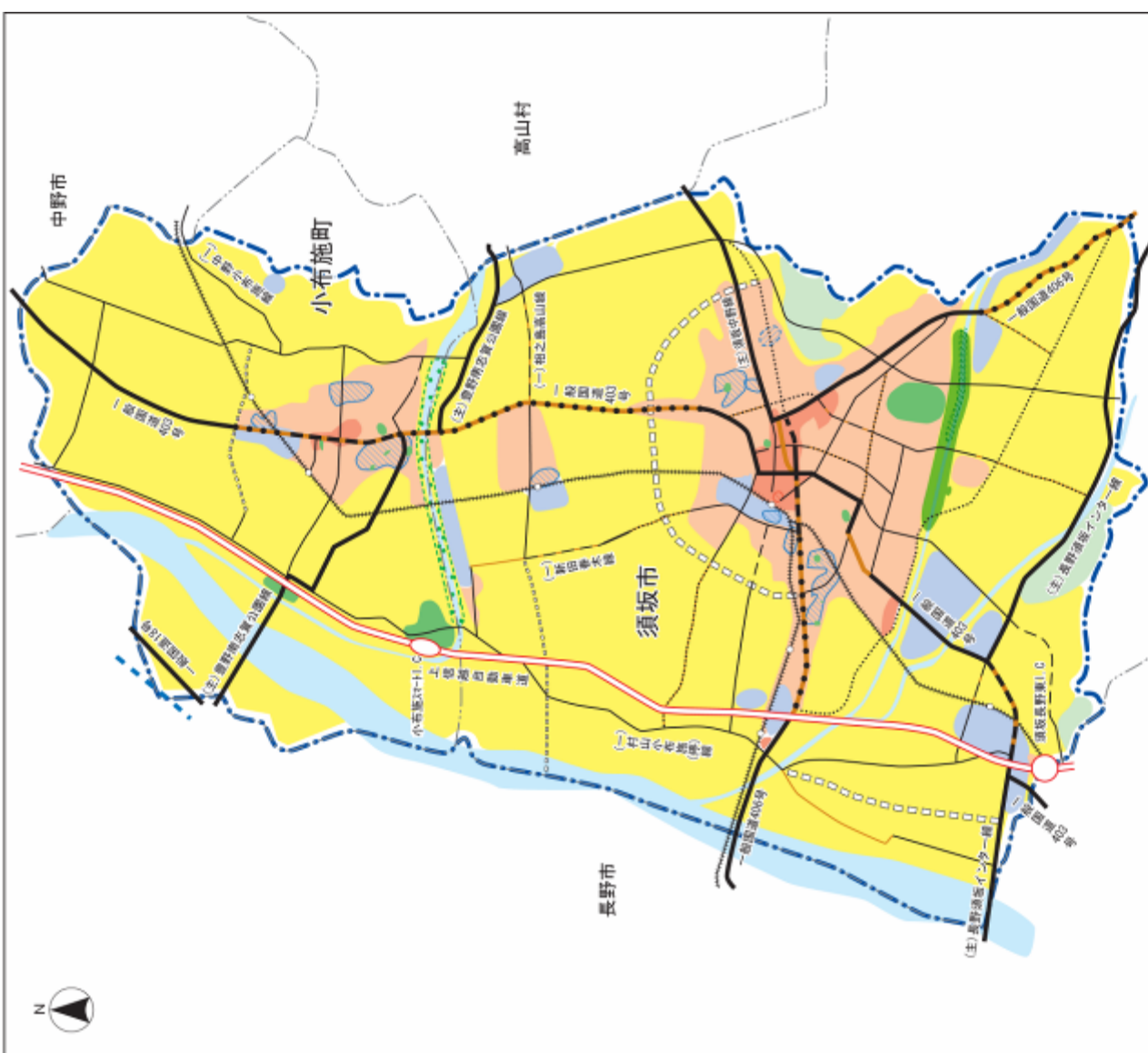
今 回

現 行

◆都市施設等配置図（須坂都市計画区域）



都市計画区域マスタープラン附図  
須坂都市計画区域（須坂市、小布施町）





## 都市計画区域の範囲と目標年次等

### 【都市計画区域の範囲】

都市計画区域の名称 : 松本都市計画区域（約30,191ha）

対象市町村と範囲 : 松本市の一部

### 【目標年次】

都市計画の基本的な方向 : 令和17年

市街化区域の規模や都市施設等の整備目標 : 令和7年

## 都市づくりの基本理念

### 地方中核都市としての役割

地域の中核的な都市としての役割を果たし、松本広域圏の持続可能な発展を図るためには、都市計画の基本理念である農林漁業との健全な調和を図りつつ、合理的な土地利用計画を策定し、自然環境の保全に配慮しつつ秩序ある整備を着実に実施することが必要である。

### 豊かな自然・美しい田園の調和した都市づくり

まちなかの身近な河川や湧水及び緑地等の有する環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などのグリーンインフラとしての機能が効率的かつ有機的に発揮される都市づくりを目指す。



#### 基本理念

- 1.安全で安心してゆとりを持って暮らせる都市づくり
- 2.美しい環境を未来へつなぐ都市づくり
- 3.熱気と活気にあふれ輝く都市づくり

本区域における都市づくりの基本理念を、上記とし、将来都市像の「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」を目指す。

## 地域ごとの市街地像

### 【中心拠点】

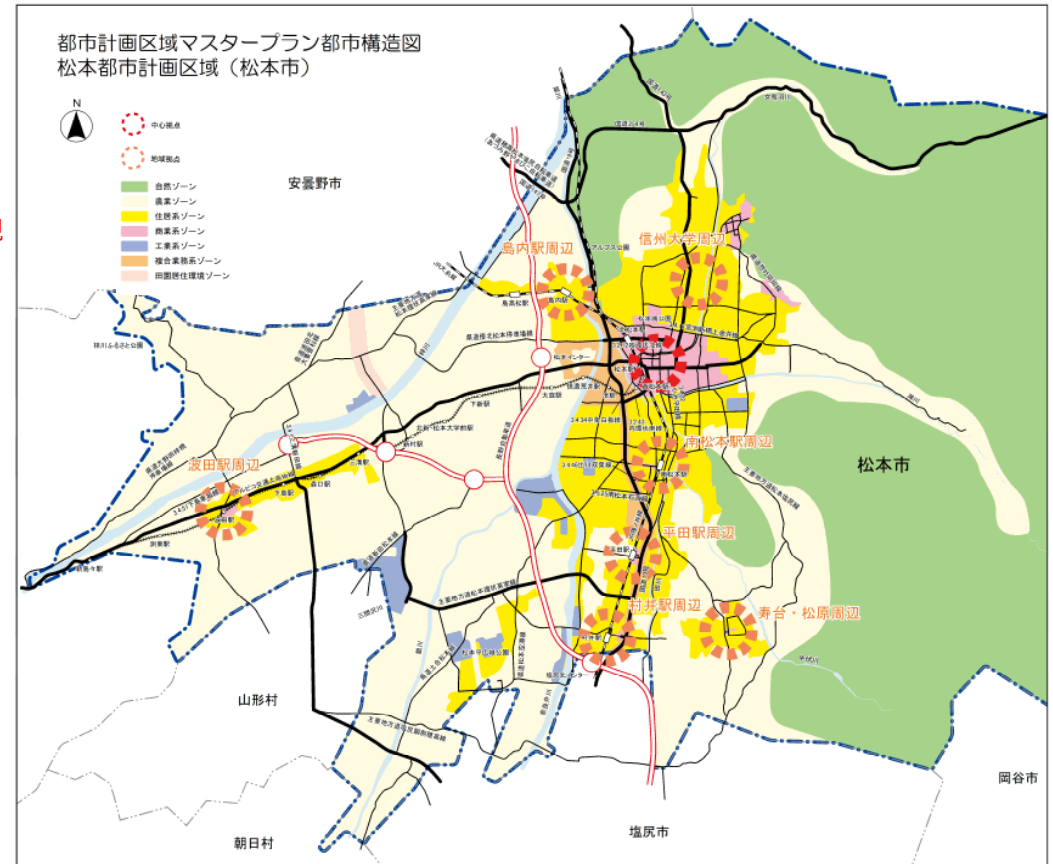
松本城～あがたの森～松本駅に囲まれる中心拠点地区は中心拠点として商業・業務施設が集中しており、松本広域圏の中心拠点として、交通拠点機能を活かした居住機能や行政、福祉などのサービス機能の導入等により、市民・観光客に魅力ある高度な商業地を形成する。また、山岳景観と国宝松本城などの伝統的な街なみ景観を生かしながら、自動車利用を抑制し、安全・安心・快適な人にやさしい歩行者環境の実現を目指すまちづくりを進める。

### 【地域拠点】

南松本駅周辺地区、平田駅周辺地区、村井駅周辺地区、島内駅周辺地区、波田駅周辺地区、寿台・松原周辺地区、信州大学周辺地区は、各地域の拠点として、交通結節機能の整備と併せて地域住民の日常生活やコミュニティ活動に必要な商業・医療・福祉などの生活サービス機能の立地誘導を図る。

### 【一般国道19号、143号及び158号の沿道】

一般国道19号、松本駅西側から長野自動車道松本インターに至る一般国道143号及び158号沿線は、業務施設、物流施設、工業施設及び住宅からなる複合的・多機能な土地利用の誘導を図る。



## 主要な都市計画の決定の方針等

### 【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】

商業地

広域中心商業地

-83- 松本城～あがたの森～松本駅に囲まれる中心拠点地区を広域中心商業地として位置付ける。

## 地区中心商業地

J R南松本駅周辺地区、平田駅周辺地区、村井駅周辺地区、島内駅周辺地区、波田駅周辺地区、寿台・松原周辺地区、信州大学周辺地区を地区中心商業地として位置付ける。

## 【市街地の土地利用の方針】

### 用途の複合化

商業・業務地の中心拠点の外延部については、土地利用の複合化を図り都市型の業務・住宅を形成する。また、一般国道19号沿道及び松本駅西側から長野自動車道松本 I Cに至る市街地を工業と都市型の住宅や商業・サービス施設が複合した多機能な土地利用に誘導する。

### 安全快適な都市づくり

令和元年度に実施した災害危険度判定の調査結果を基に松本市防災都市づくり計画を改定するとともに、防災指針や復興事前準備の考え方を検討し、より安全快適な都市づくりを目指した取り組みを推進する。

### 風景の維持・保全

地域色や郷土色が感じられる地域づくりを目指し、松本市景観計画による良好な街なみ形成の配慮や眺望点としての位置づけ、歴史や文化を残す風景の維持・保全に努める。

## 【市街化調整区域の土地利用の方針】

### 計画的な都市利用の推進

都市整備、自然環境保全に関する各種法令の適正な運用を図ることにより、秩序ある土地利用を図る。集落のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域の実情に応じた地区計画の決定や、各種開発許可制度の活用を図る。隣接する塩尻都市計画区域とは、現況及び今後の見通しを踏まえ、広域的課題の調整や土地利用が図られるよう適切な検討を行う。

## 【交通施設の都市計画の決定の方針】

### 道路

- ◆ ストリートデザイン等の取り組みにより、居心地が良く歩きたくなるまちなかをつくる。また、ユニバーサルデザイン化を推進する。

### 駐輪場

鉄道駅周辺の駐輪場の整備を促進するとともにシェアサイクル等の普及を促進する。

### 交通管理

交通混雑の緩和方策としてパークアンドライド事業（交通需要マネジメント）を充実するとともに、商業・業務地の中心拠点周辺においてフリンジ駐車場の配置を検討する。

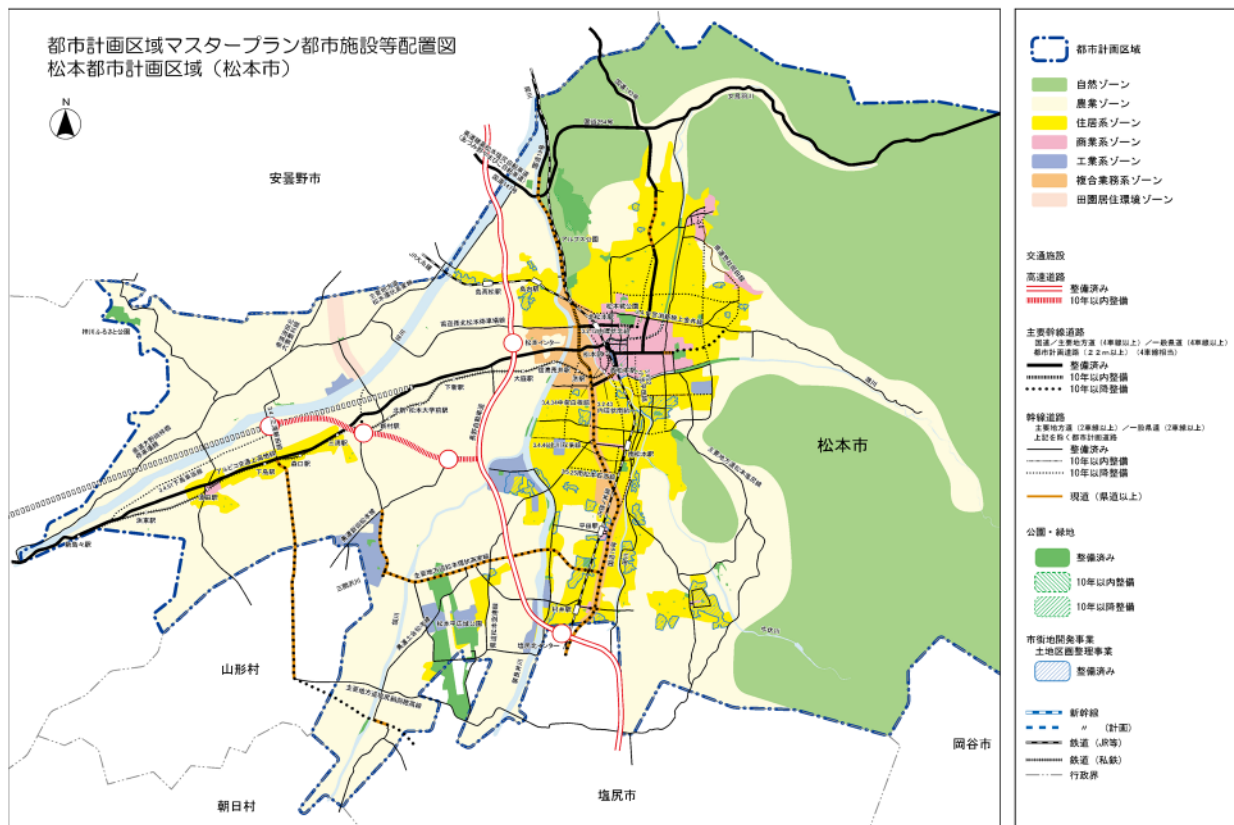
## 【河川整備の方針】

### 河川の安全確保・景観形成

梓川や奈良井川をはじめとする河川の改修事業を促進し、市街地の安全及び親水機能確保と良好な景観形成のため整備を図る。特に近年の都市化の進展による流域の持つ保水遊水機能の減少等を考慮して、河川整備と流域対策を図る。また、中心市街地に位置する河川では、河川空間とまち空間が融合した良好な空間の形成を図る。

### 都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準

「量」から「質」へと発想を転換し、緑の「量」のみに重点を置くのではなく、心地良さや美しさといった「質」の向上を重視する。



## 松本MP の特徴

- ・ ストリートデザインの取組、シェアサイクル、フリンジ駐車場等を活用した車に頼らないまちなかの形成
- ・ グリーンインフラやまちなかの河川空間を活用した自然と共生した都市づくり

**松本都市計画  
(松本市)**

**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

**長野県**

**松本都市計画  
(松本市)**

**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

**長野県**

目次	目次	頁
松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	1
1. 都市計画の目標	1. 都市計画の目標	2
(1) 都市計画区域の範囲と目標年次	(1) 都市計画区域の範囲と目標年次	3
① 都市計画区域の範囲	① 都市計画区域の範囲	4
② 目標年次	② 目標年次	5
(2) 都市づくりの基本理念	(2) 都市づくりの基本理念	6
(3) 地域ごとの市街地像	(3) 地域ごとの市街地像	7
① 市街地地域	① 市街地地域	8
② 農業地域	② 農業地域	9
③ 自然保全地域	③ 自然保全地域	10
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分の定める際の方針	2. 区域区分の決定の有無及び区域区分の定める際の方針	11
(1) 区域区分の決定の有無	(1) 区域区分の決定の有無	12
(2) 区域区分の方針	(2) 区域区分の方針	13
① おおむねの人口	① おおむねの人口	14
② 産業の規模	② 産業の規模	15
③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係	③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係	16
3. 主要な都市計画の決定の方針	3. 主要な都市計画の決定の方針	17
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	18
① 主要用途の配置の方針	① 主要用途の配置の方針	19
② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	20
③ 市街地における住宅建設の方針	③ 市街地における住宅建設の方針	21
④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針	④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針	22
⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針	⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針	23
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	24
① 交通施設の都市計画の決定の方針	① 交通施設の都市計画の決定の方針	25
② 下水道及び河川の都市計画の整備の方針	② 下水道及び河川の都市計画の整備の方針	26
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	27
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	28
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	① 主要な市街地開発事業の決定の方針	29
② 市街地整備の目標	② 市街地整備の目標	30
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	31
① 基本方針	① 基本方針	32
② 主要な緑地の配置の方針	② 主要な緑地の配置の方針	33
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	34
④ 主要な緑地の確保目標	④ 主要な緑地の確保目標	35
計画附図	計画附図	36
1 都市構造図	1 都市構造図	37
2 都市施設等配置図	2 都市施設等配置図	38
		39



松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 都市計画の目標

本計画は、都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、松本都市計画区域を対象として、県が広域的見地から、関係市町村や住民の意向を反映しながら、都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針を示すものである。

(1) 都市計画区域の範囲と目標年次

① 都市計画区域の範囲

都市計画区域の名称：松本都市計画区域  
対象市町村：松本市  
範囲：松本市の一部

② 目標年次

都市計画の基本的な方向：平成37年  
市街化区域の規模や都市施設などの整備目標：平成27年

(2) 都市づくりの基本理念

松本圏域の中心都市

本区域は長野県のほぼ中央に位置し、中信地域の中枢であるとともに中部日本における太平洋ベルト地帯と日本海沿岸地帯の中間に位置する内陸の拠点都市である。また、松本圏域（本区域を含む松本市を中心とした3市5村）の中心都市である。

地方中核都市としての役割

地方都市の整備は今日的課題として大きくとりあげられているが、地方中核都市としての役割を果たし、松本広域圏の均衡ある発展を図るためには、都市計画の基本理念である農林漁業との健全な調和を図りつつ、合理的な土地利用計画を策定し、自然環境の保全に留意しつつ秩序ある整備を着実に実施することが必要である。

社会情勢の変化への対応

また、国際化の進展、少子・高齢化社会の到来、価値観やライフスタイルの多様化、生活交流圏の拡大及び地球規模での環境保全の必要性の増大等、近年の社会情勢の変化に伴い、より高度で多様な役割を担うことが、より一層強く求められる。

松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 都市計画の目標

本計画は、都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、松本都市計画区域を対象として、県が広域的見地から、関係市町村や住民の意向を反映しながら、都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針を示すものである。

(1) 都市計画区域の範囲と目標年次

① 都市計画区域の範囲

都市計画区域の名称：松本都市計画区域  
対象市町村：松本市  
範囲：松本市の一部

② 目標年次

都市計画の基本的な方向：令和17年  
市街化区域の規模や都市施設などの整備目標：令和7年

(2) 都市づくりの基本理念

松本圏域の中心都市

本区域は長野県のほぼ中央に位置し、中信地域の中枢であるとともに中部日本における太平洋ベルト地帯と日本海沿岸地帯の中間に位置する内陸の拠点都市である。また、松本圏域（本区域を含む松本市を中心とした3市5村）の中心都市である。

地方中核都市としての役割

地方都市の人口減少への対応が今日的課題として大きくとりあげられている中で、地域の中核的な都市としての役割を果たし、松本広域圏の持続可能な発展を図るためには、都市計画の基本理念である農林漁業との健全な調和を図りつつ、合理的な土地利用計画を策定し、自然環境の保全に留意しつつ秩序ある整備を着実に実施することが必要である。

社会情勢の変化への対応

国際化の進展、少子・高齢化社会の到来、価値観やライフスタイルの多様化、生活交流圏の拡大及び地球規模での環境保全の必要性の増大等、近年の社会情勢の変化に伴い、より高度で多様な役割を担うことが、より一層強く求められる。

また、ICT技術やサービスの急速な進歩がもたらす社会情勢や様々なニーズ、リスク、変化に対応できる柔軟性を備えた都市づくりが求められている。

**安全・快適な都市づくり**

車社会の進展により自家用車利用が生活の基本となっている一方、超高齢社会を迎え、車の運転が困難な人口の増加が予想される。  
このため、豊かな自然環境などの恩恵を享受しながら、すべての人が安全、快適で健やかな生活を営むことができるよう、温室効果ガスの排出削減、災害に強く、徒歩、自転車利用の環境整備や公共交通機関等の利便性を高めるなど集約型都市構造を実現し、人に視点を置いた持続可能な低炭素都市づくりを目指す。

**豊かな自然・美しい田園の調和した都市づくり**

緑豊かな山地・丘陵地や松本平に広がる田園地帯などの自然環境の保全及び計画的な土地利用に努める。  
また、歴史的・伝統的な建造物やまちなみ、北アルプスの眺望景観、美ヶ原高原などの自然景勝地は、地域の財産であり、これらの保全・活用に努め、美しい景観形成を図る。  
さらに、まちなかの身近な河川や湧水及び緑地の多様な効能に着目し、潤いとやすらぎの色ある都市環境の構築を図る。

**住民参加による個性あるまちづくり**

住民にとって利便性が高く、活力とにぎわいのあるまちづくりを実施するために、住民等が主体的にまちづくりに参加できる仕組みを構築し、住民、NPO、事業者及び行政の協働によるまちづくりを実施する必要がある。

**基本理念**

1. 安全で安心してゆとりを持って暮らせる都市づくり
2. 美しい環境を未来へつなぐ都市づくり
3. 熱気と活気にあふれ輝く都市づくり

本区域における都市づくりの基本理念を、上記とし、将来都市像の「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」を目指す。



**安全・快適な都市づくり**

車社会の進展により自家用車利用が生活の基本となっている一方、超高齢社会を迎え、車の運転が困難な人口の増加が予想される。  
このため、豊かな自然環境などの恩恵を享受しながら、すべての人が安全、快適で健やかな生活を営むことができるよう、温室効果ガスの排出削減、災害に強く、徒歩、自転車利用の環境整備や公共交通機関等の利便性を高めるなどの集約型都市構造を実現し、人に視点を置いた持続可能な低炭素都市づくりを目指す。

また、市街地において狭隘道路や老朽建物が見られることから、近年の集中的、局所的な降雨・降雪や地震などの自然災害に対応できる、災害に強い安全で快適な都市の実現を目指す。  
安全で快適な都市とするため、土地利用方策と連動した防災・減災対策が検討又は実施されていない区域については、新たに市街化区域編入は行わない。

**豊かな自然・美しい田園の調和した都市づくり**

緑豊かな山地・丘陵地や松本平に広がる田園地帯などの自然環境の保全及び計画的な土地利用に努める。  
また、歴史的・伝統的な建造物やまちなみ、北アルプスの眺望景観、美ヶ原高原などの自然景勝地は、地域の財産であり、これらの保全・活用に努め、美しい景観形成を図る。  
さらに、まちなかの身近な河川や湧水及び緑地等の有する環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などのグリーンインフラとしての機能が効率的かつ有機的に発揮される都市づくりを目指す。

**住民参加による個性あるまちづくり**

住民にとって利便性が高く、活力とにぎわいのあるまちづくりを実施するために、住民等が主体的にまちづくりに参加できる仕組みを構築し、住民、NPO、事業者及び行政の協働によるまちづくりを実施する必要がある。



**基本理念**

1. 安全で安心してゆとりを持って暮らせる都市づくり
2. 美しい環境を未来へつなぐ都市づくり
3. 熱気と活気にあふれ輝く都市づくり

本区域における都市づくりの基本理念を、上記とし、将来都市像の「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」を目指す。

(旧) 第6回区域区分見直し 区域マスタープラン	(新) 第7回区域区分見直し 区域マスタープラン
<p>(3) 地域ごとの市街地像</p> <p>本区域は、次の3つの地域に分けた市街地像の形成に向けたまちづくりを進める。</p> <p>また、自然環境の保全や農林業の振興等に配慮するとともに、市街地においては、既存の都市基盤施設を活用することによって、コンパクトな都市の実現を目指す。</p> <p>① 市街地地域</p> <p>a. 商業・業務地</p> <p><b>交通拠点機能を活かした中心拠点における高度な商業・業務環境の形成</b></p> <p>J R 松本駅周辺地区、中央西地区及び中央・大手・深志地区は中心拠点として商業・業務施設が集中していることから、今後とも交通拠点機能を活かした中心拠点として居住機能や行政、福祉などのサービス機能の導入等により高度な商業・業務環境を形成する。</p> <p><b>地区中心的な商業地</b></p> <p>J R 北松本駅・南松本駅・平田駅・村井駅・波田駅周辺地区などの既存地区の商業地は、各地域の拠点として、地域住民の日常生活やコミュニティ活動に必要な商業・サービス施設、福祉施設などの立地誘導を図る。</p> <p><b>沿道型の商業地</b></p> <p>一般国道19号、松本駅西側から長野自動車道松本インターに至る一般国道158号沿線は、商業・業務・サービス施設の適切な立地誘導を図る。</p> <p>b. 工業地</p> <p><b>既存工業地の活用と周辺環境に配慮した工業地</b></p> <p>現況において工業集積が見られる筑摩・石芝地区においては、周辺市街地との調和を図り、良好な生産環境の形成に努める。</p> <p>計画的に開発された西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地及び新松本工業団地は、操業環境の整備・改善を図る。</p> <p>また、工業施設と住宅地等の混在が目立つ地区は、土地利用の純化を図り、良好な操業環境の確保を図る。</p> <p>さらに本区域の道路交通網の骨格をなす主要地方道松本環状高家線沿線は、都市交通網の整備による利便性を活用し、周辺の農業的土地利用と調整を図りながら、複合的な産業基盤の形成を図る。</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p> <p>38</p> <p>39</p> <p>(3) 地域ごとの市街地像</p> <p>本区域は、次の3つの地域に分けた市街地像の形成に向けたまちづくりを進める。</p> <p>また、自然環境の保全や農林業の振興等に配慮するとともに、市街地においては、既存の都市基盤施設を活用することによって、コンパクトな都市の実現を目指す。</p> <p>① 市街地地域</p> <p>a. 商業・業務地</p> <p><b>中心拠点</b></p> <p>松本城～あがたの森～松本駅に囲まれる中心拠点地区は中心拠点として商業・業務施設が集中しており、松本広域圏の中心拠点として、交通拠点機能を活かした居住機能や行政、福祉などのサービス機能の導入等により、市民・観光客に魅力ある高度な商業地を形成する。</p> <p>また、山岳景観と国宝松本城などの伝統的な街なみ景観を生かしながら、自動車利用を抑制し、安全・安心・快適な人にやさしい歩行者環境の実現を目指すまちづくりを進める。</p> <p><b>地域拠点</b></p> <p>南松本駅周辺地区、平田駅周辺地区、村井駅周辺地区、島内駅周辺地区、波田駅周辺地区、寿台・松原周辺地区、信州大学周辺地区は、各地域の拠点として、交通結節機能の整備と併せて地域住民の日常生活やコミュニティ活動に必要な商業・医療・福祉などの生活サービス機能の立地誘導を図る。</p> <p><b>一般国道19号、143号及び158号の沿道</b></p> <p>一般国道19号、松本駅西側から長野自動車道松本インターに至る一般国道143号及び158号沿線は、業務施設、物流施設、工業施設及び住宅からなる複合的・多機能な土地利用の誘導を図る。</p> <p>b. 工業地</p> <p><b>宅地開発により周辺の土地利用が変化する工業地区</b></p> <p>筑摩・石芝周辺に形成された一団の工業地は、地区内道路や敷地境界部等での緑化を推進することにより周辺市街地との調和を図り、今後とも工業地としての良好な生産環境の形成に努める。</p> <p>工業施設と住宅地等の混在が目立つ地区は、土地利用の純化を図り、良好な操業環境の確保を図る。</p> <p><b>計画的に開発された工業団地</b></p> <p>計画的に開発された西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地及び倭工業団地は、良好な環境をもつ工場団地として維持・充実に努める。</p>

<p>c. 住宅地</p> <p><b>市街地中心部における中・低層住宅地</b></p> <p>市街地の骨格を形成する中環状道路の内側を、都市型住宅地として、中心市街地周辺や交通拠点周辺に中・低層の住宅地を配置し、計画的な市街地の整備や誘導により、業務環境と居住環境の調和を図る。</p> <p><b>郊外部における低層住宅地</b></p> <p>中環状道路の外側には、低層の住宅地を配置し、地区の良好な<u>自然景観資源</u>を生かしながら、ゆとりと潤いのある居住環境を形成する。</p> <p>② <b>農業地域</b></p> <p>市街地の周辺及び梓川地域に展開する農地については、本区域の農業生産を担う基盤であり、また美しい景観を形成している空間として位置付け、その保全に努めるとともに点在する集落地の生活環境の維持・充実に努める。</p> <p>③ <b>自然保全地域</b></p> <p><u>中部山岳国立公園</u>や<u>八ヶ岳中信高原国立公園</u>の自然保全地域については、市街地で営まれる都市活動を環境面から支える、<u>区域の財産と位置付け</u>、今後とも自然環境の保全に努める。</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3 <b>流通業務団地</b></p> <p>4 <u>笹賀地区の流通業務団地、神林地区の新松本臨空産業団地については、その機能の維持・充実に努める。</u></p> <p>5</p> <p>6 <b>新たに産業を誘致する地区</b></p> <p>7 <u>既存工業団地周辺や空港、インターチェンジ周辺などの交通利便性の高い交通結節点周辺において、農業的土地利用と調整を図りながら、新たな産業を誘致する地区を検討する。</u></p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11 c. 住宅地</p> <p>12 <b>市街地中心部における中・低層住宅地</b></p> <p>13 市街地の骨格を形成する中環状道路の内側を、都市型住宅地として、中心市街地周辺や交通拠点周辺に中・低層の住宅地を配置し、計画的な市街地の整備や誘導により、業務環境と居住環境の調和を図る。</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17 <b>郊外部における低層住宅地</b></p> <p>18 中環状道路の外側には、低層の住宅地を配置し、地区の良好な<u>眺望や文化</u>を生かしながら、ゆとりと潤いのある居住環境を形成する。</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21 ② <b>農業地域</b></p> <p>22 市街地の周辺及び梓川・<u>波田</u>地域に展開する農地については、本区域の農業生産を担う基盤であり、また美しい景観を形成している空間として位置付け、その保全に努めるとともに点在する集落地の生活環境の維持・充実に努める。</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26 ③ <b>自然保全地域</b></p> <p>27 八ヶ岳中信高原国立公園の自然保全地域については、市街地で営まれる都市活動を環境面から支える、<u>本区域の財産と位置付け</u>、今後とも自然環境の保全に努める。</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p> <p>38</p> <p>39</p>
--	--

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

**本都市計画に区域区分を定める。**

なお、区域区分を定めるとした根拠は次のとおりである。

① 県による同一基準での判断結果

県では、人口の動向、土地利用の状況等に着目し、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性が有ると判断した。その概要は以下のとおりである。

■本区域の平成17年度の行政区域人口は、24万3千人であり都市の集積性が高い。

■平成7年度から平成17年度の人口増加は3,002人であり、平成3年度から平成13年度の第2次、3次産業の従業者の伸びは、5.11%と県平均を上回っており、都市の成長性が高く、今後とも操業環境の整備・改善を図りながら成長を維持していく必要がある。

■本区域の市街化区域内の道路面積率は16.7%（平成20年度現在）であり、住宅地として望ましいとされる15%を上回っているが、老朽木造密集地帯など基盤整備が遅れている地区が存在することから、計画的な市街地改善が必要である。

② 地域特性を考慮した区域区分の検討

本区域においては、従来から区域区分を行ってきたとおり、市街地内での人口の定着が進行し、市街化調整区域の農地が保全されているなど、計画的な市街地形成を行うことができ、区域区分の効果は十分にあつたと考えられる。

さらに、今後とも一定の開発需要があると想定され、市街地の無秩序な拡散を抑制し、計画的な規制・誘導を行うとともに、市街化調整区域の田園環境保全に努めるため、今後とも区域区分を継続して定めることが必要である。

平成22年に区域区分を定めた梓川地区、空港東地区と同様、波田地区についても、一体の都市として総合的なまちづくり及び均衡ある・効率的な都市計画を行うために区域区分の設定を定めることが必要である。

このような本区域の状況と考え方を踏まえて、以下のような方針とする。

本区域は、これまで、**区域区分の設定により市街化区域外への無秩序な拡散を抑制しており、さらに、今後も良好な自然的環境の整備・保全を図り、計画的な規制・誘導が必要であるため、区域区分を定める。**

(参考)

■「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的に計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」と言われている。

■「区域区分」を「する」か「しない」かは、**県が判断**

平成12年5月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」をするか、しないかは国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成12年5月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

**本都市計画に区域区分を定める。**

なお、区域区分を定めるとした根拠は次のとおりである。

① 県による同一基準での判断結果

県では、人口の動向、土地利用の状況等に着目し、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性が有ると判断した。その概要は以下のとおりである。

■本区域の平成27年度の行政区域人口は、24万3千人であり都市の集積性が高い。

■平成17年度から平成27年度の人口増加は752人であり、平成3年度から平成13年度の第2次、3次産業の従業者の伸びは、15.3%と県平均7.4%を上回っており、都市の成長性が高く、今後とも操業環境の整備・改善を図りながら成長を維持していく必要がある。

■本区域の市街化区域内の道路面積率は14.1%（平成29年度現在）であり、住宅地として望ましいとされる15%を下回っており、老朽木造密集地帯など基盤整備が遅れている地区が存在することから、計画的な市街地改善が必要である。

② 地域特性を考慮した区域区分の検討

本区域においては、従来から区域区分を行ってきたとおり、市街化区域内での人口の定着が進行し、市街化調整区域の農地が保全されているなど、計画的な市街地形成を行うことができ、区域区分の効果は十分にあつたと考えられる。

さらに、今後とも一定の開発需要があると想定され、市街地の無秩序な拡散を抑制し、計画的な規制・誘導を行うとともに、市街化調整区域の田園環境保全に努めるため、今後とも区域区分を継続して定めることが必要である。

このような本区域の状況と考え方を踏まえて、以下のような方針とする。

本区域は、これまで、**区域区分の設定により市街化区域外への無秩序な拡散を抑制しており、さらに、今後も良好な自然的環境の整備・保全を図り、計画的な規制・誘導が必要であるため、区域区分を定める。**

(参考)

■「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的に計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」と言われている。

■「区域区分」を「する」か「しない」かは、**県が判断**

平成12年5月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」をするか、しないかは国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成12年5月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

(2) 区域区分の方針

① おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分	年次	平成17年 (基準年)	平成27年 (基準年から10年後)
都市計画区域内人口		218.7千人	おおむね211.8千人
市街化区域内人口		163.5千人	おおむね161.1千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

(注) 平成17年欄は「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」による統計値。

平成27年欄の都市計画区域内人口はコーホート要因法による推計値。

平成27年欄の市街化区域内人口は回帰分析による推計値。

(2) 区域区分の方針

① おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分	年次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年から10年後)
都市計画区域内人口		236.1千人	おおむね232.4千人
市街化区域内人口		173.0千人	おおむね173.6千人
市街化調整区域内人口		63.1千人	おおむね58.8千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

(注) 平成27年基準年は「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」による統計値。

平成27年基準年人口は総人口の実績値。

令和7年の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所によるコーホート要因法により算出した各市町村の人口から、回帰式による都市計画区域外人口を減じて算定。

令和7年の市街化調整区域内人口は、過去の都市計画基礎調査による市街化調整区域の人口を回帰分析により推計して算定。

令和7年の市街化区域内人口は、算定した都市計画区域内人口、市街化調整区域内人口により、都市計画区域内人口から市街化調整区域内外人口を減じて算定。

② 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分	年次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年から10年後)
生産規模	工業出荷額	4,894億円	6,162億円
	卸小売販売額	10,618億円	6,999億円
就業構造	第1次産業	6.8千人 (5.8%)	5.2千人 (4.7%)
	第2次産業	28.4千人 (24.2%)	22.2千人 (19.9%)
	第3次産業	82.0千人 (70.0%)	84.1千人 (75.4%)

(注) 基準年においては行政区域を対象とした値を、目標年次の平成27年においては都市計画区域を対象とした値を示している。

(注) 令和7年の生産規模の工業出荷額は、平成22年から平成27年までの毎年の実績値(工業統計調査及び経済センサス)を基に日本銀行資料の企業物価指数によるデフレーション補正値を用いて回帰分析により推計した値。

令和7年の生産規模の卸小売販売額は、平成16年から平成27年までのおおむね3年毎の実績値(工業統計調査及び経済センサス)を基に日本銀行資料の企業物価指数によるデフレーション補正値を用いて回帰分析により推計した値。

平成27年基準年の就業構造は、平成27年国勢調査報告による実績値。

令和7年の就業構造は、平成7年から平成27年の5年毎の実績値を基に回帰分析により推計した値。

③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見直しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成17年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	平成17年 (基準年)	平成27年 (基準年から10年後)
市街化区域面積	3,764ha	おおむね3,786ha

(注) 市街化区域面積は、平成27年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a. 業務地

**松本城周辺、長野県合同庁舎周辺地区：官庁施設が集積した業務地**

日本銀行・税務署・裁判所等が集積している松本城周辺地区及び長野自動車道松本インターに近接する県合同庁舎を中心とする地区は官庁施設が集積している業務地として配置する。

b. 商業地

ア. 広域中心商業地

**JR篠ノ井線東側と松本都心環状道路に囲まれた地区**

JR篠ノ井線東側と内環状道路に囲まれた地区及びその周辺を広域中心商業地として位置付ける。ここでは、山岳景観と国宝松本城などの伝統的な街なみ景観を生かしながら、自動車利用を抑制し、安全・安心・快適な人にやさしい歩行者環境の実現を目指すまらづくりを進める。また、松本広域市町村圏を対象とする地域の实情にあった商業・業務施設の計画的な整備・誘導を図り、市民・観光客に魅力ある商業地を形成する。

イ. 地区中心商業地

**JR北松本駅周辺、南松本駅周辺、平田駅周辺、村井駅周辺、一般国道19号沿道、既存商業地区**

JR北松本駅・南松本駅・平田駅及び村井駅の周辺地区並びに一般国道19号の沿道地区を地区中心商業地として位置付ける。ここでは、交通結節機能の整備と併せて地区住民の生活利便性の向上を担う商業・業務施設の計画的な立地・誘導を図り、交通利便性の高い商業地を形成する。

③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見直しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成27年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年から10年後)
市街化区域面積	4,008ha	おおむね4,034ha

(注) 市街化区域面積は、令和7年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a. 業務地

日本銀行・税務署・裁判所等が集積している松本城周辺及び長野自動車道松本インターに近接する県合同庁舎を中心とする地区を官庁施設が集積している業務地として位置付ける。

b. 商業地

ア. 広域中心商業地

松本城～あがたの森～松本駅に囲まれる中心拠点地区を広域中心商業地として位置付ける。

イ. 地区中心商業地

JR南松本駅周辺地区、平田駅周辺地区、村井駅周辺地区、島内駅周辺地区、波田駅周辺地区、寿台・松原周辺地区、信州大学周辺地区を地区中心商業地として位置付ける。

ウ. 観光商業地

**浅間温泉街、美ヶ原温泉街地区**

温泉を観光資源とする浅間温泉街及び美ヶ原温泉街の各地区を観光商業地として位置付ける。ここでは、宿泊・保養施設や街なみの整備を図り、観光・レクリエーション地区として魅力づくりを進める。

c. 工業地

**筑摩地区、石芝地区、西南工場団地、大久保工場公園団地、  
松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新工業団地**

筑摩地区や石芝地区に形成された一団の工業地は、市街地に近接しているため、地区内道路や敷地境界部等での緑化を推進することにより周辺市街地との調和を図り、今後とも工業地としての良好な生産環境の形成に努める。

計画的に開発された西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地については、生産基盤の整備・充実や生産施設の集積を図るとともに、工場緑化により良好な環境をもつ工場団地として整備・拡充に努める。

また、主要地方道松本環状高家線沿線は、都市交通網の整備による利便性を活用し、周辺の農業的土地利用と調整を図りながら、新たな産業基盤の形成を図る。

d. 流通業務地

ア. 既存の流通・産業業務地

**流通業務団地、新松本臨空産業団地**

笹賀地区の流通業務団地、神林地区の新松本臨空産業団地については、その機能の維持・増進を図る。

e. 住宅地

ア. 既成市街地の住宅地

**比較的高密度な住宅地**

本区域の既成市街地内の住宅地については比較的高密度の住宅地とし、中心市街地においては土地の高度利用を図りつつ、魅力ある街づくりを行う。

イ. 進行市街地の住宅地

**良好な住宅地**

既成市街地に隣接している進行市街地については、地区計画の導入等により良好な住宅地を目指す。

ウ. 観光商業地

温泉を観光資源とする浅間温泉街及び美ヶ原温泉街の各地区を観光商業地として位置付ける。

c. 工業地

筑摩・石芝周辺に形成された一団の工業地、計画的に開発された西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地及び倭工業団地を工業地として位置付ける。

また、既存団地周辺や空港、インターチェンジ周辺などの交通利便性の高い交通結節点周辺において、農業的土地利用と調整を図りながら、新たな産業を誘致する地区を検討する。

d. 流通業務地

笹賀地区の流通業務団地、神林地区の新松本臨空産業団地を流通・業務地に位置付ける。

また、空港やインターチェンジ周辺などの交通利便性の高い交通結節点周辺や既存の団地近隣については、必要に応じて周辺の土地利用との調和を図りつつ、その立地条件を活かした土地利用を検討する。

e. 住宅地

ア. 既成市街地の住宅地

既成市街地内の住宅地については、中心市街地においては土地の高度利用を図りつつ、魅力ある街づくりを行う、比較的高密度の住宅地として位置付ける。市街化区域内緑地は、ゆとりある居住空間の環境の一部として良好な都市環境の形成に資するものとして活用を図る。

イ. 進行市街地の住宅地

既成市街地に隣接している進行市街地については、地区計画の導入等により良好な住宅地を目指す住宅地として位置付ける。



ウ. 新市街地の住宅地

**農業と調和のとれた住宅地**

既成市街地に隣接する新市街地の住宅地については、既成市街地を含んだ一体的なまちづくりができるよう地域の特性を生かし農業との調整を図り、必要に応じて計画的な居住環境の整備・誘導を図る。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

a. 商業地における建築物の密度の構成に関する基本方針

**高密度利用区域：JR松本駅周辺地区**

松本駅周辺土地区画整理事業および中央西土地区画整理事業により整備した地区とその周辺地区においては、街並みや居住環境などに配慮しながら高密度な土地利用を図る。

b. 工業地における建築物の密度の構成に関する基本方針

**低密度利用区域：西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本工業団地**

西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地においては、周辺の環境、公害防止などに配慮しながら低密度な土地利用を図る。

c. 住宅地における建築物の密度の構成に関する基本方針

**低密度利用区域：蟻ヶ崎地区、松原・寿台地区等**

蟻ヶ崎地区、岡田地区、横田・惣社地区、北原町・美芳町地区、松原・寿台地区等においては、低層住宅の良好な住環境の保持に努めながら低密度な土地利用を図る。

③ 市街地における住宅建設の方針

公営住宅、高齢者・障がい者向け住宅においては、既存ストックの有効活用を図る建替・改修により、居住水準の向上を図る。  
民間住宅においては、安心安全で良質な住宅と良好な住宅環境づくりの促進を図り、地域の特性を活かした住環境整備を推進する。

また、土地区画整理事業の有効活用による宅地供給を促進し、公園整備や地区計画制度を活用した良好な住環境整備を図る。

ウ. 新市街地の住宅地

既成市街地に隣接する新市街地の住宅地については、既成市街地を含んだ一体的なまちづくりができるよう、必要に応じて計画的な居住環境の整備・誘導を図り、農業と調和のとれた住宅地として位置付ける。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

a. 商業地における建築物の密度の構成に関する基本方針

**高密度利用区域：JR松本駅周辺地区**

松本駅周辺土地区画整理事業および中央西土地区画整理事業により整備した地区とその周辺においては、街並みや居住環境などに配慮しながら高密度な土地利用を図る。

b. 工業地における建築物の密度の構成に関する基本方針

**低密度利用区域：西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地、倭工業団地**

西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地、倭工業団地においては、周辺の環境、公害防止などに配慮しながら低密度な土地利用を図る。

c. 住宅地における建築物の密度の構成に関する基本方針

**低密度利用区域：蟻ヶ崎、松原・寿台等**

蟻ヶ崎、岡田、横田・惣社、北原町・美芳町、松原・寿台等においては、低層住宅の良好な住環境の保持に努めながら低密度な土地利用を図る。

③ 市街地における住宅建設の方針

公営住宅、高齢者・障がい者向け住宅においては、既存ストックの有効活用を図る建替・改修により、居住水準の向上を図る。  
民間住宅においては、安心安全で良質な住宅と良好な住宅環境づくりの促進を図り、地域の特性を活かした住環境整備を推進する。家族構成や社会的ニーズの変化等に伴い増加している空き家等に関しては、松本市空き家等対策計画に基づき、利活用を促進する。

(旧) 第6回区域区分見直し 区域マスタープラン	(新) 第7回区域区分見直し 区域マスタープラン
<p>④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針</p> <p>a. 土地の高度利用に関する方針</p> <p><b>中心市街地の活性化</b></p> <p>J・R 篠ノ井線東側と内環状道路に囲まれた地区及びその周辺の中心商業地については、<u>市基盤整備事業や再開発事業により一定の都市基盤整備が達成されているが、中心市街地活性化施策と一体的・総合的な市街地環境の整備施策を展開する必要があることから、今後さらに土地の高度利用と都市機能の更新を図る。</u></p> <p>b. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</p> <p><b>用途の純化</b></p> <p><u>住工混在の見られる北松本駅周辺、渚、双葉及び野溝地区等については、各地区の特性に応じ用途純化を推進する。</u></p> <p><b>用途の複合化</b></p> <p>J・R 篠ノ井線東側と内環状幹線に囲まれた商業・業務地の外延部については、土地利用の複合化を図り都市型の業務・住宅を形成する。</p> <p>また、一般国道 19 号沿道及び松本駅西側から長野自動車道松本 I C に至る市街地を工業と都市型の住宅や商業・サービス施設が複合した多機能な土地利用に誘導する。</p> <p>c. 居住環境の改善又は維持に関する方針</p> <p><b>安全快適な都市づくり</b></p> <p>松本市防災都市計画を基に、都市の危険性を把握し、より安全快適な都市づくりを目指す。</p> <p>また、市民主体の活動と協働しながら、都市防災総合推進事業に取り組み、避難路、避難地を確保する地区公共施設等整備事業を推進する。さらに、耐火、準耐火建築物に助成を行う都市防災不燃化促進事業について検討を進める。</p> <p>中心市街地の木造建物密集地については、火災時の延焼防止などを目的とした防災基盤の整備とあわせ、沿道の緑化や建築物の不燃化を誘導し、居住環境の改善を図る。</p> <p>さらに、震災による被害を最小限に抑えるため、<u>耐震診断や耐震改修を促進し耐震性の向上を図る。</u></p> <p>d. 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p> <p><b>風景の維持・保全</b></p> <p>風致地区や市街地内に点在する寺社樹林地などについては、良好な環境の形成を目指し積極的に保全を図る。</p> <p>また、地域色や郷土色を感じられる地域づくりを目指し、<u>街なみ環境整備事業</u>や松本市景観計画による良好な街なみ形成の配慮や、歴史や文化を残す風景の維持・保全に努</p>	<p>④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針</p> <p>a. 土地の高度利用に関する方針</p> <p><b>中心市街地の活性化</b></p> <p><u>商業・業務地の中心拠点</u>については、土地区画整理事業や再開発事業により一定の都市基盤整備が達成されているが、商業活性化施策と一体的・総合的な市街地環境の整備施策を展開する必要があることから、<u>都市のスポンジ化を抑制し、街の顔にふさわしい景観に配慮した土地の高度利用と都市機能の維持・誘導</u>を図る。</p> <p>b. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</p> <p><b>用途の純化</b></p> <p><u>住工混在が見られ、現状の土地利用と用途地域が乖離する地区は、用途純化に向けた用途地域の見直しを行う。</u></p> <p>また、<u>都市機能の維持・誘導が適切に行われるよう、必要に応じた用途地域の見直しを行う。</u></p> <p><b>用途の複合化</b></p> <p><u>商業・業務地の中心拠点</u>の外延部については、土地利用の複合化を図り都市型の業務・住宅を形成する。</p> <p>また、一般国道 19 号沿道及び松本駅西側から長野自動車道松本 I C に至る市街地を工業と都市型の住宅や商業・サービス施設が複合した多機能な土地利用に誘導する。</p> <p>c. 居住環境の改善又は維持に関する方針</p> <p><b>安全快適な都市づくり</b></p> <p><u>令和元年度に実施した災害危険度判定の調査結果を基に松本市防災都市づくり計画を改定するとともに、防災指針や復興事前準備の考え方を検討し、より安全快適な都市づくりを目指す取り組みを推進する。</u></p> <p>また、市民主体の活動との協働により<u>避難路や避難地確保に向けた検討や、震災による被害を最小限に抑えるため、耐震診断や耐震改修を促進し耐震性の向上を図る。</u></p> <p>中心市街地の木造建物密集地については、火災時の延焼防止などを目的とした防災基盤の整備とあわせ、沿道の緑化や建築物の不燃化を誘導し、居住環境の改善を図る。</p> <p>d. 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p> <p><b>風景の維持・保全</b></p> <p>風致地区や市街地内に点在する寺社樹林地などについては、良好な環境の形成を目指し積極的に保全を図る。</p> <p>また、地域色や郷土色を感じられる地域づくりを目指し、松本市景観計画による良好な街なみ形成の配慮や<u>眺望点としての位置づけ</u>、歴史や文化を残す風景の維持・保全に努</p>

(旧) 第6回区域区分見直し 区域マスタープラン	(新) 第7回区域区分見直し 区域マスタープラン
<p>める。</p> <p>⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針</p> <p>a. 優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <p><b>優良農地の保全</b></p> <p>都市部西側の農地と東山部、梓川および波田市街地周辺の地域は、良好な農地として利用されており、優良農地として保全すべき地区である。</p> <p>特に農業の基盤となる優良農地の適正な保全と活用が重要であるため、良好な田園景観の保全が求められている中、田園景観の保全を図る土地利用は優良農地として保全する。</p> <p>b. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <p><b>保安林、砂防指定地等の治山治水対策を講ずる区域の保全</b></p> <p>現在の保安林、砂防指定地等の治山治水対策を講ずる区域は保全すべき区域とする。</p> <p>さらに、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの土砂災害の恐れのある区域において、住民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行うと共に、土砂災害の恐れのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。</p> <p>c. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</p> <p><b>山地、丘陵部、田園、河川の環境・景観保全</b></p> <p>北部から東部の山地、丘陵部は極力自然環境および自然景観の保全に努める。</p> <p>城山風致地区と浅間風致地区は樹林・その他の自然風致の維持を図るとともに、良好な自然環境や樹林地については、今後新たな地域性緑地の指定により保全を図る。</p> <p>また、松本平の田園景観を特徴付ける、本区域の西部から南部に広がる田園地域を保全する。</p> <p>さらに、豊かな生物生息環境を有する河川を保全し、うるおいとやすらぎのある河川空間を形成する。</p> <p>d. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針</p> <p><b>計画的な土地利用の推進</b></p> <p>都市整備、自然環境保全に関する各種法令の適正な運用を図ることにより、秩序ある土地利用を図る。集落のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域の実情に応じて、各種開発許可制度の活用を図る。</p> <p>既存の産業集積地等については、周辺環境と調和させながら適正な土地利用を維持する。幹線道路沿道など今後開発圧力が高まることが予想される区域については、あらかじめ計画的な土地利用を検討する。</p> <p>現行の市街化区域に隣接した地区で計画的な市街地整備の見通しがある地区においては、整備が確実になった段階で、<u>保留された人口の範囲内において関係機関との調整の上で、市街化区域への編入を行い、計画的な整備を図る。</u></p>	<p>める。</p> <p>⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針</p> <p>a. 優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <p><b>優良農地の保全</b></p> <p>都市部西側の農地と東山部、梓川および波田市街地周辺の地域は、良好な農地として利用されており、優良農地として保全すべき地区である。</p> <p>特に農業の基盤となる優良農地の適正な保全と活用が重要であるため、良好な田園景観の保全が求められている中、田園景観の保全を図る土地利用は優良農地として保全する。</p> <p>b. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <p><b>保安林、砂防指定地等の治山治水対策を講ずる区域の保全</b></p> <p>現在の保安林、砂防指定地等の治山治水対策を講ずる区域は保全すべき区域とする。</p> <p>さらに、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの土砂災害の恐れのある区域において、住民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行うと共に、土砂災害の恐れのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。</p> <p>c. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</p> <p><b>山地、丘陵部、田園、河川の環境・景観保全</b></p> <p>北部から東部の山地、丘陵部は極力自然環境および自然景観の保全に努める。</p> <p>城山風致地区と浅間風致地区は樹林・その他の自然風致の維持を図るとともに、良好な自然環境や樹林地については、今後新たな地域性緑地の指定により保全を図る。</p> <p>また、松本平の田園景観を特徴付ける、本区域の西部から南部に広がる田園地域を保全する。</p> <p>さらに、豊かな生物生息環境を有する河川を保全し、うるおいとやすらぎのある河川空間を形成する。</p> <p>d. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針</p> <p><b>計画的な土地利用の推進</b></p> <p>都市整備、自然環境保全に関する各種法令の適正な運用を図ることにより、秩序ある土地利用を図る。集落のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域の実情に<u>応じた地区計画の決定や</u>、各種開発許可制度の活用を図る。</p> <p>既存の産業集積地等については、周辺環境と調和させながら適正な土地利用を維持する。幹線道路沿道など今後開発圧力が高まることが予想される区域については、あらかじめ計画的な土地利用を検討する。</p> <p>現行の市街化区域に隣接した地区で計画的な市街地整備の見通しがある地区においては、<u>関係機関との調整の上で、各種制度の検討を行い、計画的な整備を図る。</u> <u>また、隣接する塩尻都市計画区域とは、現況及び今後の見通しを踏まえ、広域的課題</u></p>

市街化調整区域の建築物の形態制限については、地域の土地利用の状況やまちづくりの方針、景観計画の方針などを踏まえ、良好な生活環境の確保を図るための住宅地に準じた制限値とする。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

ア. 交通体系の整備の方針

**計画的かつ効率的な交通体系の整備**

本区域の交通特性として、自動車保有率の高さと都市計画道路・一般国道等の幹線道路密度、4車線道路密度の小ささがあげられる。主に一般国道19号などにおける日常的に道路渋滞、利用が低迷している公共交通の存続と活用、マイカー依存から他の交通手段への転換などが課題である。

このことが本区域内の社会・経済活動に及ぼす影響は大きく、超少子高齢型人口減少社会の進行、交通インフラの維持・整備のための公共投資が縮小となるなか、より効率的な交通体系の見直し及び整備が必要である。

道路整備と並行して、鉄道・バスなどの公共交通と自動車の双方とも適正利用ができるように公共交通利用環境の整備も合わせて行う必要がある。

また、渋滞解消や公共交通機関の利用促進により、温室効果ガスの排出を抑制して地球温暖化防止を図り、環境負荷の少ない都市づくりを進める。

信州まつもと空港については、平成6年のジェット化開港以降、利用者が平成8年の約26万人をピークに年々減少していることから、県内唯一の空の玄関口として有効活用されるよう、利便性の向上や地域振興などの活性化を進める。

今後はこれらの都市交通問題に対処し、地方中核都市としての機能を十分発揮するとともに、集約型まちづくりのための交通環境整備、公共交通のサービス水準の向上、道路交通の円滑化・機能の向上、モビリティマネジメント、人を優先したユニバーサルデザインによる歩きやすいまちづくり、都市防災等に取り組みため総合都市交通計画の方針を基に、計画的かつ効率的な交通体系の整備を図るものとする。

- ◆ 鉄道・バス・タクシー等交通手段との総合的な交通体系の確立を図る。
- ◆ くらしのみちゾーン等により歩行者動線を整備し、交通の円滑化と買物客や観光客の利便性の確保に努める。また、ユニバーサルデザイン化を推進する。
- ◆ マイカーから公共交通や徒歩、自転車への転換を促進する道路・まちづくりを図る。
- ◆ 効果的・効率的なまちづくり、既存ストックを有効活用した整備を推進する。
- ◆ 幹線道路及び合併地域や観光地域を連絡する道路整備を促進する。
- ◆ 放射環状型の道路網整備を図る。
- ◆ 地域の防災性の向上を考慮した道路の整備を促進する。
- ◆ 信州まつもと空港の有効活用を図る。

調整や土地利用が図られるよう適切な検討を行う。

市街化調整区域の建築物の形態制限については、地域の土地利用の状況やまちづくりの方針、景観計画の方針などを踏まえ、良好な生活環境の確保を図るための住宅地に準じた制限値とする。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

ア. 交通体系の整備の方針

**計画的かつ効率的な交通体系の整備**

本区域の交通特性として、自動車保有率の高さと都市計画道路・一般国道等の幹線道路密度、4車線道路密度の小ささがあげられる。主に一般国道19号などにおける日常的に道路渋滞、利用が低迷している公共交通の存続と活用、マイカー依存から他の交通手段への転換などが課題である。

このことが本区域内の社会・経済活動に及ぼす影響は大きく、超少子高齢型人口減少社会の進行、交通インフラの維持・整備のための公共投資が縮小となるなか、より効率的な交通体系の見直し及び整備が必要である。

道路整備と並行して、鉄道・バスなどの公共交通と自動車の双方とも適正利用ができるようにな公共交通利用環境の整備と自転車利用環境の改善も合わせて行う必要がある。

また、渋滞解消や公共交通機関の利用促進により、温室効果ガスの排出を抑制して地球温暖化防止を図り、環境負荷の少ない都市づくりを進める。

信州まつもと空港については、県内唯一の空の玄関口として有効活用されるよう、利便性の向上や地域振興などの活性化を進める。

今後はこれらの都市交通問題に対処し、地方中核都市としての機能を十分発揮するとともに、集約型まちづくりのための交通環境整備、公共交通のサービス水準の向上、道路交通の円滑化・機能の向上、モビリティマネジメント、人を優先したユニバーサルデザインによる歩きやすいまちづくり、都市防災等に取り組みため総合都市交通計画の方針を基に、計画的かつ効率的な交通体系の整備を図るものとする。

- ◆ 鉄道・バス・タクシー等交通手段との総合的な交通体系の確立を図る。
- ◆ ストリートデザイン等の取り組みにより、居心地が良く歩きたくなくなるまちなかをつくる。また、ユニバーサルデザイン化を推進する。
- ◆ マイカーから公共交通や徒歩、自転車への転換を促進する道路・まちづくりを図る。
- ◆ 効果的・効率的なまちづくり、既存ストックを有効活用した整備を推進する。
- ◆ 幹線道路及び生活拠点地域や観光地域を連絡する道路整備を促進する。
- ◆ 環状放射型の道路網整備を図る。
- ◆ 地域の防災性の向上を考慮した道路の整備を促進する。
- ◆ 信州まつもと空港の有効活用を図る。

(旧) 第6回区域区分見直し 区域マスタープラン	(新) 第7回区域区分見直し 区域マスタープラン
<p>イ. 整備水準の目標</p> <p><b>都市計画道路の整備、公共交通機関利用者の増加</b></p> <p>道路については、現在都市計画決定延長約116.8kmのうち43.7km(約1.09km/用途地域面積km<sup>2</sup>)が整備されている。(平成25年3月末現在)</p> <p>今後も引き続き整備計画に基づき整備を促進するものとし、おおむね50km(約1.3km/km<sup>2</sup>)程度になることを目標として整備を図る。</p> <p>また、鉄道駅において交通結節点としての機能の向上を図り、公共交通機関利用者の増加を図る。</p> <p>b. 主要な施設の配置の方針</p> <p>ア. 道路</p> <p><b>広域幹線道路の整備</b></p> <p>東西方向の広域幹線道路として中部縦貫自動車道を配置する。</p> <p><b>周辺都市圏との連携を強化する道路網の整備</b></p> <p>松本都市圏と長野都市圏、上田市圏、佐久都市圏、諏訪都市圏、木曾都市圏等他圏域との連絡強化を図る。</p> <p><b>本区域内を一体化する道路網の整備</b></p> <p>南北軸・東西軸・環状軸の強化を図る。</p> <p>イ. 鉄道</p> <p><b>鉄道の持続可能な運用</b></p> <p>JR篠ノ井線、大糸線、アルピコ交通上高地線の鉄道は、他の公共交通と連携しながらサービス水準の維持・向上に努め、マイカーからの利用転換を促進しながら、持続可能な運用を図る。</p> <p>ウ. 駐輪場</p> <p><b>駐輪場の整備</b></p> <p>鉄道駅周辺の駐輪場の整備を促進する。</p> <p>エ. 自由通路・駅前広場</p> <p><b>自由通路・駅前広場の整備及び広場と一体的なバス・タクシー乗り場等の整備</b></p> <p>JR主要駅において交通結節機能の向上を図るため、自由通路を整備し駅の一体化を図る。さらに、鉄道とバス・タクシー・自家用車・自転車等の乗換利便性の向上を図る</p>	<p>イ. 整備水準の目標</p> <p><b>都市計画道路の整備、公共交通機関利用者の増加</b></p> <p>道路については、現在都市計画決定延長約115.5kmのうち49.1km(約1.22km/用途地域面積km<sup>2</sup>)が整備されている。(令和2年4月1日現在)</p> <p>今後も引き続き整備計画に基づき整備を促進するものとし、おおむね53km(約1.31km/km<sup>2</sup>)になることを目標として整備を図る。</p> <p>また、鉄道駅において交通結節点としての機能の向上を図るとともに、<b>バス利用環境を向上させ</b>、公共交通機関利用者の増加を図る。</p> <p>b. 主要な施設の配置の方針</p> <p>ア. 道路</p> <p><b>広域幹線道路の整備</b></p> <p>東西方向の広域幹線道路として中部縦貫自動車道を配置する。</p> <p><b>周辺都市圏との連携を強化する道路網の整備</b></p> <p>松本都市圏と長野都市圏、上田市圏、佐久都市圏、<b>大町</b>都市圏等他圏域との連絡強化を図る。</p> <p><b>本区域内を一体化する道路網の整備</b></p> <p>南北軸・東西軸・環状軸の強化を図る。<b>松本波田道路のインターチェンジ新設に伴い、松本環状高家線のバイパス整備など、接続道路を含む周辺道路ネットワークの配置について見直しを行う。</b></p> <p>イ. 鉄道</p> <p><b>鉄道の持続可能な運用</b></p> <p>JR篠ノ井線、大糸線、アルピコ交通上高地線の鉄道は、他の公共交通と連携しながら<b>一体的な公共交通機関として</b>サービス水準の維持・向上に努め、マイカーからの利用転換を促進しながら、持続可能な運用を図る。</p> <p>ウ. 駐輪場</p> <p><b>駐輪場の整備</b></p> <p>鉄道駅周辺の駐輪場の整備を促進するとともに<b>シェアサイクル等の普及を促進する</b>。</p> <p>エ. 自由通路・駅前広場</p> <p><b>自由通路・駅前広場の整備及び広場と一体的なバス・タクシー乗り場等の整備</b></p> <p>JR主要駅において交通結節機能の向上を図るため、自由通路を整備し駅の一体化を図る。さらに、鉄道とバス・タクシー・自家用車・自転車等の乗換利便性の向上を図る</p>

ため、駅前広場の整備と一体的にバス・タクシ乗り場等を整備する。

オ. 交通管理

**交通需要マネジメント・モビリティマネジメントの推進**

現状の道路網での交通混雑の緩和方策としてパークアンドライド事業（交通需要マネジメント）を充実させるとともに、健康寿命の延伸、環境負荷の軽減に対応するために、自らの意思でマイカー利用から転換し、徒歩、自転車、バスや鉄道などの公共交通機関を利用することへの意識転換（モビリティマネジメント）を図る。

c. 主要な施設の整備目標

ア. 道路

おおむね10年以内に整備することを予定する主な施設等は、次のとおりとする。

主要な施設	名称
道 路	都市計画道路 1・4・1 松本波田線
	都市計画道路 3・4・11 宮瀬新橋上金井線
	都市計画道路 3・2・12 内環状北線
	都市計画道路 3・4・22 小池平田線
	都市計画道路 3・2・29 長野飯田線
	都市計画道路 3・4・34 中条白坂線
	都市計画道路 3・2・43 内環状南線
	都市計画道路 3・5・25 南松本石芝線
	都市計画道路 3・4・46 出川双葉線
	都市計画道路 3・4・47 芳野双葉線
	都市計画道路 3・4・50 三溝新田線
	都市計画道路 3・4・51 下島車坂線

ため、交通ターミナルとして駅前広場の整備と一体的にバス・タクシー乗り場等を整備する。

オ. 交通管理

**交通需要マネジメント・モビリティマネジメントの推進**

交通混雑の緩和方策としてパークアンドライド事業（交通需要マネジメント）を充実するとともに、商業・業務地の中心拠点周辺においてフリッジ駐車場の配置を検討する。  
また、健康寿命の延伸、環境負荷の軽減に対応するために、自らの意思でマイカー利用から転換し、徒歩、自転車、バスや鉄道などの公共交通機関を利用することへの意識転換（モビリティマネジメント）を図る。

c. 主要な施設の整備目標

ア. 道路

おおむね10年以内に整備することを予定する主な施設等は、次のとおりとする。

種別	路線名称
道 路	都市計画道路 1・4・1 松本波田線
	<u>都市計画道路 3・5・6 出川浅間線</u>
	都市計画道路 3・4・11 宮瀬新橋上金井線
	都市計画道路 3・2・12 内環状北線
	<u>都市計画道路 3・3・15 松本駅北小松線</u>
	都市計画道路 3・4・22 小池平田線
	都市計画道路 3・2・29 長野飯田線
	都市計画道路 3・4・34 中条白坂線
	都市計画道路 3・2・43 内環状南線
	都市計画道路 3・5・25 南松本駅石芝線
	都市計画道路 3・4・46 出川双葉線

(旧) 第6回区域区分見直し 区域マスタープラン	(新) 第7回区域区分見直し 区域マスタープラン
<p>② 下水道及び河川の都市計画の整備の方針</p> <p>a. 基本方針</p> <p>ア. 下水道及び河川の整備の方針</p> <p>【下水道】</p> <p><b>公共水域の水質保全と生活環境の整備、雨水浸水の防止</b></p> <p>公共水域の水質保全と生活環境の整備を図り、あわせて雨水浸水による都市災害を防止するために下水道の整備を図る。また、合流式下水道の分流式への改善を図る。</p> <p>【河川】</p> <p><b>河川の安全確保・景観形成と流域対策の推進</b></p> <p>梓川や奈良井川をはじめとする河川の改修事業を促進し、市街地の安全及び親水機能確保と良好な景観形成のため整備を図る。</p> <p>特に近年の都市化の進展による流域の持つ保水遊水機能の減少等を考慮して、河川整備と流域対策を図る。</p> <p>イ. 整備水準の目標</p> <p>【下水道】</p> <p><b>事業認可区域の適正な維持管理</b></p> <p>下水道整備全体計画区域 6,796ha のうち、公共下水道事業計画認可区域 5,061ha・特定環境保全公共下水道事業認可区域 1,296ha について、計画区域内の整備は概ね完了している。今後は、水質が適正に保たれるように適正な維持管理に努める。</p> <p>また、雨水渠については整備区域内の緊急を要する地域から着手し、約 684ha を目標に整備を図る。</p> <p>【河川】</p> <p>親水護岸や自然の生態系保護、治水の安全性を高めるための河川整備及び流域対策を推進する。</p>	<p>② 下水道及び河川の都市計画の整備の方針</p> <p>a. 基本方針</p> <p>ア. 下水道及び河川の整備の方針</p> <p>【下水道】</p> <p><b>公共水域の水質保全と生活環境の整備、雨水浸水の防止</b></p> <p>公共水域の水質保全と生活環境の整備を図り、あわせて雨水浸水による都市災害を防止するために下水道の整備を図る。また、合流式下水道の分流式への改善を図る。</p> <p>【河川】</p> <p><b>河川の安全確保・景観形成と流域対策の推進</b></p> <p>梓川や奈良井川をはじめとする河川の改修事業を促進し、市街地の安全及び親水機能確保と良好な景観形成のため整備を図る。</p> <p>特に近年の都市化の進展による流域の持つ保水遊水機能の減少等を考慮して、河川整備と流域対策を図る。</p> <p>また、<u>中心市街地に位置する河川では、河川空間とまち空間が融合した良好な空間の形成を図る。</u></p> <p>イ. 整備水準の目標</p> <p>【下水道】</p> <p><b>事業認可区域の適正な維持管理</b></p> <p>下水道整備全体計画区域 6,748ha のうち、公共下水道事業計画認可区域 5,004ha・特定環境保全公共下水道事業認可区域 1,308ha について、計画区域内の整備は概ね完了している。今後は、水質が適正に保たれるように適正な維持管理に努める。</p> <p>また、雨水渠については整備区域内の緊急を要する地域から着手し、約 872.7ha を目標に整備を図る。</p> <p>【河川】</p> <p>親水護岸や自然の生態系保護、治水の安全性を高めるための河川整備及び流域対策を推進する。</p>

b. 主要な施設の配置の方針

【下水道】

■公共下水道区域

**宮渚・両島処理区の汚水・雨水管渠、処理場の整備**

宮渚・両島処理区の汚水及び雨水管渠、処理場の整備、合流式下水道の改善を図る。

■特定環境保全公共下水道区域

**適正な維持管理**

施設の適正な維持管理に努める。

■犀川安曇野流域下水道区域

**適正な維持管理**

施設の適正な維持管理に努める。

【河川】

**梓川や奈良井川等の整備**

梓川や奈良井川をはじめとする河川の整備を図る。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主な施設は次のとおりである。

都市施設	名称
下水道	松本市公共下水道 宮渚処理区、両島処理区 松本市特定環境保全公共下水道 西南処理区、島立処理区、中山処理区、 内田処理区、山辺処理区、稲倉処理区、 四賀処理区、上高地処理区
	犀川安曇野流域関連松本市特定環境保全公共下水道 犀川安曇野流域下水道
河川	梓川、奈良井川、田川、女鳥羽川、薄川

b. 主要な施設の配置の方針

【下水道】

■公共下水道区域

**宮渚・両島・波田処理区の汚水・雨水管渠、処理場の整備**

宮渚・両島・波田処理区の汚水及び雨水管渠、処理場の整備、合流式下水道の改善を図る。

■特定環境保全公共下水道区域

**適正な維持管理**

施設の適正な維持管理に努める。

■犀川安曇野流域下水道区域

**適正な維持管理**

施設の適正な維持管理に努める。

【河川】

**梓川や奈良井川等の整備**

梓川や奈良井川をはじめとする河川の整備を図る。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主な施設は次のとおりである。

種別	名称
下水道	松本市公共下水道 宮渚処理区、両島処理区、 <u>波田処理区</u> 松本市特定環境保全公共下水道 西南処理区、島立処理区、中山処理区、 内田処理区、山辺処理区、稲倉処理区、 四賀処理区、上高地処理区
	犀川安曇野流域関連松本市特定環境保全公共下水道 犀川安曇野流域下水道
河川	梓川、奈良井川、田川、女鳥羽川、薄川



③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

**人口動向に応じたごみ処理施設、卸売市場等の整備**

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の向上を図るため、人口の動向に対応しながら、ごみ処理施設、卸売市場等の施設の整備を図る。

b. 主要な施設の配置の方針

ア. ごみ処理施設

**ごみ焼却施設及び最終処分場の効率的な運用**

ごみ焼却施設及び最終処分場は、今後も効率的な運用を図る。

イ. 卸売市場

**松本市公設地方卸売市場の随時見直し**

松本流通業務団地内の松本市公設地方卸売市場は、今後の交通網の整備に伴う流通システムの多様化に対応し、随時施設の見直しを行う。

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

**人口動向に応じたごみ処理施設、卸売市場等の整備**

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の向上を図るため、人口の動向に対応しながら、ごみ処理施設、卸売市場等の施設の整備を図る。

b. 主要な施設の配置の方針

ア. ごみ処理施設

**ごみ焼却施設及び最終処分場の効率的な運用**

ごみ焼却施設及び最終処分場は、今後も効率的な運用を図る。

イ. 卸売市場

**松本市公設地方卸売市場の随時見直し**

松本流通業務団地内の松本市公設地方卸売市場は、今後の交通網の整備に伴う流通システムの多様化に対応し、随時施設の見直しを行う。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

a. 基本方針

良好な都市環境を備えた市街地の形成を着実に進めていくため、行政と住民が一体となつて地域の特性を活かした市街地整備を面的に行う。

ア. 中心市街地

中心市街地は、近年の超少子高齢型人口減少社会の進行、ライフスタイルの変化等により空洞化が生じ、活性化の必要性が増している。このため、市街地基盤整備と商業の一体的・総合的な施策を行うとともに、歩いて暮らせる都心居住を推進し、中心市街地の活性化を図る。

なお、整備にあたっては、行政と住民などとのパートナーシップによる歴史と文化を活かしたまちづくりをめざし、街並み環境整備事業等による良好な街並み形成を図る。

イ. 市街化進行地域

基盤施設が不十分なまま無秩序な市街化が進行している地域は、地区の実情に応じて、土地区画整理事業や地区計画等を活用して基盤施設の整備を行い、土地利用の増進と生活環境の改善を図る。

ウ. 新市街地

土地区画整理事業等の実施により新たに形成された新市街地においては、整備済みの良好な都市基盤を活かしながら地区計画等を活用することにより、さらに魅力的な市街地の形成を図る。

エ. 市街化区域内の低・未利用地

現在の市街化区域内の農地等の低・未利用地については、土地区画整理事業等により合理的な土地利用を図るべく誘導する。また、整備が完了した地区内においては早期建築がされるよう宅地利用の促進を図る。

b. 市街地整備の方針

重点的に整備を図るべき区域は、次のとおりである。

地区名	整備の方針
松本城周辺地区	内環状北線、南西外堀を整備し、国宝松本城と城下町の歴史を活かした、水と緑とにぎわいのあるまちづくりを図る。

② 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施を予定している主な面的開発事業又は新たに市街化区域を予定している区域は、以下のとおりである。

a. 土地区画整理事業

地区名	面積 (ha)
村井町南地区	約4.9

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

a. 基本方針

良好な都市環境を備えた市街地の形成を着実に進めていくため、行政と住民が一体となつて地域の特性を活かした市街地整備を面的に行う。

ア. 中心市街地

中心市街地は、近年の超少子高齢型人口減少社会の進行、ライフスタイルの変化等により急速に空洞化が進行しておりその対策の必要性が増している。このため、市街地基盤整備と商業の一体的・総合的な施策を行うとともに、歩いて暮らせる都心居住を推進し、中心市街地の活性化を図る。

なお、整備にあたっては、行政と住民などとのパートナーシップによる歴史と文化を活かしたまちづくりをめざし、良好な街並み形成を図る。

イ. 市街化進行地域

基盤施設が不十分なまま無秩序な市街化が進行している地域は、地区の実情に応じて、地区計画等を活用して基盤施設の整備を行い、土地利用の増進と生活環境の改善を図る。

ウ. 新市街地

土地区画整理事業等の実施により新たに形成された新市街地においては、整備済みの良好な都市基盤を活かしながら地区計画等を活用することにより、さらに魅力的な市街地の形成を図る。

エ. 市街化区域内の低・未利用地

現在の市街化区域内の農地は、都市にあるべきものとして保全を図る。一方、市街化区域内に小さく散在する空き地等の低・未利用地については、民間の土地利用を促し人々が集い活動を広げる新たな公共空間等を創出し、活用を図る。また、整備が完了した地区内においては早期建築がされるよう宅地利用の促進を図る。

b. 市街地整備の方針

重点的に整備を図るべき区域は、次のとおりである。

地区名	整備の方針
松本城周辺地区	内環状北線、 <u>松本城南</u> ・西外堀を整備し、国宝松本城と城下町の歴史を活かした、水と緑とにぎわいのあるまちづくりを図る。

② 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施を予定している主な面的開発事業又は新たに市街化区域を予定している区域は、以下のとおりである。

a. 土地区画整理事業等

地区名	面積 (ha)
<u>村井東田上村井</u> 地区	約 <u>6.8</u>

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は長野県の中央部に位置し、中央アルプス山系から連なる山地や丘陵地とこれに続く土地及び北アルプス山系から続く平坦な土地で構成されている。区域内には、梓川や奈良井川をはじめ、田川・女鳥羽川・薄川・鎮川等多くの河川が流れており、奈良井川以東では、松本城を中心として市街地が発達している一方、奈良井川以西では松本市道 8730 号（旧一般国道 147 号）と一般国道 158 号の沿線などで市街地が形成されているが、安曇野へと続く県内でも有数の穀倉地帯が広がっている。

また、国宝松本城・弘法山古墳・旧制松本高等学校校舎・旧開智学校等、歴史的意義の高い文化財を有している。

さらに、本区域は従来より県内交通の要衝として栄えており、長野自動車道や信州まつもと空港等の高速交通網の整備により、地方中核都市としての役割は一層強くなっている。

このような都市化の進展や近年の生活環境・防災に関する市民意識の高まりとともに、緑の保全、うるおいや安らぎのある環境づくり、災害時の安全性の確保、魅力ある街なみ景観の形成等、多様な役割を担う緑の創出・育成に対する取り組みが求められている。

このため、本区域が目指す将来都市像「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」実現の一環として、次のような方針のもとに自然的環境の保全や公園緑地等の公共空地の整備及び緑化を推進する。

- ◆ 自然景観の骨格をなす環境の保全
- ◆ 歴史・文化的風土を醸成する緑地の保全及び育成
- ◆ 身近な緑地の保全・育成

a. 緑地の確保目標水準

平成27年における緑地確保目標量	都市計画区域に対する割合
約19,900ha	約75%

※松本地域を対象とした目標値

b. 都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準

年次	平成27年
都市計画区域人口1人当たりの目標水準	40㎡/人

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は長野県の中央部に位置し、中央アルプス山系から連なる山地や丘陵地とこれに続く土地及び北アルプス山系から続く平坦な土地で構成されている。区域内には、梓川や奈良井川をはじめ、田川・女鳥羽川・薄川・鎮川等多くの河川が流れており、奈良井川以東では、松本城を中心として市街地が発達している一方、奈良井川以西では松本市道 8730 号（旧一般国道 147 号）と一般国道 158 号の沿線などで市街地が形成されているが、安曇野へと続く県内でも有数の穀倉地帯が広がっている。

また、国宝松本城・国宝旧開智学校校舎・史跡弘法山古墳・重要文化財旧松本高等学校等、歴史的意義の高い文化財を有している。

さらに、本区域は従来より県内交通の要衝として栄えており、長野自動車道や信州まつもと空港等の高速交通網の整備により、地方中核都市としての役割は一層高まっている。

このような都市化の進展や近年の生活環境・防災に関する市民意識の高まりとともに、緑の保全、うるおいや安らぎのある環境づくり、災害時の安全性の確保、魅力ある街なみ景観の形成等、多様な役割を担う緑の創出・育成に対する取り組みが求められている。

このため、本区域が目指す将来都市像「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」実現の一環として、次のような方針のもとに自然的環境の保全や公園緑地等の公共空地の整備及び緑化を推進する。

- ◆ 自然景観の骨格をなす環境の保全
- ◆ 歴史・文化的風土を醸成する緑地の保全及び育成
- ◆ 身近な緑地の保全・育成

a. 緑地の確保目標水準

平成27年における緑地確保目標量	都市計画区域に対する割合
約19,900ha	約75%

※松本地域を対象とした目標値

b. 都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準

「量」から「質」へと発想を転換し、緑の「量」のみに重点を置くのではなく、心地良さや美しさといった「質」の向上を重視する。  
(参考)

年次	<u>令和17年</u>
都市計画区域人口1人当たりの目標水準	40㎡/人

(旧) 第6回区域区分見直し 区域マスタープラン	(新) 第7回区域区分見直し 区域マスタープラン
<p>②主要な緑地の配置の方針</p> <p>本区域における都市環境及び生物生息・生育環境の保全、災害時の安全性及び市民のやすらぎ空間の確保、魅力ある街なみ景観の形成を進めるため、緑地を機能別に環境保全、レクリエーション、防災、景観の4つの系統に分類し、それぞれの視点からの配置方針を次のように定める。</p> <p>a. 環境保全系統の配置方針</p> <p>ア. 良好な自然環境や多様な生物の生息・生育環境を有する緑地の保全</p> <p>既存の国定公園や郷土環境保全地域など、良好な植物群落や水辺等を有する緑地やほ乳類、鳥類、昆虫類等の多様な動物の生息環境となっている緑地を保全する。</p> <p>イ. 都市や地域の歴史・文化的な風土を醸成する緑地の保全・育成</p> <p>文化財、旧跡、旧跡、社寺などと融合し、都市や地域の歴史・文化的な風土を醸成する緑地を保全するとともに、その育成を図る。</p> <p>ウ. 都市環境や身近な生活環境の形成に資する緑地の整備・保全</p> <p>既存の都市公園や風致地区及び河川など市街地内やその近郊にあり、都市気象の緩和や快適な生活環境の保全・創出に資する緑地を保全するとともに、新たな都市公園や都市緑地等の整備を図る。</p> <p>エ. 緩衝緑地の配置</p> <p>大規模な産業地については、災害時又は操業時の周辺環境に対する影響を緩和するため、敷地内の周辺部に緩衝緑地を適宜配置する。</p> <p>オ. 水源地、美しい森林風景としての森林環境の保全（西部森林地域）</p> <p>波田・梓川地区の西側に位置する森林地域の多くは都市計画区域の外側に位置しているが、現在比較的良好的な環境にあることから、現状における法規制の状況を将来とも維持していく。</p> <p>b. レクリエーション系統の配置方針</p> <p>ア. 身近なレクリエーション需要に応える住区基幹公園の適切な配置</p> <p>身近な、生活圏レベルにおける市民の休息や運動の場を確保するため、市街地内における誘致距離が、街区公園は概ね250m、近隣公園は概ね500m及び地区公園は概ね1kmとなるように、配置することを目標とする。</p> <p>イ. 都市や広域レベルでのレクリエーション需要に応える都市公園の配置</p> <p>住民の健康の維持・増進及びコミュニティの醸成等に寄与するため、総合公園（アールプス公園、松本城公園）の整備拡充、及び松本平広域公園の活用を図る。</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>② 主要な緑地の配置の方針</p> <p>本区域における都市環境及び生物生息・生育環境の保全、災害時の安全性及び市民のやすらぎ空間の確保、魅力ある街なみ景観の形成を進めるため、緑地を機能別に環境保全、レクリエーション、防災、景観の4つの系統に分類し、それぞれの視点からの配置方針を次のように定める。</p> <p>a. 環境保全系統の配置方針</p> <p>ア. 良好な自然環境や多様な生物の生息・生育環境を有する緑地の保全</p> <p>既存の国定公園や郷土環境保全地域など、良好な植物群落や水辺等を有する緑地やほ乳類、鳥類、昆虫類等の多様な動物の生息環境となっている緑地を保全する。</p> <p>イ. 都市や地域の歴史・文化的な風土を醸成する緑地の保全・育成</p> <p>文化財、旧跡、社寺などと融合し、都市や地域の歴史・文化的な風土を醸成する緑地を保全するとともに、その育成を図る。</p> <p>ウ. 都市環境や身近な生活環境の形成に資する緑地の整備・保全</p> <p>既存の都市公園や風致地区及び河川など市街地内やその近郊にあり、都市気象の緩和や快適な生活環境の保全・創出に資する緑地を保全するとともに、新たな都市公園や都市緑地等の整備を<u>検討</u>する。</p> <p>エ. 緩衝緑地の配置</p> <p>大規模な産業地については、災害時又は操業時の周辺環境に対する影響を緩和するため、敷地内の周辺部に緩衝緑地を適宜配置する。</p> <p>オ. 水源地、美しい森林風景としての森林環境の保全（西部森林地域）</p> <p>波田・梓川地区の西側に位置する森林地域の多くは都市計画区域の外側に位置しているが、現在比較的良好的な環境にあることから、現状における法規制の状況を将来とも維持していく。</p> <p>b. レクリエーション系統の配置方針</p> <p>ア. 身近なレクリエーション需要に応える住区基幹公園の適切な配置</p> <p>身近な、生活圏レベルにおける市民の休息や運動の場を確保するため、市街地内における誘致距離が、街区公園は概ね250m、近隣公園は概ね500m及び地区公園は概ね1kmとなるように、配置することを目標とする。</p> <p>イ. 都市や広域レベルでのレクリエーション需要に応える都市公園の配置</p> <p>住民の健康の維持・増進及びコミュニティの醸成等に寄与するため、総合公園（アールプス公園、松本城公園）の<u>改修やその周辺の整備拡充を図る</u>。<u>また、松本平広域公園については、活用と拡充の必要性を検討する。</u></p>

(旧) 第6回区域区分見直し 区域マスタープラン	(新) 第7回区域区分見直し 区域マスタープラン
<p>ウ. 多様な余暇活動需要に応える公園緑地の配置 既存の中山墓園や河川緑地（都市緑地）の活用を図る。</p> <p>エ. レクリエーションネットワークを形成する緑地軸の配置 レクリエーション拠点となる公園緑地の有効活用を図るため、これらを相互に結ぶ道路及び河川等を緑地軸として配置し、その積極的な緑化を図る。</p> <p>c. 防災システムの配置方針</p> <p>ア. 自然災害の防止効果のある丘陵緑地の保全 風・水害や土砂流出及び斜面崩壊等に対する災害防止効果のある保安林や砂防指定地等の法指定地を維持するとともに、市街地や集落地に隣接する浅間地区、山辺地区等の丘陵緑地の保全を図る。</p> <p>イ. 市街地火災の延焼遮断効果のある緑地の整備・保全 市街地における火災の延焼遮断機能を有する幹線道路や河川を延焼遮断帯として位置付け、延焼遮断効果のある緑地（並木）の整備・保全を図るとともに、必要に応じて防災道路を配置する。</p> <p>ウ. 避難地・避難路となる公園緑地の配置 地震や火災時の避難地を確保するため、地域防災計画による避難地との機能分担を図りながら公園緑地を配置するとともに、市街地における広域避難地としての松本公園の拡充整備を図る。また、これらを結ぶ避難路、輸送路として道路を必要に応じて配置し、緑化を図ることによりその機能の充実を図る。</p> <p>d. 景観システムの配置方針</p> <p>ア. 自然的景観を特徴づけている緑地や水辺の保全と育成 市街地からの視対象となる城山、浅間、岡田、美ヶ原温泉周辺及び廣澤寺周辺地区等の里山景観を形成する緑地を保全する。また、本区域を流下する河川は骨格的な水辺の景観軸として眺望景観の保全に努めるものとする。 さらに、松本平の広大な田園地域は、本区域の田園景観を形成する緑地として保全・活用する。</p> <p>イ. 歴史・文化的風土を醸成する緑地の保全 国宝松本城のある松本城公園、城山公園及びあがたの森公園等の緑地や市街地内に存在する神田、筑摩、並柳及び井川城等の独立樹林群、さらには屋敷林や社寺境内内の緑（鎮守の森）を保全し、緑豊かな景観と融合した歴史・文化的な風土を醸成する。</p>	<p>1 ウ. 多様な余暇活動需要に応える公園緑地の配置 既存の中山墓園や河川緑地（都市緑地）の活用を図る。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4 エ. レクリエーションネットワークを形成する緑地軸の配置 レクリエーション拠点となる公園緑地の有効活用を図るため、これらを相互に結ぶ道路及び河川等を緑地軸として配置し、その積極的な緑化を図る。</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8 c. 防災システムの配置方針</p> <p>9 ア. 自然災害の防止効果のある丘陵緑地の保全 風・水害や土砂流出及び斜面崩壊等に対する災害防止効果のある保安林や砂防指定地等の法指定地を維持するとともに、市街地や集落地に隣接する浅間地区、山辺地区等の丘陵緑地の保全を図る。</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14 イ. 市街地火災の延焼遮断効果のある緑地の整備・保全 市街地における火災の延焼遮断機能を有する幹線道路や河川を延焼遮断帯として位置付け、延焼遮断効果のある緑地（並木）の整備・保全を図るとともに、必要に応じて防災道路を配置する。</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19 ウ. 避難地・避難路となる公園緑地の配置 地震や火災時の避難地を確保するため、地域防災計画による避難地との機能分担を図りながら公園緑地を配置するとともに、市街地における広域避難地としての松本公園の拡充整備を図る。また、これらを結ぶ避難路、輸送路として道路を必要に応じて配置し、緑化を図ることによりその機能の充実を図る。</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25 d. 景観システムの配置方針</p> <p>26 ア. 自然的景観を特徴づけている緑地や水辺の保全と育成 市街地からの視対象となる城山、浅間、岡田、美ヶ原温泉周辺及び廣澤寺周辺地区等の里山景観を形成する緑地を保全する。また、本区域を流下する河川は骨格的な水辺の景観軸として眺望景観の保全に努めるものとする。 さらに、松本平の広大な田園地域は、本区域の田園景観を形成する緑地として保全・活用する。</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33 イ. 歴史・文化的風土を醸成する緑地の保全 国宝松本城のある松本城公園、城山公園及びあがたの森公園等の緑地や市街地内に存在する神田、筑摩、並柳及び井川城等の独立樹林群、さらには屋敷林や社寺境内内の緑（鎮守の森）を保全し、緑豊かな景観と融合した歴史・文化的な風土を醸成する。</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p> <p>38</p> <p>39</p> <p>40</p>

(旧) 第6回区域区分見直し 区域マスタープラン

ウ. 身近な街並み景観を形成する緑地の整備・育成

松本市で発祥した「花いっぱい運動」等の緑化施策を活用し、道路の沿道や歩道、学校、官公庁及び文化施設等の公共施設、並びに工場等の大規模事業所敷地や民有地内の緑化を進め、身近な街並みにおける緑地景観の整備・育成を図る。

エ. 防災機能、都市環境の保全などの視点から見た緑地の整備・保全

波田地区の大きな特徴のひとつである梓川沿いの段丘林をはじめ、屋敷林や境内林などは、郷土の優れた景観を形成する機能だけでなく、防災としての機能、都市としての環境の保全や自然生態系の保全機能など、多様な機能を持っているため、これらの機能の確実な保全と、さらには今後の都市整備に伴う新たな緑地空間の創出、機能強化、緑地空間の特性に応じた整備を進める。

③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針

a. 公園緑地等の整備方針

都市公園等の施設として整備すべき緑地については、都市計画区域人口一人当たり約40㎡以上となるよう以下のように整備を進める。

公園緑地等の種別	配置方針	整備目標 (㎡/人)
街区公園	市街地内において、誘致距離が概ね250mとなることを目標とし、94カ所、約19haの確保を図る。	40.0
近隣公園	市街地内において、誘致距離が概ね500mとなることを目標とし、19カ所、約35haの確保を図る。	
地区公園	市街地内において、誘致距離を概ね1kmとして配置済みであり、既存の城山公園(6.1ha)、あがたの森公園(6.1ha)及び芳川公園(3.9ha)及び梓川ふるさと公園(18.8ha)の活用を図る。	
都市基幹公園	既存のアルプス公園(72.7ha)、松本城公園(10.5ha)の活用を図る。	
歴史公園	弘法山古墳公園(6.8ha)の活用を図る。	
特殊公園	既存の中山墓園(47.0ha)の活用を図る。	40.0
広域公園	既存の松本平広域公園(152.3ha)の活用を図る。	
都市緑地	既存の奈良井川緑地(3.6ha)、牛伏川緑地(0.4ha)等の活用を図る。	40.0
公共施設緑地	公共施設緑地として、既存の河川緑地、児童遊園、農村広場、農村公園、運動場・グラウンド、教育文化施設、市民農園、レクリエーション施設及び開発行為による緑地を位置付け、さらに今後の河川や公共施設及び住宅地等の整備に合わせた緑地の拡充や市民農園の開設による拡充を図る。	

(新) 第7回区域区分見直し 区域マスタープラン

ウ. 身近な街並み景観を形成する緑地の整備・育成

松本市で発祥した「花いっぱい運動」等の緑化施策を活用し、道路の沿道や歩道、学校、官公庁及び文化施設等の公共施設、並びに工場等の大規模事業所敷地や民有地内の緑化を進め、身近な街並みにおける緑地景観の整備・育成を図る。

エ. 防災機能、都市環境の保全などの視点から見た緑地の整備・保全

波田地区の大きな特徴のひとつである梓川沿いの段丘林をはじめ、屋敷林や境内林などは、郷土の優れた景観を形成する機能だけでなく、防災としての機能、都市としての環境の保全や自然生態系の保全機能など、多様な機能を持っているため、これらの機能の確実な保全と、さらには今後の都市整備に伴う新たな緑地空間の創出、機能強化、緑地空間の特性に応じた整備を進める。

③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針

a. 公園緑地等の整備方針

都市公園等の施設として整備すべき緑地については、都市計画区域人口一人当たり約40㎡以上となるよう以下のように整備を進める。

公園緑地等の種別	配置方針	整備目標 (㎡/人)
街区公園	市街地内において、誘致距離が概ね250mとなることを目標とし、94カ所、約19haの確保を図る。	40.0
近隣公園	市街地内において、誘致距離が概ね500mとなることを目標とし、19カ所、約35haの確保を図る。	
地区公園	市街地内において、誘致距離を概ね1kmとして配置済みであり、既存の城山公園(6.1ha)、あがたの森公園(6.1ha)及び芳川公園(3.9ha)及び梓川ふるさと公園(18.8ha)の活用を図る。	
都市基幹公園	既存のアルプス公園(72.7ha)、松本城公園(10.5ha)の活用を図る。	
歴史公園	弘法山古墳公園(6.8ha)の活用を図る。	
特殊公園	既存の中山墓園(47.0ha)の活用を図る。	40.0
広域公園	既存の松本平広域公園(152.3ha)の活用を図る。	
都市緑地	既存の奈良井川緑地(3.6ha)、牛伏川緑地(0.4ha)等の活用を図る。	40.0
公共施設緑地	公共施設緑地として、既存の河川緑地、児童遊園、農村広場、農村公園、運動場・グラウンド、教育文化施設、市民農園、レクリエーション施設及び開発行為による緑地を位置付け、さらに今後の河川や公共施設及び住宅地等の整備に合わせた緑地の拡充や市民農園の開設による拡充を図る。	

b. 緑地保全地区等の指定方針

良好な自然環境の保全等を図るため、風致地区等の指定を以下のように進めるものとする。

地区の種別	指定方針	指定目標
風致地区	既存の城山風致地区、浅間風致地区、松本城址風致地区の保全を図る。	約344ha
緑地保全地区	市街地内における筑摩神社の樹林地をはじめとする主要な社寺林や多様な生物生息・生育環境を保持する緑地や水辺地を対象に、26カ所を指定する。	約30ha

④ 主要な緑地の確保目標

a. おおむね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

- ・アルプス公園の改修、松本城公園の整備
- ・開発行為緑地の整備

都市公園等の施設として整備すべき緑地は、アルプス公園、松本城公園等の改修・整備促進に加え、開発行為緑地の整備を推進する。

b. 主要な緑地保全地区など

都市の緑の保全を図るため、特別緑地保全地区などの指定について研究を進める。

b. 緑地保全地区等の指定方針

良好な自然環境の保全等を図るため、風致地区等の指定を以下のように進めるものとする。

地区の種別	指定方針	指定目標
風致地区	既存の城山風致地区、浅間風致地区、松本城址風致地区の保全を図る。	約344ha
緑地保全地区	市街地内における筑摩神社の樹林地をはじめとする主要な社寺林や多様な生物生息・生育環境を保持する緑地や水辺地を対象に、26カ所を指定する。	約30ha

④ 主要な緑地の確保目標

a. おおむね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

- ・アルプス公園の改修、松本城公園の整備
- ・開発行為緑地の整備

都市公園等の施設として整備すべき緑地は、アルプス公園、松本城公園等の改修・整備促進に加え、開発行為緑地の整備を推進する。

b. 主要な緑地保全地区など

都市の緑の保全を図るため、特別緑地保全地区などの指定について研究を進める。







松本都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成26年11月発行

○長野県 松本建設事務所計画調査課  
〒390-0852 長野県松本市島立1020番地  
TEL 0263-40-1964  
FAX 0263-47-8027

○長野県 建設部都市計画課  
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
TEL 026-235-7297  
FAX 026-252-7315

この印刷物は環境保全のため、再生紙を使用します。

松本都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

令和3年3月発行

○長野県 松本建設事務所計画調査課  
〒390-0852 長野県松本市大字島立1020  
TEL 0263-40-1964  
FAX 0263-47-8027

○長野県 建設部都市・まちづくり課  
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
TEL 026-235-7297  
FAX 026-252-7315

この印刷物は環境保全のため、再生紙を使用します。